

平成 29 年第 3 回設楽町議会定例会（第 1 日）会議録

平成 29 年 9 月 5 日午前 9 時 00 分、第 3 回設楽町議会定例会（第 1 日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 今泉吉人 | 2 河野 清 | 3 松下好延 |
| 4 | 5 金田文子 | 6 高森陽一郎 |
| 7 熊谷 勝 | 8 土屋 浩 | 9 山口伸彦 |
| 10 田中邦利 | 11 金田敏行 | 12 伊藤 武 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	
教育長	後藤義男	代表監査委員	後藤太
総務課長	原田直幸	出納室長	金田伸也
企画ダム対策課長	澤田周蔵	津具総合支所長	佐々木一夫
生活課長	久保田美智雄	産業課長	鈴木浩典
保健福祉センター所長	氏原哲哉	建設課長	金田敬司
町民課長	佐々木輝	財政課長	大須賀宏明
教育課長	原田利一		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 伊藤 斉

5 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

1 土屋浩議員

横山町制これまでの取組みと次の 4 年に向けた考え方、方針について

(1) 設楽町の教育環境について

(2) 設楽町の活性化に向けた産業振興について

(3) 多様化する行政課題に対する今後の進め方について

2 田中邦利議員

(1) 介護保険の課題と町の対応について

(2) 4 k 8 k 放送への対応について

3 今泉吉人議員

- (1) 設楽町文化財の保存並びに管理を問う。
 - (2) 吸血鬼、ヤマビルの駆除に対する町の対応を問う。
- 4 金田文子議員
 - (1) 公共施設の空き空間をコミュニケーションの場として開放せよ。
 - (2) 防災計画の具体的運用と情報保障を促進せよ。
 - 5 河野清議員
 - (1) 設楽町内の河川管理について問う。
 - 6 高森陽一郎議員
 - (1) 公共施設管理計画から見た町内公共施設の配置の整合性を問う。
 - (2) 公共施設管理協会への質問パート2、プレゼン時の最大の売り、アピールはどのような内容だったのか。
 - (3) 三期目の立候補についての所信を問う。
- 日程第6 報告第5号
平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第7 承認第3号
専決処分の承認について
- 日程第8 議案第42号
製造請負契約の締結について
- 日程第9 議案第43号
平成29年度設楽町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第44号
平成29年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第45号
平成29年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第46号
平成29年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第47号
平成29年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第48号
平成29年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第49号
平成29年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第50号
平成29年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第51号
平成29年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 認定第1号
平成28年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第19 認定第2号
平成28年度設楽町国民健康保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第3号
平成28年度設楽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第4号
平成28年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第5号
平成28年度設楽町簡易水道等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第6号
平成28年度設楽町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第7号
平成28年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第8号
平成28年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 認定第9号
平成28年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 認定第10号
平成28年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 認定第11号
平成28年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第29 認定第12号
平成28年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 認定第13号
平成28年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

会 議 録

開会 午前9時00分

議長 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達していますので、平成29年第3回設楽町議会定例会(第1日)を開会します。これから、本日の会議を開きます。本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

7熊谷 おはようございます。平成29年第12回議会運営委員会結果の委員長報告をいたします。平成29年第3回定例議会第1日の運営について、8月31日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。日程第1、日程第2は従来どおりでございます。日程第3諸般の報告は、議長より報告があります。日程第4行政報告は、町長より報告があります。日程第5一般質問は、本日6名が一般質問を行います。質問は受付順で、質問時間は答弁を含めて50分以内です。本日提案されている案件は、町長提出25件です。日程第6報告第5から日程第8議

案第 42 号までの 3 議案は順次 1 件ごとに上程します。日程第 9 議案第 43 号から日程第 17 議案第 51 号までの 9 議案は一括上程します。日程第 18 認定第 1 号から日程第 30 認定第 13 号までの 13 議案は決算です。一括上程し、決算特別委員会を設置して審議することとします。以上であります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願い致します。

議長 日程第 1 「会議録署名議員の指名について」を、行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、3 番松下好延君、5 番金田文子君を指名します。よろしくお願い致します。

議長 日程第 2 「会期の決定について」を、議題とします。本定例会の会期は、本日から 9 月 20 日までの 16 日間としたいと思います。御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。会期は 16 日間と決定しました。

議長 日程第 3 「諸般の報告」を行います。議長として始めに、議員の閉会中の辞職許可報告を行います。夏目忠昭議員から平成 29 年 6 月 30 日をもって辞職したい旨の辞職願が 6 月 30 日に提出されましたので同日付で許可をしました。

次に監査委員より地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により例月出納検査の結果について、平成 29 年の 5 月、6 月、7 月執行分の結果報告が出ています。事務局で保管をしていますので、必要な方は閲覧をお願いします。

次に、議員派遣の件について、会議規則第 129 条第 1 項のただし書きの規定により、議員派遣を別紙のとおり報告いたします。

次に、陳情書等の取扱いについて、お手元の議事日程に綴じ込みで配布したとおり、陳情書 4 件を受理しています。議会運営委員会にお諮りした結果、陳情第 3 号から 6 号は全て文教厚生委員会付託に決定しました。以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第 4 「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 みなさん、おはようございます。本日、議員各位におかれましては、公私とも御多用のところ、9 月議会定例会の開催にあたりまして、全員のみなさん方に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今年の夏は、連日、不安定な気候の様相を呈しておりましたが、最近はやさしい暑さも少しずつ和らぎ、朝夕はずいぶん過ごしやすくなってまいりました。しかし今後におきましては、台風の襲来による災害等が危惧されるところでございます。こうしたことに万全な体制を整えていきたいというふうに思っているところでもあります。

それでは行政報告をさせていただきます。まず1点目は、設楽町長選挙並びに設楽町議会議員補欠選挙についてであります。設楽町長選挙並びに設楽町議会議員補欠選挙を10月10日火曜日に告示、10月15日日曜日に投開票を実施いたします。立候補届出のための事前説明を9月25日月曜日の午前10時から役場議場で、また事前審査を10月2日月曜日に実施をいたしますので、御承知置きください。

2点目は、道の駅清嶺の進捗状況についてであります。道の駅に関しましては、地元区長さん及び地元有志のみなさんからの要望書が、私に対して提出がされ、再度内容の調整を進めていることは、御承知のことと存じます。現在は、調整の窓口となる地元の清嶺地区の有志の方々の要望を伺いながら、類似施設の視察ですとか、またヒアリング等も行って、最終的なレイアウトがまとまりつつある状況で、今後は運営主体の調整を進めてまいります。建物の実施設計書の作成では、レイアウトの調整に時間を要しているため、9月末の完了が難しい状況となり、工期延期とともに打合せ回数等の増加による委託経費の増額も必要となりましたので、9月議会に補正予算を提出させていただくことといたしました。今後のスケジュールといたしましては、12月を目途に実施設計を完成をさせ、3月議会で工事請負契約の議決をお願いをしたいと考えております。

3点目ではありますが、町民税の多額の未納金についてであります。去る8月30日の新聞報道で「工事費を架空請求詐欺の疑い2人逮捕」という記事が掲載がされました。この事件は郡内の建設会社が手がけた樹木伐採工事をめぐり、工事施工の事実がないにもかかわらず、虚偽の内容を書いた請求書により工事代金をだまし取った疑いというもので、容疑者の1人は、設楽町に平成28年5月まで住所を有しておりました。この容疑者は、高額な個人事業所得を得ており、国税のほうで平成23年から平成27年までの所得税の修正申告がなされました。これを受けて、町でも平成28年度に町民税の追徴徴収することになりましたが、課税額が14,000千円余と高額であり、全く改修できない状態となっております。現在、これに係る滞納整理につきましては、徴収困難な案件として、東三河広域連合徴収課に移管をして処理を進めておりますので、御承知置きください。

4点目は、敬老の日に関することでもあります。来る10日、17日には、町内の各地で敬老会が予定をされており、お招きをいただいておりますので参加をさせていただきます。みなさんのお元気な顔を拝見し、お話をさせていただきたいと思っておるところであります。また18日と19日の両日には、数え100歳以上

の 20 名の方のお宅を訪問をさせていただきたいと思っております。元気に昔話をさせていただく方もおみえになりますので、私も伺うことを楽しみにしているところでもあります。

5 点目は介護職員初任者研修についてであります。今年で 2 年目になりますが、9 月 2 日の土曜日に社会福祉法人ゆたか福祉会で「介護職員初任者研修」の終了式がありまして、16 名の方が研修を修了されました。今後とも町として、このような介護に携わる方の技能向上を支援し、介護、福祉の人材の確保を進めてまいりたいと思っております。

以上、近況について御報告をさせていただきました。

本日は、6 名の議員によりまず一般質問に続き、財政状況に関する報告 1 件、専決処分 1 件、請負契約の締結 1 件、一般会計・特別会計の補正予算 9 件、平成 28 年度歳入歳出決算認定 13 件の計 25 件を上程させていただきました。また、最終日には教育委員の任命などの人事案件と工事請負契約の締結 1 件を追加上程をさせていただく予定であります。提出させていただいた議案等につきましては、本会議及び各委員会において慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げ、議会定例会開会に先立ちまして、行政報告とさせていただきます。

なお、私ごとで恐縮であります。私 2 期 8 年にわたりまして、多くのみなさま方の御支援、御協力をいただくなか、町長としてここまで務めさせていただきました。あらためて御礼を申し上げます。今後の考えといたしましては、6 月議会でも三度立候補させていただくことをお伝えさせていただいたところではありますが、二期目の任期が 10 月 22 日で終わることから、この 4 年間、議会のみなさま、町民のみなさまには多くの御理解、御協力をいただくなかで、町長職を務めさせていただきました。このことにあらためて感謝とお礼を申し上げまして、あいさつとさせていただきます。4 年間、ありがとうございました。

議長 日程第 5 「一般質問」を行います。質問は、受付順とし、質問時間は答弁を含めて 50 分以内としますので御協力をお願いします。はじめに、8 番土屋浩君の質問を許します。

8 土屋 みなさん、おはようございます。大変久しぶりに質問をします。少し緊張をしておりますけれども、通告に従いまして質問をさせていただきます。

さて、まもなく設楽町におきましては、設楽町長選挙が執り行われることとなっており、横山町長におかれましては 3 選を目指され 6 月議会において出馬表明をされたところでもあります。そこで今日はですね、横山町制これまでの取り組みと課題、それと次の 4 年に向けた考えの方針についてをお聞きします。

いろいろな課題のある設楽町でありますので、すべての面においてお聞きをすることはできません。今日は、「教育環境について」「設楽町の活性化に向けた産業振興について」そして「多様化する行政課題に対する今後の進め方について」

の3点についてお聞きをしたいと思います。

それでは最初に教育環境についてお聞きをします。教育環境の課題につきましては、お子様を育てられる世代のみなさんから、大変多くの不安の声をお聞きをしますので、私もこれまで何度か教育環境について質問をしてきました。平成24年度には学校教育環境アンケートを実施していただき子育て世代のみなさんからの御意見もいただいております。そのアンケート調査の集計結果を見ますと、回答をされた方の4割の方が総論では現状維持を支持をしておみえですけれども、小規模化に伴い集団活動に支障があること、友達が少ないことによる社会性や競争心が育ちにくいことなどへの不安があるとしております。また一方で4割弱の方が統合を含め検討をするべきというふうに回答をしている点は、みなさん御承知のとおりであります。そのような中、平成29年3月議会におきまして、教育長より平成29年度の教育方針説明がなされました。それによりますと、今後の教育環境につきましては、児童生徒数の推移を見る中、現在の2中5小体制をこれからも維持をしていくというものであります。以前の質問の際にも申し上げましたけれども、私自身、学校の統廃合を推進するというものではありませんので、現在の2中5小体制について質問をするものではありません。しかし一方で不安を持つ保護者の方がたくさんおみえになることは、このアンケートの結果からも明らかであります。そしてその不安を少しでも解消することが行政の役割であると思っておりますので、この方針が示されたことについて、ここに至る経緯をお聞きをします。

平成24年のアンケート結果を受け、教育委員会として、不安を持つ保護者の方にこれまでどのような取り組みをなされてきたのか。また「今後の対策として、町全体の教育施策を含めた仮称「教育基本計画」を今後1年から2年の間に策定し、その中で基本的な方針を保護者はもとより関係地域住民へ説明をしていきたいと考えている」というふうにしていきます。ですので、その取り組みの具体的な実施状況を伺います。

2点目に平成25年3月議会の答弁において、町長より「学校のあり方検討会」立ち上げ、保護者など地域の声を聞くというふうに答弁をしておりますけれども、4年を経過した現在でも設置がされておられません。その理由について伺います。

次に設楽町の活性化に向けた産業振興についてお聞きをします。このテーマにつきましては、長年、そして今後に向けても大変難しく重要な課題であると思っております。そして一朝一夕に解決できるものではないというふうに思っています。設楽町におきましても、産業振興に向けた取組みをいくつか実施をしていることは承知をしています。設楽ダム事業に関連し、バイオマス発電や木材の有効利用また観光の推進など、地域資源に基づいた新たな産業振興を目指し、将来に向け取組みを始めています。しかしまだ道半ばというところかというふうに思います。また一方では、地域活性化に向け町内にお金を循環させるという視点から、プレミアム商品券の補助や若者定住に向けた住宅建築に地元業者を使うことによる

補助、そして町長のまちづくりのコンセプトに基づく町内の公共建築において、可能な限り地元業者の参加や設楽町産材の使用をするということにつきましては、多くの成果が上がっているものと感じています。とりわけ新庁舎の建設におきましては、地元の業者や木材を使うことにより建設費が少し高くなるという議論がありましたが、建設から4年を過ぎた現在、役場を通じた視察は51件、約1,000人の方がこの設楽町庁舎を見に来ていただいております。また他にも役場を通じない視察も数多くありますので、これらのことはこれからのまちづくりに向け、まず多くの方に、この私たちの設楽町を知っていただく。来ていただく。見ていただく。という視点から、大変重要なことと思いますし、大きな成果だと思っています。そして産業振興の面から大変重要な点というふうに思っています。そこでこの点を踏まえて質問をします。現在田口地内において、社会福祉法人宝保育園の新築工事が行われています。補助事業ということで、公共工事ではありません。また入札制度を経たきちんとした事業であることは理解をしています。しかしこの事業において、町内の事業者の参入はほとんどないということであり、工事費の90%を補助し公共建築におけるコンセプトを持つ町として、この現状をどのように捉えているのかをお伺いします。

次に設楽ダム事業に関連して伺います。いよいよ本格化をする設楽ダム事業ですが、この事業において町の活性化、産業振興は大きなテーマであると思います。今後4年といわず、ここ1～2年が大変重要なときというふうに思っています。そこで産業振興に向けた方針と実現させるための取組みをお聞きをします。

最後に多様化する行政課題に対する今後の進め方についてお伺いをします。住民の皆さんや社会のニーズが大変多様化する現在であります。それに答えるための行政課題の進め方は今後の大きな課題であるというふうに思っています。多様化に伴い行政として取り組むテーマは年々増加の傾向にあると感じています。私たち議会におきましても、将来に向け新たな枠組みがいろいろ形成されるなか、そこに参加をしていくわけでありますけれども、それに伴い議会事務局にあっても年々仕事が増加しているというふうに感じています。現在、設楽町と津具村が合併して12年目をむかえているわけですが、合併当時134人いた役場職員の数も、平成29年現在109人ということであります。

そこで伺います。10年前と比較して取り組む課題、仕事は増えているというふうに感じているのか。また新しい事業が毎年計画をされていますが、増えていく事業にあわせ廃止をしていく事業があるのかを伺います。

そして最後に将来を見据えこの課題に向け、具体的にどのように取り組んでいくのか。また何が重要と考えているのかを伺い、1回目の質問とします。

教育課長 それでは土屋議員の最初の質問の設楽町の教育環境について前段の部分を教育委員会のほうからお答えさせていただきます。最初のアンケートの結果を受けて、不安を持つ保護者のみなさんに対し、教育委員会としてこれまでどのような取組みをしてきたのかという質問でございます。アンケートの集計結果で意

見記述の内容から、5小2中の維持が約40%、中学校のみ統合が約13%、小学校の統合が約9%、無理のない統合、統合やむなしが約12%となっております。しかしながら小規模化に伴う音楽や体育の集団活動に支障があること、友達が少ないことにより社会性や競争心が育ちにくいことなどを心配する意見が多数ありました。議員の御質問は「不安を持つ保護者のみなさんに対し、その不安を解消するために教育委員会として何を取り組んできたのか」ということで、お答えさせていただきます。

正直に申し上げまして、このアンケート結果を受けて新たに取り組んだ事業はございません。しかしながら設楽町では、へき地教育としてかねてより集合学習、都市体験学習、交通安全教室、芸術教室、さらには造形展や音楽会などに取り組んでおり、音楽や体育、さらには集団活動を補う支援を続けてまいりました。このことが保護者の不安を取り除いてきたとは考えておりませんが、5小2中を維持していくなかで、できる限りのことをしてきたんだというふうに考えております。

次に「教育基本計画を今後1年から2年の間に策定して、その中で基本的な方針を保護者はもとより関係地域住民へ説明していきたい」としているが、その具体的な実施状況を伺うという質問と、4年経過したが現在なにも設置されていないその理由を問うというのは、回答が重複しますので、あわせて回答させていただきます。設楽町の教育施策を含めた基本計画を策定し、その基本的な方針を保護者はもとより関係地域へ説明していくと、公表してきました。しかしながら今現在においても教育基本計画は策定されておりません。言い訳にしかならないと思いますけれども、平成27年度から教育委員会制度が変わることはすでに決定しておりました。制度改正の要点としましては、1つが教育委員長を廃止して教育長に一元化し、新教育長としたこと、2つ目が教育長を首長が任命すること、3つ目が首長が総合教育会議を主宰すること、この3点となっております。この新制度下では、首長に総合教育会議を主宰し、その自治体の教育、学術および文化の振興に関する総合的な大綱の策定が義務付けられております。この教育大綱の策定義務が新たに生じたことなど、情勢変化があったことをお含みおきいただきたいと思います。新制度に移行しました平成27年度に、町長、教育長と教育委員を構成メンバーとする総合教育会議におきまして、設楽町教育大綱を策定し、「教育は人づくり」を設楽町の教育理念に掲げ、重点項目として特別支援教育の充実、ICT教育の推進、英語教育の推進、道徳教育の推進、キャリア教育の推進、学校のあり方の検討、しつけ・食育・眠育の強化、いじめ・不登校防止体制の強化の8項目をあげさせていただきました。

この大綱の策定、あるいは総合教育会議での議論を踏まえ、平成28年11月に学校関係者との意見交換会を開催いたしました。この意見交換会は、学校のあり方検討会の設置に向けた事前意見聴取という意味を持って望んだ会議でありました。その意見交換会への案内文では「現在の住民基本台帳からみる今後の設楽

町の児童生徒数は減少を続けていきますが、当町では2中5小の維持を前提に教育行政を進めております。しかしながら、平成28年5月30日に開催された総合教育会議においては、「移住定住施策を推進して小学校を残していく。こういうことを町をあげて実施していく方針となっておりますけれども、今後の2中5小体制を維持していくことが、児童生徒、あるいは地域社会にとって不可欠のことなのかを含め、学校統合ありきではない小中学校のあり方について関係者の意見を聞きながら検討する必要がある」とされました。つきましては「学校関係者のみなさんに学校に対する率直な意見をお伺いしたく云々」という案内をさせていただきました。この意見交換会でも全体として悲観的な意見はなく、少人数でも特には問題はないとの意見が多くありました。なかには小学校で同級生がおらず中学になって同級生が増えることに対する不安が少なくともそういった感覚はあるよという意見もありました。

この意見交換会の開催後に行った総合教育会議では、保護者は学校の統廃合は喫緊の課題とは捉えていないけれども、町長の方針も踏まえ、いずれ「あり方検討会」を設置して検討を始めなければならない時期にきているとの共通認識を確認しましたが、意見交換会のなかで先ほど申し上げましたように、全体として悲観的な意見は少なく、少人数でも特に問題はないとの意見が多くありました。これらの学校関係者の意見を受け、意見交換会のあと、すぐに「あり方検討会」を立ち上げることに對して、我々ちょっと躊躇をしていることも事実であります。教育委員会からは以上であります。

町民課長 では設楽町の活性化に向けた産業振興についてお答えいたします。社会福祉法人田口宝保育園の園舎建設については、補助金交付要綱に基づく補助を行っています。要項としては、特に施工方法について示していません。しかし町では、これまで公共施設を建設する際には設楽町産材の使用や地元業者の参入について配慮して事業を行ってきました。田口宝保育園には、このような町の取り組みをお伝えして多額の補助を行う事業なので、この事業が地元の経済の活性化につながるようお願いをしました。

田口宝保育園では工事の入札にあたり、そのことを配慮していただき、東三河に本店、支店、営業所を有することを入札参加資格として、入札が行われました。しかしその入札が不調となり、改めて入札を行った結果、請負者は東三河以外の業者になりました。そして現状では、この工事に地元の業者が関わるということがほとんどない状況となっていることは、大変残念に思っています。

今後については、多額の町費を支出する事業には、施工について町内の経済に還元されるような仕組みを考えたいと思いますが、国や県の補助事業として認められる要件のなかで研究したいと思っております。以上です。

産業課長 それでは私からは「活性化に向けた産業振興について」の2点目についてお話をさせていただきます。本格化する設楽ダム事業で、地元業者や設楽町産材の利用に関連し、設楽町の産業振興に向けた方針に関する質問ということで考えま

した。

まず、地元業者の参入についてということでお話させていただきます。ダム本体建設に関する事業は、事業規模からみても、大手が参入することと思われます。付替道路などのダム関連事業に関しては、規模や種類もさまざまありますので、しばらくはまとまった事業量の発注が見込まれることとなると思います。町の発注のものにつきましては、地元業者の参入が可能になるような形態での発注を心掛けるとともに、県など他の発注者に対しても、地元の業者が参入できるような形での発注を要請していきます。

地元の産業振興の意味では、工事に限らず、資材の納入や食材の提供、宿泊場所についても関わりが出てくると思います。できる限り地元からも調達してもらおうよう働きかけるつもりでおりますけれども、地元の事業者の方々の頑張りも期待したいと思います。

設楽ダムに関連し、設楽町産材の利用についてお話させていただきます。設楽町が事業主体の施設については、これまでどおり設楽町産材の利用を進める考えでおります。また設楽町が事業主体でないとしても、設楽ダム建設により切り出された材木の利用という観点から、設楽町産材の活用について東三河を中心に呼びかけていきます。

設楽ダムで水没地等から発生する森林資源は、約 20 万立米といわれております。その内、有価木が 12.8 万立米、非有価木が 7.5 万立米といわれております。特に非有価木については、エネルギー利用も含めて検討しまして、水没地にある森林の伐採が終了したあとも、産業として成り立つようなシステム作りを検討し、進めていきたいと考えております。

近年、産業としての観光に目が向けられております。道の駅清嶺についても、幅広く地元の産業振興につなげることを目指して整備を進めてまいります。

設楽ダムの完成は、平成 38 年の予定です。湛水期間も考慮しますと、あと 7 年半ほどで工事が完了という予定になろうかと思っております。設楽町の産業、人の営みは、まだまだ続いていきますので、ダム建設工事を活用しながら、産業振興を進めるとともに、工事完了後の設楽町のあり方を考えながら、持続可能なまちづくりを進める必要があると考えております。私のほうからは以上です。

総務課長 それでは総務課から「多様化する行政課題の対する今後の進め方について」の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まずはじめに「10 年前と比較して取り組む課題、仕事は増えていると感じているのか。新しい事業が毎年計画されていくが、増えていく仕事にあわせ廃止する事業があるか」という点であります。10 年前の平成 18 年度に作成した設楽町総合計画と、今回策定しました設楽町総合計画を比較してみますと、課題として取り上げられていることは、言葉の使い方や記載の順番は違えども、内容はほぼ同じで、1 として「住民協働によるまちづくり」、2 として「自然環境の保全と活用」、3 として「産業の活性化」、4 として「住みやすい居住環境の整備」、5 と

して「子どもから高齢者まで皆が安心して暮らせる福祉環境づくり」、6として「まちの将来を担う人材育成の推進」が掲げられています。

設楽町としての最大の課題は、少子高齢化、過疎化による人口減少問題でありまして、これが解決されない限り、課題は大きく変わることはないと思われま

す。一方、仕事の事務量におきましては、10年前と比べて増加していることは間違いのないことだと思います。なんといたって一番大きいことは、平成21年2月の設楽ダム建設の合意によります水源地域整備計画、水源地域振興計画の事業開始であり、町道、農道、林道をはじめとする道路整備、田口地区公共下水道事業、簡易水道事業、町営住宅の建設事業、歴史民俗資料館やダム湖周辺整備事業など各課にまたがる多くのメニューをこなしている状況になっています。また平成28年3月に設楽町総合戦略を策定し、企画ダム対策課内にある移住定住促進室を中心に人口減少に歯止めをかけるための、子育て世帯の移住を目的とした空き家紹介事業など、移住定住事業を推進をしております。

またそれとは別に、国の制度改正により、後期高齢者医療保険制度やマイナンバー制度の創設、職員の人事評価制度の運用、公共施設等総合管理計画の実施、町道の橋梁・トンネルなどの長寿命化などがあげられています。

他方、事務の廃止という点でございますけれども、設楽町事務分掌規則に載っています各課の所掌事務について、役場の仕事としてどの事務も必要であり、廃止できるものはないというふうに思っております。ただ町の単独で補助金を出している事業につきましては、毎年予算要求時点などに、不急不要な事業については見直しを行っておりますけれども、こうした事業の削減により事務量の軽減は図られるものではないというふうに思っております。

2つ目の「将来を見据えこの課題に向け、具体的にどのように取り組んでいくのか。また何が重要かと考えるのか」という点でございますけれども、仕事の増大に対応するためには、まずマンパワーの確保が不可欠だと思っております。現在、4名のフルタイム再任用を含め、先ほど議員がおっしゃられたように109名の職員がいます。その他に、短時間勤務再任用職員が4名、臨時職員が4名、嘱託職員が18名います。行政改革のなかで職員採用については、退職職員の2分の1程度の補充としてきましたが、今後につきましては、仕事量の増大による職員の負担増も考慮しつつ、前例にとらわれず採用を進めてまいりたいというふうに思っております。ただ職員数には制限も出てきますので、仕事量をこなすための職員のスキルアップは不可欠だというふうに思っております。そのためにはいろいろな研修へ参加させることはもちろんですが、「町民のみなさんがどんなことを考えているのか」とか「期待しているのか」というようなことを常に考える姿勢など、職員の意識向上も重要だというふうに思っております。

一方で、職員が不足する部分、特に土木や下水道事業等の専門職につきましては、人材の育成をしていかなければなりませんけれども、一足飛びにはなかなかいかない状況なので、工事の設計や監督業務の一部などを委託により業務をこな

していきたいというふうに思っております。

また、役場の職員が先頭をきって、仕事をこなしていくのだけではなく、移住定住事業のように地域にできた組織に任せられることは、任していくようにしていきたいというふうにも思っております。そうしたことで職員の負担軽減と地域の活性化を生むというふうに思っております。それが引いては、町の元気にも繋がっていくのではないかとというふうに考えております。総務課からは以上です。

- 8 土屋 まず教育環境についてから再質問します。実際に私も数多く御相談があるなかです、ね、「なんとか統合をしたい」と言ってみえる方と「このままでいいんだ」と言ってみえる方の間で、お互いにどんな考え方を持っているのかという意味でお話し合いをしてみたらどうだということで、その取り組みをやっているわけでありまして。やっておるわけでありまして、今2年くらいやるのですけれども、なかなかやっぱりうまくいきません。うまくいかない理由は、やっぱりその思いにもものすごく差があるというところだと思います。で、私自身、自分でできないことを役場だからやらなければいけないではないかというのは、いかにも無責任だと思いますので、あまりこの質問を最初するのはやめようかと思ったのですが、1つ、今年教育方針の説明のなかで、大変私自身、気になるところがあったので質問をしようと思いました。先ほど教育課長のほうで意見を聞いた大きなあれはなかったと言われたところにあたるんだと思いますけれども、「学校のあり方検討委員会」について、立ち上げの前段階として、町内7小中学校の校長先生、PTA会長 みなさんに集まっていただき、学校の現状、課題などについて意見を聞く機会を設けた。このときの意見としては「現状で大きな支障はない」という意見が出され、なかには「ここに学校があるからUターンしてきたという意見も聞かれました」と。全体の意見の方向としましては、「新たな改革は望んでいないというところでありました」ということが、この教育方針のなかに説明されているわけでありまして、これはですね、不安を持つ方がたくさんみえるのですが、現時点ですね、多くの保護者のみなさんのある程度の総意だというふうに御理解をすればいいわけですか。

教育課長 総意というふうには考えていませんけれども、学校の抱える意見を集約してお話いただきたいということをお願いしておりますので、先ほど申し上げましたように、その会議の中で「特に喫緊ではないんだ」という意見が多数ありましたので、あり方検討会の設置について躊躇しているという現状を報告させていただきました。

- 8 土屋 私も総意ではないと思います。現在でもやっぱり保護者の方の不安というのはさまざまありますけれども、一番多いのは、私は津具ですけれども、要するに中学校にあがるときに同級生の中で女の子が1人きりだと。で、1人きりで1つの学年の中で、女の子1人で中学校にあげていくことに大変不安を持ってみえる。で、そのなかで、どうしたら津具中学校が統合しないとするのであれば、どうしたら設楽中学校のほうに入学ができるのかというような御相談も受けるこ

とがあります。こういったなかです、やらないことの理由のなかに、私から言うとしてつけたような理由を挙げられてですね、これだから今のところ問題がないんだというところが大変私には気になったものですから、この質問をさせていただきます。役場としてはですね、当然理解をして、承知もしていることと思えますけれども、この7月現在であります、設楽町5歳児が25人、4歳児が30人、3歳児が19人、2歳児が17人、1歳児が16人、0歳児が21人。みなさん御承知だとは思いますが、これ全部で128人ですね。現在移住定住で10世帯でお子さん1人というような施策をあげてみえることは承知をしているわけでありまして、これ割るとですね、1学年約21.3人ですね。で、5小あります。5つで割ると4.2人です。1つの学校、1学年4.2人という計算であります。この現状を見て、それでも2中5小体制でいくんだというところであれば、私はそこに異存は何もありません。ありませんが、保護者の方に「小規模に伴い集団活動に支障がある。また友達が少ないことによる社会性や競争心が育ちにくいことに対する不安がある」ということがあげられております。そして一方ですね、教育大綱の中ではですね、「生きる力を兼ね備えたたくましい子どもの育成」というところが大きな柱となっております。この両方をどのように踏まえてやっていくのかということ踏まえてですね、町長、今後、選挙がありますので次の4年、町長になるのかどうかわかりませんが、なられたときにはどのような方針で臨まれていくのかということをお聞きしたいと思います。

町長 今、土屋議員の学校に対する現状、また将来に向かってのこうした学校教育のあり方等について真剣に考えておみえになり、また将来を心配されるなかでの思いで、こうした質問をさせていただきました。今、議員がおっしゃられるようにですね、町全体からみて、子供たちの将来の人数ですとか、またそういう状況が今後どんな形になっていくのかということも心配をするなかで、一方では教育方針のあり方というものを強調する、そうしてこれを粛々と進めていく。そのなかのいろいろな状況が、そこで兼ね合いがとれるのかどうか。はたしてそれで、これからの将来を考える保護者のみなさん方の思いもそのなかで集約されて納得していただけるような状況ができあがるのかどうか。そういうことも含めて、さらにもう一歩というか、もうワンステップあげた状況のなかで、学校の関係者のみなさん、そして関係する保護者のみなさん、そして多くの方々の意見を聞く、そんな状況が必要ではないかというふうに思っております。

私といたしましても、以前からこの議会で答弁をさせていただきましたとおりですね、こうした将来の学校のあり方については、時間をかけながら、今言うような課題も含めて、これを協議していくことが必要であろうというふうに考えております。そうした考え方については、いささかも変わるものではありません。したがって今後この児童の、生徒の推移ですとか、また申し上げておりますように、移住定住施策の進捗、そうしたことも念頭におきながらですね、私はこれを実現化させるために、まずは平成30年度には「学校あり方検討会」、これを総合

教育会議などで教育委員会の方々と相談をしながら、これを立ち上げていきたいというふうに考えております。そのための組織に入っていただく方のメンバー構成ですとか、また会議の持ち方等について総合教育会議で検討していこうというふうに考えておるところであります。以上です。

8 土屋 確かに多くの不安を持たれる方がみえることは現実でありますので、早急に立ち上げていただき、まず保護者のみなさんの声を聞くというところから始めていただきたいというふうに思います。

次に産業振興について伺います。宝保育園の話をしましたけれども、この工事に関してですね、町内の事業者の参入は金額のベースでどれくらいになっておりますか。

町民課長 田口宝保育園の地元業者参入の状況についてお答えします。230,000千円あまりの事業費に対しまして、8,000千円ほどになっておりまして、率では3.7%となっております。

8 土屋 なんか二昔前の消費税のような率でありますけれども、これは入札制度に基づいた事業であって、発注された宝保育園側に問題があるなんていうふうには思っておりません。役場としては、なるべく地元業者を使っていただきたいというお願いもしたということもお聞きをしております。ですが、現実として、今ここにこういう現実があるわけですね。でですね、一方ですね、若者の定住支援の住宅なんかではですね、地元の業者を使っていただくこと。地元の商店、いろいろなものを使っていただくことによつての補助の上乗せという部分があります。で、90%も補助をする事業ですので、最初の段階でですね、こういう条件の設定ということは考えられなかったですか。

町民課長 この事業につきましては、まず補助率を決めるということにつきまして、国の補助を受けながら法人に対して補助していく。そういうことを前提に考えました。で、地元業者参入等につきましては、要項のなかに盛り込むという考えはその時点ではなく、従前からある要項のなかに盛り込むという考えで進めました。

8 土屋 できるのであれば、私は条件をつけるべきだったというふうに思うのですが。どうしてこの質問をしたかといいますと、先ほど産業課長が答弁をしておりましたけれども、これからダムの事業が本格化をしてまいります。で、そのなかで町発注ではない工事がたくさん出ます。たくさん、金額が大きかったりなんかで、地元業者ではとても受けられないというような工事がたくさん出てくるわけです。そのなかで、地域の活性化、産業振興を目指す上で、地域内にお金を循環させるということは大変重要なことで、そこがなくては始まらないというふうに思っています。それは先ほど産業課長の答弁のなかにもあったというふうに思います。でですね、自分とこの家で建てるですね、自分とこの家で使うお金に対してですよ、そんなことができるのにですよ、よそが使うお金に対してどうやってそれではそれをお願いしていくのですか。自分とこの家で使うお金ですら、これができないのですよ。3%しか地元の業者使っていただけていません。この中でどうやっ

て国県が発注する大きな工事になんとか地元の消費をしてください。地元にお金を循環させてくださいということをお願いをしなければいけないわけですね。お願いをしていくなかで、自分ところでできないようなものを、私はなかなかできないと思っております。そういう意味でこの質問をさせていただきました。こういう結果をうけてですね、これからその、先ほど産業課長が言われたような面についてちゃんとやっていけるのですか。終わって見たら町内の業者なんにもなかったねというようなことがないようにしていただかないと困るわけですが、そのへんはどうですか。

町民課長 おっしゃるように、要項上はそのような制限を設けておりませんでしたので、今回このようなことになりましたが、まず書面としてお示しするような要項ではなく、町の取り組みをお伝えし、法人としてはそれも理解していただいたと思っています。ただ入札という、先ほど申し上げましたが、入札ということで不調があったというようなことから、このような結果にはなったと思っておりますが、先ほど申し上げましたが、今後要項のなかにそういうようなものを盛り込み、地元への還元とかそういうものが図られるようなものを研究して、そのようなことを進めてまいりたいと思います。

8 土屋 わかったようなわからないような説明でありますけれども、いかに町内に経済の活性化をもたらすことができるのかというところこそがですね、横山町長が8年前から言っておみえになる、ダムを起爆剤としたまちづくりにつながる最も重要なところだというふうに思っています。でですね、町長として、この現状を見て、どう思われてダム事業これからだんだん大きくなっていくわけでありませけれども、そのなかでどういうふうにやっていくかという点をお聞かせください。

町長 今のこの地域の活性化につなげていくための産業振興ということで、今回は抽象的に田口宝保育園の事例をもって、今御質問を受けたところでもあります。基本的には、私は申し上げておりますように、町内で行う公共事業等については、地元の力、地元の物、そうしたものがきちっとそういったところに活用がされていける、そういう状況のなかで、この公共事業を進めるべきだというふうに、今でもその考えは変わっておりませんし、これからもそうするべきだというふうにも思っております。今回、田口宝保育園の工事を進めるにあたってですね、私の意とするところと現実とは、そうでない状況ができあがったことに対しては、非常に残念に思っておりますし、言われるようにもう少し町の力を発揮するなかで、なんとか地元のそうしたところへも還元が図られるべき、そうしたものを考慮すべきだったのではあるのかなということ、今反省もしているところでもございます。そこで今後はですね、こうした町の行う事業については従来どおり、今申し上げたように設楽町の産材とか、また地元の業者そうした方々の参入が図れるように、やはりそこを導いていきたい。導いていくというのは、やはりそういう機会をもって、参入できる態勢を作っていくべきだというふうにも思っております。そして特にこうした多額の町費を支出する場合には、今申し上げておりますよう

に、町内の経済に還元されていくような、そういう仕組みを考える必要があろうというふうに思います。たとえば補助事業等を、この要項のなかにですね、使用者ですとか、地元業者の参入される要件としてうたうですとか、またこうした設楽町のものを地元の業者の参入に対する上乘せができるような補助を、また考慮するとか、そういったような仕組みを考えるなかで、町の産業振興に寄与できるような方策をとってまいりたいというふうに思っております。以上です。

8 土屋 私たち議会もですね、いろいろな場面において、国や県に対してこの設楽ダム受け入れの原点でありますので、なんとかここが活性化をしていくようにということで、地元消費などのお願いをしてまいっております。強い決意を持ってですね、臨んでいただきたいというふうに思います。

最後にですね、行政課題についてお聞きをします。私はですね、1つ始めたら2つぐらいやめていくぐらいの決意を持ってやらなければいけないというふうに思っておりますが、役場の事業でありますので、なかなか簡単にやめることができないというところはとても理解をしていくわけです。で、先ほどですね、課長のお話のなかに、住民の皆さんとともにというお話があったわけでありましてけれども、やっぱり私一番大事なところは、これから先、今公共施設の管理計画などが示されております。で、そのなかで、今まで役場で管理しておったものを地元住民の皆さんに委託をしていきたいと思いますというふうなお話もあります。これこそがやっぱり将来をみて、お金を計算して、こういう状況になっていくんだというふうに思います。でですね、そこで私、一番大事なのはやっぱり住民の皆さんに町の現状をきちんと知っていただいて、町の取り組みをきちんと理解をしていただくということこそが、一番大事なところだというふうに思っています。でですね、ぐるぐるとこの周りを見てみますと、北設を含め、新城以北4市町村のなかで、住民の皆さんと懇談会やってないのは設楽町だけなんですね。だけなんです。あとのところはみなさん町長、市長さん、村長さんが出ていって、住民の皆さんと懇談会をやっております。で、こういう現状になって、将来を見据えたときにですね、今までのようにですね、何でもできるということではないというふうに思っています。でですね、これから住民の皆さんにお願いをしてやっていただかなければならないことは、住民の皆さんにお願いをしてやっていただく。民間のいろいろな機関にですね、委託をして運営をしていけるものはきちんと委託をして運営をしていただくというふうなことをしていかないと、なかなか将来がみえてこないわけですがけれども、それを踏まえてですね、町長、次の4年に向けて膝を付け合わせたような、住民との懇談会や座談会というものを開催するようなつもりはありませんか。

町長 今、御指摘をいただきましたようにですね、私が町制を進めていくうえで、基本的なところ、基本中の基本だというふうに理解するなかで、要は住民のみなさん方の目線にあった、また地域の方々の思い入れというものを、どう吸い上げて、それをどう現実化させていくか。そしてそれが地域の人たち、町民の人たちの生

活するうえで、暮らしのなかでの最大必要なことだというふうに理解をしております。そうした面で、今御指摘いただきましたように、私が住民の人たちの意見を聞く場面が少ないということで、確かにそうしたことを私としても反省をしなければならないというふうに思っているところから、これからにつきましてはですね、町民のみなさんの御意見を聞くなかで、それを政策に、また施策に反映してまいりたいということで、これが必要だと。また肝要だというふうにも思っております。そうしたことから、具体的にはですね、地域懇談会のように、まず各地域に、町長はじめ職員が出向いて行って、みなさんの声を聞く。そうした場を設けてまいりたいというふうに思っております。反省を踏まえて、このへんについては特にこれを執行していくのが町長の責任でもあるし、当然のことだというふうに理解をしております。以上です。

8 土屋 ぜひ懇談会をやっていただきたいと思います。7月の始めでしたか、設楽町の人口がいよいよ5,000人を切ったというようなニュースが新聞に載っておりましたけれども、だんだんと公金なんかも厳しくなっております。そして計画どおりに進むと10年で終わるダム事業であります。その先を今しっかりと見据えてですね、将来につなげていく一番大事なときだというふうに思っています。三期目を目指される横山町長であります。これまでの経験を生かし、ぜひ思い切った取り組みをしていただきたいということをお願いをして質問を終わります。

議長 これで、土屋浩君の質問を終わります。

議長 次に、10番田中邦利君の質問を許します。

10 田中 始めに介護保険についての質問をします。過日の議会全員協議会で、東三河広域連合の介護保険事業計画第2回中間報告が公表され、介護予防活動、自立支援活動、在宅医療介護連携、介護サービス基盤充実、介護人材確保など、8つの実施事業計画（基本施策）が示されました。残るは介護保険料の具体化、決定のみとなりました。一方、国のレベルでは地域包括ケア強化法および介護保険2017年改革によって介護保険制度が2つの点で大きくかえられようとしています。1つの柱である介護保険制度の持続可能性の確保では、「1 現役並み所得者の利用料3割負担」「2 保険料の総報酬割導入」「3 高額介護サービスの負担上限の引き上げ」が盛り込まれて、2つ目の柱である地域包括ケアシステムの進化推進では、「1 自立支援、重度化防止に向けた保険者機能の強化」「2 介護医療院」「3 共生型サービスの創設」などが実施されようとしています。そして総合事業で「介護からの卒業」を求める流れが作られようとしており、これを重視しないわけにはいきません。介護保険は公的支援による制度から家庭の私的な責任を求める制度に。さらに地域住民による介護の互助化を求める制度に姿を変えつつあり、介護保険が「負担はあっても介護なし」の制度に変質してしまっているのではないかと思えてなりません。

その一方で、保険料、利用料の負担は、町民にとって耐え難いものになっており、解決すべき課題の1つになっていると思います。東三河広域連合の介護保険事業計画では、今回のこの国の政策、方針に沿って、具体計画が作られていくものと思います。

介護保険は東三河広域連合に保険者統合され、町が直接事業運営をすることができないようになりますが、町内の被保険者の不利益になることには、町としてしっかり物を言い、町民の願いを反映していく姿勢がどうしても必要です。そこで今後の介護事業や東三河広域連合における計画に対して、町としてどのような姿勢で臨むのか。明確にされるべく以下の事項について、お尋ねするものです。

1 介護保険料は負担が増え続け、町民の生活を大きく圧迫するようになっています。介護保険会計の基金取り崩しなどで統合前の保険料を引き下げる考えはないか。まずお聞きします。

2 総合事業の問題の1つでもある介護認定前のチェックリスト 25 項目の活用は、介護認定を受けさせない水際作戦になっていると言われています。介護の必要性についての判断は、本来、最初の相談の段階で病歴や初期の認知症がないかを聞き、さらに住宅での生活状況を見て、住宅改修などの必要性がないかなどの情報を収集した上で行われるべきものです。そうした点が簡略化されることにチェックリストの問題点があると聞いています。介護認定の前の基本チェックリストによる認定判断は行わないようにすべきだが、どうすべきだと考え対応するかお聞かせください。

3 自立支援、重度化防止の保険者機能強化において、国は自立支援への取り組み、目標設定評価の公表を項目として新たに設定しました。自立支援、重度化防止に向けて国が示す評価指標に基づいて、市町村が目標を設定し、その成果に応じて財政支援が行われます。しかし総枠の決まっている調整交付金から傾斜配分が行われるため、保険者は否応なしに要介護認定率を引き下げ、給付費削減競争に駆り立てられることとなります。そこでお尋ねするが、設楽町の介護認定率はどのように推移しているか。また今後の法改正を受けた見通しについてどうか。さらに国から推奨されている埼玉県W市や三重県K市では、介護保険を卒業し、担い手として地域デビューさせることを目標に、要介護度や給付費提言の取り組みが進められているが、介護サービスを打ち切られた人が重度化するという実態があるようです。自立支援の名による卒業強制がないようにすべきであると思うが、町としてどう考え対応をするか。お聞かせください。

4 自立支援、重度化防止の保険者機能強化における新総合事業。介護予防、日常生活支援総合事業では、維持に価値を認めず、自立や改善のみを市町村に競わせる改悪になっています。これにより、介護サービスの打ち切りや要介護認定にまわさない門前払いが、さらに拡大する恐れがあります。介護の目的を改善のみに一面化することは、介護保険そのものの内容を変えることになるのではないのでしょうか。新総合事業に関わって、2点質問をします。①新総合事業では、要支

援者が従来の「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」から、新総合事業の「現行サービス相当」に移行することによって、同様のサービスを利用し続けられる仕組みになっています。現行相当サービスが必要な人には制限せず、継続して利用できるようにすることが望まれますが、これについてどういう方針かお答えください。②多くの高齢者は、適切な支援でできないことを補い、その人なりの暮らしを築いています。その営みを自立ではないと決めつけ、介護サービスを取り上げることは、高齢者の尊厳を傷つけ、介護者の負担増を招き、地域で安心して暮らすことを困難にするものです。要支援の人の意思を尊重し「生活機能向上」一辺倒の指導ではなく、個人の尊厳を保持した支援を行うべきであります。現状維持にがんばっている高齢者に対して、どう介護事業者に対処してもらおうか伺います。

次に、テレビ4K8K放送についての、設楽町並びに北設広域事務組合の対応について質問します。テレビ4K8K放送のロードマップが総務省から公表されて、それに沿って28年度から4K8Kテレビ向けの本放送が開始されています。4K8K放送は、現行のハイビジョン、2Kを超える超高精細な画質による立体感、臨場感ある映像を楽しめます。4Kはハイビジョンの4倍、8Kは16倍の画素数からなります。29年4月から総務省を含む「4K8K放送推進連絡協議会」が設置されて、4K8K放送が積極的に推進されています。2020年東京オリンピックまでには、4K8Kテレビが大方の家庭で導入されて、国民が放送を楽しめるようにしようというのが、総務省の目標であります。すでに量販店店頭には、4Kテレビがたくさん並んでいます。なお4K8K実用放送開始後も、地上放送、衛星放送、ケーブルテレビなどによる現行ハイビジョン放送が、引き続き視聴できることを申し添えておきます。ところで2018年に始まるBSと110度CSの4K8K実用放送は、現行の衛星放送とは異なった仕組みで電波が送信されます。このため現在販売されている4K対応テレビには、BS、110度CSによる4K8K実用放送の受信機能が搭載されていません。このあらたな4K8K実用放送を受信するには、実用放送開始にあわせて発売が見込まれるチューナーを接続する必要があります。また現在利用中のBS、110度CS用アンテナを4K8K放送対応アンテナへ交換すること等が必要になる場合があるようです。設備によっては、ケーブルの張替などの改修が必要になることもあり、さらにアンテナ交換だけではなく、ブースターや混合機、テレビ端子も左せん、つまり左回りの電波に対応するものに交換する必要があると伺います。設楽町北設地域で、4K8K放送を視聴しようとする、チューナー、アンテナ、ブースターや混合機の交換が必要ですが、それを個人で対応するのか、あるいは加入者サービスとして北設情報ネットワークが対応するのかが問題となりそうです。北設ネットワークが対応した場合、設備改修に多額の費用が予想されます。4K8K放送にどのように対応するか。町としても、今から方針を定めておく必要があると考えます。

そこでまず、1住民の中にどの程度4Kテレビが普及し、当該放送のニーズが

あるかを調べる必要があると思います。現在見ているテレビで十分。これ以上の精密な画像のテレビは望まないなどの意見は、現時点では当然多いと思われます。しかし世の中の態勢が4K8Kテレビになったとき、どのような意見に変わっていくのかは案外わからないものであります。よって普及状況や住民ニーズの調査を速やかに始めるべきではないかと思えます。

2 北設情報ネットワークとして、4K8K放送のサービスを行った場合、その投資費用と維持管理費用はどのくらいかかるかなども、今後明らかにしていく必要があると思うのであります。

そして、3以上を北設広域事務組合が取り組むよう要請するとともに、私的には、4K8K放送については慎重な対応をするべきだと思いますが、町としてはどう考えるか、お示しいただきたいと思えます。以上を質問いたしまして、第1回目の質問といたします。答弁をよろしくお願いします。

町民課長 では介護保険の御質問についてお答えいたします。

統合前の保険料の引き下げについて、お答えいたします。統合前に基金取り崩しにより、介護保険料を引き下げる考えはありません。第6期の介護保険料は、介護保険計画で定められ、計画に基づき徴収しています。東三河広域連合に保険者が統合される第7期保険料は、東三河全体で保険料額を算出した後に、市町村ごとに基金を財源に保険料の軽減をすることとしており、8市町村で異なる保険料となります。そのため、今、基金を取り崩しても、被保険者の方の有利にはなりません。

次に、チェックリストについて、お答えします。チェックリストによる事業対象者の認定は、介護認定審査を行うことなく、事業対象者が受けられるサービスを受けられるため、行わないようにするという考えはありません。状態に応じて対応してまいります。

次に、介護認定率の推移と見通し、卒業の強制についてです。介護認定率は増加していますし、今後も高くなることが推計されています。また、自立支援という卒業を強制する考えはありませんし、適切なプランのもとに適切なサービスを利用していただけたらと考えております。

次に、総合事業について、お答えします。①現行相当サービスの制限についてです。総合事業については、事業ごとの回数や限度額の制限はありますが、それ以外に制限を加えることはありません。②の要支援の人への対応についてです。要支援の人については、高齢者相談センターでケアプランを作成して、サービスを提供しています。プラン作成は、それぞれの状況に応じてされていると考えております。

最後に、町として今後の介護事業や広域連合における計画にどのような姿勢でのぞむかについて、お答えします。東三河広域連合の一員として、介護保険事業が統合され、今まで単独の町としてはできなかったサービスを提供できるようになると考えています。また設楽町の被保険者が今までできたことは、できるよう

に進めてまいります。以上です。

企画ダム対策課長 それでは私のほうからは、4K8K放送への対応につきまして、御質問にちょっとまとめた形で回答をさせていただきます。

北設楽郡の副町村長、担当課長、担当者や広域事務組合が出席して、情報共有や課題などに対して対応策を検討する北設情報ネットワーク連絡会議が設置されております。8月21日に、本年度第1回目の連絡会議が開催されまして、会議の中で、4K8K放送につきましては、まず意見交換がされたという段階でございます。

会議の中では、平成30年12月から4K8Kテレビの実用放送が見込まれておりまして、時期が近づくにつれニーズと申しますか気運が高まっていくだろうということで、早急に方針を決める必要があるという認識で一致しております。しかし4K8K対応するため、施設の改修ですとか交換に要する費用につきましては、具体的な数字はまだ出ておりませんが、数千万円にのぼるだろうとも言われており、北設情報ネットワークによる視聴環境整備のあり方、関わり方など多くの課題があります。

したがって、議員の御意見はしっかり受け止めて考えていきますし、十分に情報収集をしてさまざまな見地から調整をしていかなければならない事業であると認識を深めまして、対応をまいります。以上でございます。

10 田中 まず介護保険料の引き下げについてであります。その点に関して、質問をするわけですが、現在ですね、運営基金はいくらになっているのでしょうか。

町民課長 28年度決算の段階でございます。介護保険運営基金の額は20,116,222円でございます。

10 田中 この運営基金のお金というのは、どうして、参考までに申しあげますが、27年度は運営基金は14,080千円でした。ただいま課長の答弁で28年度は20,116千円。これは決算書を見れば出ております。で、あわせてですね、決算の差引額を加えた額でいいますと、27年度は28,000千円あります。それから28年度は62,000千円にあわせるとなるのですね。私、この数字見ると、少しおかしいのではないかというふうに思います。つまり第6期の介護保険料の設定が、少し多めにしてしまったものですから、普通は第1年度は大幅黒字、第2年度はとんとん、第3年度は大幅赤字となって、3年間あわせると0に近いというふうにならなければいけないのですが、第2年度の方が第1年度よりも、要するにお金が残剰金がたくさん出ていると。基金も含めまして。これは保険料の設定に問題があったのではないかなというふうに思います。で、私言いたいのは、こういうお金も含めまして、基金の引き下げに使えないかということをお尋ねしています。もちろん統合に備えてというようなことも、課長は考えておるようですが、それは会計する側のお考えがすごく強くて、やっぱり被保険者のいろいろの生活状況とか生活困窮について、ほとんど配慮されていないような答弁をされているのですが、そういう答弁をするのですか。もう1回尋ねますが。

町民課長 おっしゃるように介護保険第6期につきましては、歳出の見込みを考えまして、それに基づき3年間の中で保険料をいただく。その考え方はおっしゃるように1年目から3年目に関して、給付が増えていく。サービス料が増えていくので、最初は少し余る。だんだん年数を追うごとに、それが少なくなっていく。その過不足を基金で補うという考えであります。で、今回につきましては、見込みよりも給付の方が少なかった。議員おっしゃられるように逆の見方をすれば、保険料が高く見込まれたということもあるかとは思いますが、先ほど申し上げましたのは、第6期の保険料の余剰分、基金に積み立てられている額につきましては、設楽町の被保険者のみなさまの保険料でございますので、それを第7期の保険料、そこからその分だけを各市町村ごとに引くと、設楽町は設楽町の基金の分だけを引かしていただくという、そういう考えで7期の保険料を定めてまいりたいという、そういう考えでございます。

10 田中 いずれにしてもね、これはみんなが保険料で出したお金が余っているのですよ。だからそれは還元しなければいけないのではないのですか。課長は、「そんな考えはありません」と言って、はっきり言われているのですが、それでいいのですか。そういうお答えで。

町民課長 還元はいたします。で、7期で還元させていただく考えであります。6期につきましては、先ほど申しましたように、6期の中の定められた保険料をいただくという考えで進めてまいりたいと思っております。

10 田中 7期で還元しますということなんですが、それちょっと詭弁に聞こえます。どうなるかわからないというのが実際ではないでしょうか。他の質問は、課長せっかくお答えいただいたので、今回はお答えだけ聞くわけではありますが、ぜひですね、2017年介護保険改革と地域包括強化一括法案、これの先取りをやっているところがあって、厚労省がね。いろいろな自治体でやっているのですが、すごく過酷というか、なんのために介護保険に入ったのかわからないというか。保険料今まで納めてきたけれども、それは完全に約束が守られていないという認識が広がっているというようなことで、すごく大変な事態というところが、厚労省のモデル市町村で次々におこっているわけで、それはよく情報を招集されて、勉強されてですね、間違いのない対応をしていただくと。機械的に対応をすると非常にまずいのではないかというふうに思うことを指摘しておきます。

それでもう1つは、次の4K8K放送については、課長言われたとおりのしか、答弁ができないと思います。ぜひ協議会でですね、これ時間がないのですね。2020年くらいを目標にしていますから、本当に早くしないと置いてけぼりをくらすということになるかと思しますので、ぜひこれは積極的に推進されるように、御努力をお願いしたいと思いますし、今、会長は町長ですか。そうですね。会長である町長にも4K8K放送に対する対応について、どんなお考えかお尋ねします。

町長 今、御質問の4K8K放送の対応、今後の普及というか、もう目の前にそういう状況がみえてきておるし、現実、こうした新たなテレビ放送というか、そうい

う状況がみえてとれるわけです。これをですね、今いろいろ御質問、御指摘をいただくなかで、やはり受益というか、常にテレビ放送を見る人の側にたってみると、新しいもの、そして今まで以上にテレビの機能が高まっている。そういったものを受信して見たいな。「見たい」というのは「聴視したい」「見てみたいな」というのは、やっぱりどこの人も同じ気持ちがあるのではないかというふうにも思います。そういうなかで、この4K8K対応をするための施設、設備ですね、そうしたものを北設情報ネットワークのなかで取り入れて、これを運用するかどうか。そこについての、私に対するお考えというものを聞かれたのだらうというふうに思いますが、これはですね、言われるように、やはり全部のそうした施設を網羅しようとした場合に、北設情報で施設設置をしていこうと思うと、多額の財源が必要となります。そういう、まず一番大きな問題がそこにあるということで、これをですね、北設情報ネットワークでこうした受信整備を行うということについては、今言う大きな財源的なものもありますし、そうしたことを考慮するなかで、どの方法がいいかということ、構成団体、北設の2町1村でもっているいろいろ協議をし、また検討もするなかで、これを判断し、進めていかなければならないというふうにも思っております。私個人的には、やはり「どうしても4K8Kのテレビを見たいなあ」というふうに思われる方がおみえになるとするなら、そこはですね、今御指摘をしていただいておりますように、個人で機材を投入して、個人で見ってもらう方法がありますので、このことをやはり強調しながらですね、それぞれ個人の人たちの思い入れを自分たちの判断でできていけるようなことも考慮しながら、ですから全体でやるのがいいのか、個人個人で行ってもらうのがいいのかということも比較しながら、考慮しながら、そのなかには大きな財源を伴うということも十分精査しながら、これからの体制というか、それを判断してまいりたいというふうに思っております。以上です。

10 田中 今回の質問は、直接町の一般行政ではなくて、それに付随する町民にとっては切実な問題を取り上げさせてもらったので、一面では恐縮はしておりますが、この問題、なんといいましても、もう少し具体化しなければ、また具体的なことを、ものが言えないというようなこととなります。ですので、遠慮せずに、今後成り行きをみて、介護問題あるいはこの4K8K放送については取り上げさせていただくということを申し添えまして、私の質問は終わります。以上です。

議長 これでは、田中邦利君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは10時50分までとします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時50分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、1番今泉吉人君の質問を許します。

1 今泉 議長のお許しをいただきましたので、一般質問を開始させていただきます。

最初に誠に申し訳ないのですが、配付してある用紙のちょっと訂正をお願いいたします。文化財保護の関係ですが、この2ページ目ですね。2ページ目の上から5行目、「であり、」を削除お願いします。それからもう1箇所は、ヤマビル関係で2ページ目の1行目を全部削除してください。これダブっておりますね。それでは始めさせていただきます。

「設楽町文化財の保存並びに管理を問う」の質問をいたします。現在、全国で文化財の保護や歴史に関する発掘等で盛り上がっていますが、文化財保護の意義は、愛知県文化財保護条例（第一章）に基づき、日本の長い歴史の中で生まれ、今日の世代まで守り伝えられてきた国民の貴重な共有財産である。したがって、日本の歴史、文化等の正しい理解のためにかくことのできないものであると同時に、人づくり、地域づくり、国づくりにかかすことのできない社会資本であり、後世への最大の贈り物ということが出来る。文化財が社会資本的価値を有するのであれば、その保護に関して行政も積極的な役割を果たし、文化財を保護して次世代に継承することはもとより、積極的に公開、活用を行うように努めるべきであります。設楽町にも国、県、町指定文化財があります。国指定は3件、県指定は11件、町指定は67件です。その中で、一例として今回取り上げる文化財は、史跡が県指定1号、2号です。この2件とも津具地内に所在しています。それは、「1大根平遺跡（県指定1号）」「2鞍船遺跡（県指定2号）」の2件ありますが、現在現存しているのは、県2号指定の鞍船遺跡です。県指定の1号の大根平遺跡は、設楽の文化財のパンフレットを確認すると縄文時代中期前半の北屋敷式類似の土器が出土した竪穴住居跡一基など、奥三河地方における縄文中期および弥生時代初頭の生活文化を知るうえで、極めて重要な遺跡であります。長年の風雨等で風化してしまい現存していないことを窓口で確認しています。唯一現存しているのは、鞍船遺跡です。この遺跡は、昭和29年と30年に発掘し、隅丸方形と円形・楕円の竪穴住居跡が発見されました。関東、関西系の土器や石材、石器の豊富なこともこの遺跡の大きな特徴で、鞍船に生活していた人たちの交流圏や、石材文化圏をうかがい知ることのできる資料として価値が高く評価されています。これら二つの遺跡は、奥三河の郷土史・民俗学の先駆者、故夏目一平氏と義兄弟の窪田五郎と共同で遺跡調査をし、大正11年秋頃に発見したといわれています。鞍船遺跡は、「ホシクソ」といって、天から降ってきた珍しい石、つまり、黒曜石、石鏃などが発見され、その祖先である大昔の人々が住んでいた跡とわかったそうです。その後、昭和26年に津具地内に県指定1号「大根平遺跡」として認定され、鞍船遺跡は県2号指定となっています。1号または前記が中期縄文時代、2号または後記が前期縄文時代に属します。発見者である夏目一平氏は、津具の七賢人として、津具総合支所の東端に銅像として設置されている著名人です。そこで質問しますが、県指定1号の大根平遺跡と県指定2号の鞍船遺跡の復元と保存並びに管理について町のお考えをお聞きしたい。

2件目「吸血鬼、ヤマビルの駆除に対する町の対応を問う」。昨年12月にヤマ

ビルの恐怖について一般質問をしました。また、ヤマビルが活動する時期になってしまいました。ヤマビルの活動時期は、4月～11月頃で、特に6月～9月頃がヤマビルにとっては、湿気、降水量が最も適した気象条件になり、生息密度が高まり活動も活発です。先だって、神田地区を訪問した際「また嫌な季節になった」と住民の方が言っていました。ヤマビルは、動物や人の吐く息に含まれる炭酸ガスや体温などで、その存在を知り移動し、付着すると痛みはなくすぐに吸血します。その際、ヤマビルは、ヒルジンという凝血させない液体を出して、その物質を体内に出しますので、傷口から血を押し出すように、血と一緒にヒルジンを絞り出さないといけません。ヒルジンが体内から消えないと血は止まりません。ヤマビル自体は、毒を保有してないようですが、まれにじんましんや発熱等の症状をきたす場合と、また既存症の糖尿病がある場合もまったく直りが遅いようです。ヤマビルの移動速度は、1分間に1メートル程度です。その生態は、獣、イノシシ、シカ等に摂りつき、各地域の生活の場に入り込む軟体動物で、人間の生血を吸い、一度吸血すると2年間も絶食に耐えられることもできるそうです。

その駆除方法は、どこの自治体も良策がなく苦慮していることを聞いていますが、そんなことをいっていたら大変なことになり解決しないと思われまます。自己防衛策は、忌避剤を足下中心に靴や衣類に塗る方法と市販の虫除けスプレー、塩等で身を護る方法があるといわれています。ヤマビルの特に多い場所でヒルの数を減らすには、殺ヒル剤（薬剤）、消石灰、木酢液、食塩等が有効ですが、大量に散布すると土壌や植物への影響が危惧されるそうです。このようにヤマビルは、住民を脅かす軟体動物の一種です。その後、ヤマビルの生態を調査すると神田方面から田口地内に入り込んでいることを聞いています。特に、花の山で草刈りなどをしていた町民がヤマビルの被害にあったことも聞いています。また、田口地内のある医院の待合室でヤマビルが床に落ちていたのを確認した町民もいるそうです。これは、猫だとか、外からついてきたお客さんが落としたかもわかりません。いよいよヤマビルも家庭に入り込んできております。

要するにヤマビルの対策を嵩じないと、神田、平山地区と同じように近い将来には田口地内等も山、畑、公園などが大量なヤマビルで汚染されることが想定されます。

そこで質問ですが、昨年、私の質問以後から本年度にかけて、ヤマビルの駆除対策を町として、いつ、どこで、どのように、町民のために検討、対応を実施したのか、またその結果はどうなったのか、お聞きしたい。重ねて、今後の町の対応策をお聞きします。以上で1回目を終わります。

町長 今泉議員の御質問の通告によりますと、答弁者が町長となっておりますけれども、内容等について、詳細な部分がありますので、担当課長が当初お答えをさせていただきまして、私からは質問事項それぞれについて総括的にお答えをさせていただきたいと思っております。

教育課長 それでは「文化財の保存並びに管理を問う」という御質問に対してお答え

させていただきます。大根平遺跡、鞍船遺跡に限らず、全ての埋蔵文化財は、調査のための発掘や土木工事等のために行う発掘以外は、原則として、地中にそのまま埋没保存することとなっております。したがって、保存については現状維持以外には考えられません。さらに埋蔵文化財の復元ということはありません。記録保存された後は、埋め戻したり、大根平遺跡や鞍船遺跡のようにセメントで固めてしまうことが多いようです。セメントで固める手法は、昭和30年代には、よく行われた手法らしく、現在はあまり行われていないとのことでもあります。

管理につきましては、大根平遺跡は、雑草で覆われることなく現状のままがいいのかと思っております。鞍船遺跡につきましては、毎年5月津具地域全体で行われる河川草刈りのときに、津具中学校のPTAが草刈りをしていただいていると伺っております。ここは日当たりがよく、雑草が生い茂りますので、草刈りも必要かと思いますが、地域のボランティア活動をお願いできればと切望するところでもあります。以上です。

産業課長 産業課から「ヤマビルの駆除」に関する質問についてお答えさせていただきます。この件に関しましては、先の12月議会で答えさせていただいたとおり、速効的な対策がなく、吸血対象動物の駆除と森林の保全管理が地道なものではありますけれども、対応策というふうに考えられております。

質問のなかにもありましたとおり、今泉議員言われるように、ヤマビル対策に関しては、どこの自治体もですね、良策がなく苦慮しているという状態にあります。

私ども設楽町もですね、愛知県に相談しておりますけれども、やはり決定的な対策がなく、ヤマビルの増殖と移動を助長していると考えられるシカやイノシシなどの野生獣の生息数を減らすこと。それから森林の環境整備が地道な対策ということになっております。

ヤマビル対策については、国の機関でもある東海農政局の愛知支局支局長が、当町にいらっしゃったときに、その対策について相談いたしました。で、後にですね、回答をいただきましたのですが、農林水産省発行のリーフレットをいただきました。ただ中身については、ヤマビル対策は1点はヤマビルを増やさないように「野生動物の侵入防止策の設置」ですとか「野生動物の捕獲」「雑木や藪の刈払い」を行うことが1点。それから2つ目はですね、「吸血されないように服装や行動に気を付ける」という内容でありました。

では、速効的な効果が現れないかもしれませんが、ヤマビル対策に有効とされている野生動物の捕獲について、ちょっとお話をさせていただきます。

昨年度の決算成果報告書、今お手元のほうにあらうかと思っておりますけれども、こちらの方にも記載しておりますが、平成27年度と28年度の野生動物の捕獲実績を、ちょっとかいつまんでお話をさせていただきます。ニホンジカについては、平成27年度が440。が28年度実績で765頭ということで、約1.7倍です。イノ

シシについては、平成 27 年度実績が 241 に対して、平成 28 年度が 421 ということで、1.75 倍ほど捕獲の実績が伸びております。本年度に関して、29 年度、これ今数字があるのが 4、5、6 月の 3 か月間の捕獲の数字ですけれども、ニホンジカがですね、昨年度、28 年度が 119 に対して、今年の 3 か月で 192 ということで 1.6 倍。去年に対して 1.6 倍。イノシシはですね、若干これ、昨年が 78 ありましたのが、今年は 57 とちょっと若干減っておりますけれども、全体的にですね、毎年 1.5 倍以上というような捕獲実績の伸びになっております。当町では、多額の予算を確保しまして野生動物の捕獲を進めているという状況にあります。

またヤマビル駆除を目的としているものではありませんけれども、「あいち森と緑づくり事業」あるいは「豊川水源基金事業」で山林の環境整備を進めているところでございます。

速効的な対応策が見つからないという現状でありますけれども、ヤマビル被害で町民が困っているということも承知しておりますので、今後も県、国と情報交換をしながら、対応策を模索していきたいと考えております。以上です。

- 1 今泉 大根平遺跡と鞍船遺跡だよ。先ほど課長さんから言われて、現状維持のまままでいくと言っていました、やっぱり学校の子供たちですね、生徒さんたちが、現状維持のままだと、「いつまで経ってもこんな状態なのか」「こんな酷かったのか」というようなことしかみえません。確か、これ津具と設楽町が合併する前ですね。12 年前ですね、このときに鞍船遺跡は復元、1 回していると思います。そのときの金額がかなりかかったようなこと言っていますが、もう一度きれいにするような復元するようなことはやらないですか。

教育課長 議員のおっしゃる 12 年前に復元された鞍船遺跡というのは、おそらく案内看板にも記載されています復元家屋のことだと想定して、質問にお答えします。

津具小中学校に確認したところ、中学校はこれらの遺跡を見学することはなく、小学校では 6 年生が歴史学習のなかで見学をしているとのことであります。

視覚的にも復元家屋があれば、数千年前にこの地に人が住んでいたことが理解できると思われませんが、12 年前の復元家屋でも百数十万円の経費がかかっているとのことで、費用対効果を考えて慎重に対処する必要があると思っております。文化財保護審議会の先生方に現状を報告し、町としてどのように対処していくのがよいのか、また財政とも相談しながら対処していきたいと考えております。以上です。

- 1 今泉 私が今言いたいのは、鞍船遺跡の件ですが、あそこの 12 年前にやった萱ですね。萱はあれはどこから取り寄せてやったのですか。

教育課長 私は存じ上げておりません。あれは遺跡ではなくて、あれは復元家屋でありますので、議員の最初の質問でありましたように、遺跡の復元ということでありましたので、そこまでは調べてありません。

- 1 今泉 私がちょっと確認したところによると、なんか富士山のほうから取り寄せたようなことを聞いております。ただ、今、あそこの今の屋根のところやですね、

三角のところは、萱を使わなくても、現在設楽町にもあるススキそれから葦ですね、これも同じメジナが一緒ですので、それをうまいこと利用すればできるようなことを聞きました。そしてそこをもし復元するならば、みんなボランティアさんに出てもらって、その家屋を、遺跡をちゃんとした物に、元に戻すというような話も聞いております。そういうようなことは考えてませんか。

教育課長 今泉議員、どうも遺跡と復元家屋を混同されているようなんですが、当時、昭和 30 年代に復元家屋を作ったのは、当時の明治大学の先生が熱望されて作ったということで、当時の保存誌によると全部材料は村人が持ち寄って作ったというような記述がありますけれども、現在県指定になっております、昭和 20 年代ですか、ちょうどそのころに文化財保護法が施行されて、愛知県条例もできて、ちょうどそのとき発掘調査が行われていた鞍船や大根平が 1 号、2 号となっているわけですが、その復元、先ほど言いましたように、小中学生にとって、復元家屋があるということはより視覚的に理解は容易なんだろうと思いますので、文化財保護審議会の先生方と相談をして、費用対効果等を検討しながら、まだ遺跡というのは設楽町地区に数百ありますので、そういうのと含めて、どういった活用方法が考えられるのか、検討をしていきたいと思っております。以上です。

1 今泉 わかりました。現在鞍船遺跡、穴があいておりますよね。私も 2 回ばかり見てきたのですが、それ行くたびに、上の平に行くとも草だらけなのです。今、PTAの方が来年 5 月から刈るようなことを聞いたのですが、あそこ自体は、どのくらいの広さの町の所有になっているのですか。

教育課長 誠に申し訳ないのですが、暗算が得意ではありませんので、5,000 平米ほど、設楽町の町有林になっております。それと先ほど津具中学校の PTA というのは、今まで津具中学校の PTA がやってくれたそうであります。ですので、できれば地元の方たちに、それは 5 月の津具地域一斉の草刈りでありますので、普段のときも地元有志の方で刈っていただければなど、私は思います。

1 今泉 鞍船遺跡はね、みなさん、歴史探索の関係で、名倉の方とか歴史の関係者がこちらに来て見るのですが、とにかく看板がありませんね。入口、「どこから入るのかわからない」というように、看板がありません。このような看板を県道沿いだとか、あのあたりに取り付けるようなことはできないですか。

教育課長 まずですね、設楽町には埋蔵文化財の包蔵地といわれる箇所が 360 か所以上ございます。埋蔵文化財は居住跡であったり貝塚であったり形態はいろいろありますけれども、この鞍船遺跡についても、昭和 20 年代から 30 年代にかけて発掘調査が行われて、埋蔵品は津具資料館に保存されております。あの地に遺跡があるという事実は大切であります。遺跡はどれも重要なもので、こっちが大切で、あちはいらぬというような、そんなものではなくて、どれも重要なものであると考えております。そのようなことを踏まえて、津具地域の人々は十分に御存知の場所ではありますけれども、県道からの入口になんらかの案内があってもいい

いように思われますので、これも審議会の先生方の意見をお伺いしながら、検討してまいりたいと思っております。

かつて私が若いころに文化財の担当をしておったころには、旧設楽町の町内の文化財には手作りの案内看板を入口だとかに全てたてました。当時の考え方の違いで、ある場所とない場所があるとは思いますが、文化財の案内の看板は、私個人的には必要だと考えておりますので、文化財の保護審議会に現状を御報告して、検討してまいりたいと考えております。

1 今泉 やっぱりですね、あそこの入り口、こっちから入るのはみなさん知らないと思います。金龍寺がありますわね、金龍寺の手前の橋を渡ってそこを左奥へ入って町道を入れていくのですが、その町道はいいのですが、やっぱりこういう時期になると、左右に草がいっぱいありますわね。それで例えばよそから来た人たちが車で入っていく場合、草がいっぱいあって、車にどうのこうのということも聞いております。あそこの町道をきれいにするか、また再舗装するか。並びにその先に行くと、今度作業路になってますね。作業路が結構ありまして、これ森林組合の関係だと思えます。そこから行って、作業路を行くと、鞍船遺跡にあがる道があります。この鞍船遺跡にあがる地道、もうこれでは普通の車ではあがれません。4WDの車で行くとあがっていけます。このあがっていく坂道、これは町の管理か、それとも受益権のある人の管理か、どちらですか。

建設課長 鞍船遺跡に入っていく道路ですけれども、途中までは先ほど議員言われたように、町道でございますけれども、その奥ですけれども、現在町のほうの作業道台帳等にも載っていないということで、私道と考えております。

1 今泉 それならですね、町道とこれは作業路ということで聞いておりますが、これらのことで森林組合さんとタイアップして、とにかく今一番目の第2号の鞍船遺跡が大事ですので、その上まで舗装するような方法を思いつければいいと思います。

続いて再質問します。大根平遺跡は、車で凹凸の地道をしばらく行くとドコモの鉄塔があります。その東側の山林内に現存していました。現存している遺跡までの道はなく、林の中を歩いて行かなければ現場まで行けない。そこには、竪穴住居跡が確認され、周囲はワイヤーロープで囲まれており、東側の入り口に建てられている看板は、長年の風雨で記載されている文字も確認ができない状態でありました。この遺跡の保存と管理は難しいと思われませんが、先ほど現状維持だと言っていたんですが、これも看板が何も書いてある字もわからないものを、そのままほったらかしにするということですか。また山林内は、町有林なのか、それとも私有林なのかお聞きしたいです。

教育課長 本日の最初の問いと同じであります。大根平遺跡、鞍船遺跡に限らず、全ての埋蔵文化財は、調査のための発掘や土木工事等のために行う発掘以外は、原則として、地中にそのまま埋没保存することとなっています。したがって、現状維持以外には考えられません。記録保存された後は、埋め戻したり、大根平

遺跡のようにセメントで固めてしまうことが多いようです。ですので、あのセメントの下には住居跡というのが保存されている状態になります。遺跡物については、発掘されて資料館のほうにあるということで、現状は保存されているという状態、できれば土を盛って隠してしまったほうが、遺跡の保存にはいいということでもあります。

それと字の見えない看板は新たに、反対側にドコモの鉄塔側にある看板が新しくできておりますので、そちらで新しく付け替えたという理解でおります。

それから大根平遺跡については、確認しましたところ、すべて私有林であります。以上です。

- 1 今泉 わかりました。それでは看板だけはなんとかきれいにやって、スギ、ヒノキ、人工林ですね。今 15 年から 20 年くらいのスギ、ヒノキが植わっております。ほんと私もね、最初行ったときにどこにあるのかなと、わからなかったです。車で行って。車で行こうと思ったら入口のところで、「作業路」、「一般の方は通れません。ここから徒歩で歩いて行ってください」書いてありました。これは 700 メートルあるのですよ。お年寄りの方たちが、例えばそういう歴史のことが好きな人がいっぱいいると思います。足の悪い方もいると思います。そこまで 700 メートル歩くというと、これは大変なことだと思います。だからこの道も作業路になっておりますので、森林組合さんとタイアップして町道から結んで、なんとかそこまで舗装して、車が入れるようなことをやる方法がいいと思いますが、その点はいかがですか。

建設課長 「作業道を使用し、大根平遺跡へ一般車両が入れるようにタイアップできないか」について、質問についてお答えいたします。最初に、作業道について説明いたします。林野庁によると、「作業道は林道と一体となって森林整備の促進を図る道とされ、一般車両の通行を想定されず、森林所有者や事業者によって整備され、維持管理することとなっております、また一時的な施設」となっております。つまり、「初期の目的を達成したら、山に戻すことができる道」です。このことを踏まえ、大根平遺跡のほうに向かって開設されている作業道後山線は作業道として森林組合が管理をしておりますが、作業道の開設にあたり、一般車両が通行することは考慮して開設していませんので、道路構造令に沿ったものではございません。よって縦断勾配や盛り土や切り土の勾配も急であり、安全施設も整備されていませんので、一般車両の通行を町として進めることはできません。よって一般車両による森林組合とのタイアップは現在のところ考えておりません。以上です。

- 1 今泉 はい、わかりました。ありがとうございました。

続いて、大根平遺跡への車で行けるのは、町道の 407 号線、さっきも言いましたね。後山線があります。その先は作業道で、さっき言われたようになっていますが、そこから 700 メートル歩いて行くということは、徒歩なら入っていてもいいということですか。徒歩でも車でも、同じだと思います。車で入っていった

場合に、これは責任逃れで、事故はあっても責任はとりませんよという意味だと思えます。歩いて行かれたお年寄りもあるし、足の悪い方もいます。そういう方がちょっと足を踏み外して怪我をしたと。そういうのも事故でやりなさいということで、そういうふうになっておりますか。

議長 1 番今泉君、類似する質問が多々ありますので、気を付けていただきたいと思えます。

1 今泉 それでは続いて2点目いきます。先ほどヤマビルの関係で、課長さんがいろいろお話ししてくれましたが、やっぱりヤマビルはどこ自治体でも、決定的な駆除の方法はないということは、私もいろいろ聞いて確認をしております。だけど、やっぱりヤマビル、今現在ですね、前回にも言いましたように、33 都道府県、これだけ広がっているのです。一番今積極的に動いているのが神奈川県ですね。神奈川県の方は、なんとか市の人がやって、前にテレビでもやっていました。30 分番組で。このくらいヤマビルがいるのだということをね、知らして、やっぱり既存症だとか、既存症の中でも糖尿病が1 番いけないですね。糖尿病を発症している方は、ヤマビルにそうやって吸われると、まったく大事。治りが半年、下手すれば1 年もかかるというようになっております。こんな状態ではね、本当にまもなく、田口も入ってきています。田口にも入ってきているし、1 番今最悪なのは花の山です。花の山で草刈りをやっていた人で、くわれた方おります。きのうかおととい、私が神田のほうに聞くと、ある町民の方が、山にちょっと歩いていったのです。30 分で折り返して帰ってきたら、もうヤマビルが7 匹、8 匹ついておった。このようにヤマビルがすごいのです。神田のほうの住民の方、こう言いました。「ヤマビルに吸われたことのない人はわからない。」と。「ヤマビルに吸われるようだったら、いっぺん山に来てください。」と。「山をちょっと歩いてください。」と。「どのくらいになるかわかります。」とっていました。やっぱりヤマビル、そのくらいの警戒で、町民が困っていることです。だからなんとかする方法を考えてほしいということで、思っています。昨年も申しましたが、ヤマビルは、11 月後半から翌年の3 月後半にかけて、草木も枯れヤマビルの活動期が休止時期になりますね。神奈川県のように石油バーナー等で地表を高熱で焼いて、翌年のヤマビルの生態を断ち切る対策をしています。この石油バーナーでやると、草刈りをやったその後にするると、800 度。そうすると卵囊だとか中ビル、親ビル、なかに入れてあるのが、皆、死滅するみたいです。そうするとその翌年になると、本当にヤマビルが減ったということになっております。このようなことで、町としても、こういうような石油バーナーだとか、そういうもののやつを、この地域のヤマビルの多いところですね、各区長さんにそういうヤマビル対策の関係で石油バーナーだとか、そういうのを取り付けて、なんとかそういうヤマビル防止をするようなことを考えていませんか。

産業課長 バーナーで地表を焼くという対応についてどのように考えるかということをお答えさせていただきます。インターネットで確認したのですけれども、た

ぶん神奈川県秦野市の事例をおっしゃってると思います。記事を見ていきますと、「新たな試みとして」というような表記であったり、また市のほうのコメントとして「これが効果が得られれば今後も検討していきたい」というような記載でした。で、というのはまだ試験段階という印象をもったわけですが、ただバーナーで焼き切るということは速効性がある対応だとは思いますが。ただし問題点としては、限られた範囲の駆除になるということと、どうしても一時的な、またどこかから入ってくるということは、否定できないということもあろうかと思えます。で、それと秦野市の例はですね、ちょうど観光地といえますか、人が集まる、そこへ行く場所の林道脇をやったような事例のように確認させていただきました。ですので、非常に広い範囲、広範囲での対応は難しいのかなということも思っております。また神奈川県がいろいろ取り組んでおられるということで、今手元のほうにも神奈川県の「対策マニュアル」というようなものも出してみましたけれども、そちらにもまだそういった速効的なですね、対策という記載も出ておりませんので、そちらのほうの今後の評価ですとか、そういったものも参考にしながら検討していきたいと思えます。以上です。

1 今泉 ありがとうございます。もう1つ、私がお聞きしたいのは、前回、私どもですね、ちょっとした代議員さんと会う機会がありました。その席でヤマビルの被害について神奈川県が被害防止に取り組んでいるお話をしました。私は設楽町もヤマビルの被害を受け、農家の皆さんが山にも入れず作物も作れない実態を説明しました。私達が代議員さんに願いを出しても、町のトップから県や国に進言すれば、町がヤマビル被害に取り組んでいてくれると町民から信頼をもらえると思えますが、そのことについて町のお考えをお聞きしたいですが。

産業課長 町民からの信頼、勇気づけというお話です。町も取り組みをしたいというのは、本当にそのとおりなんです。ただ有効な方法が現在ですね、見あたらないということが現状でして、地道な鳥獣捕獲といったところを進めているというのが現状であります。先ほどもちょっとお話をしましたけど、神奈川県発行の対策のマニュアル、この中でもですね、先ほどからお話をさせてもらっているのですが、環境整備、山の環境整備ですね、それから野生鳥獣対策が有効であるというような内容。それからあとは、これは対処療法になりますけれども、吸血されないような対策。そういったものをまた、今年はちょっと時期を逃して、パンフレット等、町民へのPRしてありませんけれども、来年度はですね、吸血されないような手段をなんらかの格好で、時期がくる前にPRをしていきたいと思っております。

で、なかなか地道な、地道というか解決策がないということでございますけれども、本日、参集されている議員のみなさま、それから実行可能で効果のあるようなよい方法がありましたら、ぜひお知恵をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

町長 質問時間が迫ってまいりましたので、私から総括的にお答えをさせていただきます

ます。最初の質問の、設楽町文化財の保存また管理につきましてはですね、担当課長がお答えをしたとおりでありますけれども、埋蔵文化財というのは、例えば、現在設楽ダム建設に備えてですね、その水没するなかにも数多いこうした遺跡があります。これは本来であればですね、この水没だとかそういうことがなければ、そのまま地中のなかに、掘り起こすことのないとか、地中のなかに存在価値を認めている。そういったものであってですね、今回改めてというか、たまたま津具の遺跡については、御指摘のいただいた1号、2号についても、地域の人たちがですね、やっぱり関心があって、そしてなんとか留めていきたいという、そういう熱意の表れで、今のよう形が残ったというふうに思っております。したがってですね、これは町としても大きな文化遺産というか、そういうものに値するものですので、今後も保全というものについては意識を高めて、これを守っていききたいというふうに思っております。そのための道路ですとか、いろいろそういうことありますけれども、申し上げましたように、現状、財政的なことも考慮しながら、地元の方々の御協力もいただきながら、なんとか確保していききたいなというふうに思っております。

そしてヤマビルの件につきましてはですね、これも今、課長が一生懸命悩んでお答えをさせていただいたわけでありまして、やっぱり結論として申し上げたように、決定的な対策というものがありません。これをやれば完全に死滅して、消滅できるというものがあれば、当然、それを我々も勘案して実行に移さなければいけないというふうに思っておりますが、いずれにしても、この増殖ですとか、また移動を伴う。そういったようなものでありまして、申し上げたように、その原因になるのが獣ですとか、そういったものの影響が大きいのだろうということで、それをまず減らしていく。そうしたことで、地道ではありますけれども、こうした対策に備えながら意識を高め、また今後も国県ともいろいろ協議、相談をさせていただきながら、こうした対応には努めてまいりたいと思っておりますので、また検討していききたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上です。

1 今泉 ありがたい言葉、響いてきました。ヤマビルの件ですが、先ほどいい方法がないかどうかのこうのって、課長さんが言われました。私の聞く話によると、お年寄りでも、若い人でも。

議長 今泉君、質問時間が終わりました。

これで、今泉吉人君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 13時までとしたいと思います。

休憩 午前11時40分

再開 午後1時00分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、5番 金田文子君の質問を許しま

す。

5 金田 5 番、金田文子です。2 点、質問通告しております。

はじめに「公共施設の空き空間をコミュニケーションの場として開放せよ」と求めます。まちづくりには住民自治が不可欠です。このことは、第 2 次設楽町総合計画に明らかにされています。

総合計画では、10 年後 2026 年の将来像「まちに元気・まちに愛着・まちに自信」に向けて、行動指針トップに「みんなが主役の全員協働のまちづくり」を謳っています。分野別行動指針 1-2-1) 住民自治の活性化の項に、地域の小規模多機能自治を掲げており、4 地域で地域の実情や課題に応じて、住民の福祉を増進する取り組みを行う「小規模多機能自治組織」を作り、地域計画策定を支えていくことになっています。

しかし、官民ともに従来の行政主導の政策に慣れてしまっていて、自治意識を育てることが遅れてしまったことは、設楽町の弱みと言わざるを得ません。早急に住民自治を回復する手立てが必要です。

地域計画のさまざまな知恵は、少数の委員の会議の場で突然でてくるものではなく、日常の不断のコミュニケーションの積み重ねによって、地域の課題が「自分事」として自覚され、必要な行動が具体化されると、はじめて一步を踏み出せる可能性が高まると考えられます。

行政は、日常的なコミュニケーションの場を提供することも支援のポイントの一つと考えられます。

現在、津具地区では遊休空間となった社会福祉協議会事務所跡で、高齢者が「いっぷく」しながら話をする場をつくりだしています。これは検証に値するよい事例であるとみています。

他の地区でも、高齢者に限らず、気軽にコミュニケーションできる場をもちたいと考えている町民の方々があります。

そこで、公共施設の遊休空間を気軽に話ができる場として開放し、活用できるように求めて具体的に質します。「1 現在、遊休施設・空間を活用したいと声があるのはどこでしょうか」「2 公共の遊休施設を開放するのに、壁になっていることは何でしょうか」「3 壁を取り除き規制緩和していくのは行政の仕事ですが、コミュニケーションの場として、少し言葉をかえれば、まちづくり活動の事務所的な場としても、開放できそうな公共遊休施設・空間はどこでしょうか。」

続いて 2 つ目です。防災計画の具体的運用と情報保障を促進せよと提言します。8 月 23 日全員協議会で「設楽町地域防災計画平成 29 年 2 月修正版」が説明され、主な修正事項として 1) 避難行動、2) 自主防災組織の活動内容 3) 新たな原子力災害対策計画の策定が提示されました。かねてからの懸念事項に配慮されて心強いと思います。同時に広範な内容の計画策定の御労苦に感謝しています。計画が実際に運用できるように、スピード感を持って素早く行動することを求めたいと考えます。

いつ起こるか予測が難しい災害対応ですが、近年、大きな自然災害が頻発していることや先日の北朝鮮のミサイルが日本上空を通過した事態などを鑑みますと、今、発災したとしても即座に対応できなければならないことは言を俟たないことです。発災を想定した設楽町における具体的対策について、以下を質します。

「1 風水害等対策における空振りを恐れない「避難勧告」には賛成です。これに伴う住民の避難誘導の支援について、自主防災組織、民生委員などとの連携を具体的にどうするのか伺います」「2 避難行動要支援者への情報保障は、具体的にどのようにするのか伺います。要支援者として考えられる方々はかなりの数に上ります。26 年度統計によると、視覚障害のある方が 16 名、うち重度の方 10 名、聴覚障害は 26 名、うち重度の方 5 名、肢体不自由 200 名、うち重度の方 62 名です。「避難勧告」などの情報を早く確実にお伝えしなければならない方々だと思われます」「3 自主防災組織等防災諸団体の顔の見えるネットワーク化を図る防災訓練の実施方法を考えていると想像していますが、具体的にはどのように行うのですか」「4 避難所開設及び運営のノウハウを行政・住民組織で共有するための具体策は何ですか。私は、毎年防災訓練に参加していますが避難所運営のノウハウは蓄積されていません。避難所開設の際には混乱が予想されますのでお聞きします」「5 静岡県から原発事故発災時の被災者受入要請があったとのことでした。これに対する設楽町の考え方と準備の計画はいかがですか」「6 情報がだれにも、いつでも、どこでも保障されることが、「すべての命の安全・安心を守る」ための基本です。設楽町の情報保障に対する考え方を改めて確認します」以上で1 回目の質問を終わります。

総務課長 それではですね、金田文子議員の質問、1 点、2 点について、総務課のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。まず最初ですね、「公共施設の空き空間をコミュニケーションの場として開放せよ」という質問で、第 1 点目、「現在、遊休施設を活用したいとの声があるのはどこか」という点でございます。町の施設を子どもさんと一緒に親御さんが利用したいという声を 1 件聞いています。その他には、今総務課のほうへ入っている情報はないというような状況になっています。

2 点目「公共の遊休施設を開放するのに、壁になっていることは何か」という点でございます。各施設には設置目的がありますので、その目的を尊重していただきながら、多面的な利用が可能ならば管理者と協議の上、利用していただくことは、何ら支障のないものというふうに思っております。ただ老朽化が激しく、施設を利用すると危険を伴うような場合については、御遠慮いただくことがあると思えます。

3 点目「コミュニケーションの場として開放できそうな公共施設はどこか」という点ですけれども、旧名倉保育園のように新しい施設ができて、古い施設を取り壊すまでの間とか、それから施設利用に危険性が伴うため、利用を停止をしている施設などはありますけれども、基本的には町の施設については遊休施設がな

いものというふうに理解をしています。ですので、議員御指摘のような開放できそうな施設はどこかと言われましても、現時点では思い当たる施設がないのが現状です。ただこの施設の利用はどうかということがありましたら、先ほども述べさせていただいたように、危険性が伴わないものなら、町としては利用していただくことに対して拒むものではないということをお承知いただきたいというふうに思います。

2点目の「防災計画の具体的運用と情報保障を促進せよ」ということの、まず1点目です。「風水害対策における住民の避難誘導の支援について、自主防災組織、民生員等との連携を具体的にどうするのか」という点であります。町としては、避難勧告を発令する準備段階として、避難準備情報を発令します。避難準備情報は、大雨警報が発令され、土砂災害警戒情報の発令の可能性が高い場合に、土砂災害危険区域等に住んでいる方や高齢者に対して、避難の準備を始めるよう行政無線で周知するものであります。この避難準備情報を発令する場合には、区長さんを通じまして避難所を開設できる体制を整えます。そのときに、区長さん方には、降雨の状況やこれからの町としての動きなどを伝えることにしています。

また、実際に避難勧告を発令した場合にも、広報無線だけで避難誘導をするのではなく、再度区長さん方にも電話などで連絡をさせていただきまして、避難の誘導、避難所の開設、運営の依頼を行うこととしたいと思っております。実際に職員が現場に出向いての避難誘導は、職員の数等考えまして困難だと思っておりますので、区長さん方に自主防災組織の連絡網を通じまして、住民の方々が協力して避難することを呼びかけていただくようお願いをしたいというふうに思っております。

また、具体的な避難行動につきましては、各自主防災会の訓練時に、避難経路の確認や近所の方の安否確認、救助訓練を行っていただいているというふうに思っています。

2点目の「避難行動要支援者への情報保障は、具体的にどのようにするか」という点ですけれども、避難行動要支援者につきましては、台帳を作成して登録していますけれども、現在、見直しの作業を行っています。作業が完成しましたら、区長さん方や民生委員さん方に情報提供をして、避難行動に活用していただくようにしたいと思っております。

避難行動要支援者への支援につきましては、個人によって違いますので、防災訓練などを通じまして、避難方法について話し合っただけのような環境を作っていきたいというふうに思っております。

3点目の「自主防災組織等防災諸団体の顔の見えるネットワーク化を図る防災訓練の実施方法についてどう考えているか」という点でございますけれども、災害の発生時に対策本部に集まる機関としましては、愛知県災害対策課や新城設楽振興事務所、新城市消防署、設楽警察署、自衛隊、設楽ダム工事事務所、中部電力、NTTなどがあると思います。一方で地域に密着した災害活動をしていただ

く組織としましては、自主防災会や消防団などがあります。

防災団体のネットワーク化という点ですけれども、この10月29日に予定している防災訓練で、関連機関のみなさんが集合していただきまして、災害対策本部を作り、各機関から住民の救命行動の状況、災害状況の把握、復旧の順序の訓練等を一緒に実施する予定になっております。こうした訓練などを通じまして、日頃から情報を密にすることで、意思疎通が図られるものだと思っております。

ただ住民の皆さんと行政関係機関が顔の見えるようになるということなんですけれども、それは今の段階ではちょっと困難ではないかというふうに思っております。関係機関の職員が現地に赴くときには、役場職員が同行していく場合がほとんどだと思いますので、困ったことなどの連絡はやはり役場職員を通じて行っていただくことになるというふうに思っております。

4点目の「避難所の開設及び運営のノウハウを行政・住民組織で共有するための具体策は何か」という点でございます。設楽町の避難所は、各区からの要望を基に見直しをしまして、35か所が指定されています。避難所につきましては、災害発生直後の混乱のなかで開設して、運営していかなければなりません。ですので、運営マニュアルが必要だというふうに思っています。町としての独自の運営マニュアルはありませんが、「愛知県避難所運営マニュアル」が作成されていますので、それに基づいて運営していきたいというふうに思っております。

「愛知県避難所運営マニュアル」につきましては、8月24日の日に防災訓練の説明会を各区長さん方を集めて行いました。そのときに避難所の運営に必要な用具と一緒に配布をさせていただいております。10月の訓練のときには、役場職員が避難所に出向き、非常用食料の配布やプライベートスペーステントの組立の訓練のほか、避難所での暮らし方について検討していただく「避難所運営委員会」の組織化などについての説明をしたいと思っております。こうした訓練を通じまして、行政と住民との意思疎通を図っていきたいというふうに思っております。

5点目に「原発事故発生時の被災者の受け入れ要請に対する設楽町の考えと準備の状況はどうか」という点でございます。本年1月に静岡県知事から愛知県知事に対し、中部電力浜岡原子力発電所での原子力災害における避難者の受け入れについて依頼がありました。愛知県は災害時の広域避難者の受け入れはできる限り協力する必要があると考えておりまして、これを受け入れをしてくれる三河地域の市町村を全面的に支援する仕組みを検討しているということでした。

当町としましても、被災者の受け入れに協力することにしておりますけれども、具体的な受け入れ態勢などについては、受け入れを希望しています市町村との個別の協議を進め、決めていくことになるというふうに思っております。

最後に「情報が誰にでも、いつでも、どこにでも保障されることが、「すべての命の安全・安心を守る」ための基本である。設楽町の情報保障に対する考え方はいかがか」という点です。災害から身を守るためには、まず正しい情報を手に入れて、最善の行動を起こす必要があります。町としましては、愛知県や国、防

災関係機関から入手する災害に係る情報を、防災行政無線などを通じて町民のみなさんにお伝えしていきます。

8月7日の台風5号のときの大雨の際には、当町全域に避難準備情報を防災行政無線で周知させていただきましたけれども、一度だけではわからないという御意見もありました。これからはですね、二度、三度と行政無線で呼びかけていきたいというふうに思っております。

また一方ではですね、NHKデータ放送と協力体制をとってしまして、避難準備情報等の町が発令した情報がNHKデータ放送を通じて流れていきます。そこでもですね、町がどういう対応をとっているのか、町民のみなさんが知っていただけることとなっております。ですので、住民のみなさんにも設楽町がこういう体制をとっているということを周知していかなければならないというふうには思っております。

災害は「自分の身は自分で守る」が基本です。住民のみなさんが的確な情報により、いち早く避難行動に移れるよう、町としてもさまざまな手段を使って、迅速な情報発信に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

5 金田 答弁ありがとうございます。「計画ができました」「こういうふうにやります」と、いつも説明を、前の計画のときもしていただきました。ただ、例えば情報についてですと、本当に、確かにいきわたったのかどうかということのチェックが甘かったような気もせんでもありません。行政の方々も、自分たちの行政の仕事についての情報共有は十分できていると思うのですが、住民への情報共有がなかなかできてこなかったという現実がありますので、2点目のほうの、防災についてのほうの情報で、まず再質問として、お願いがてら再質問をさせていただきます。情報が確実に届いたかの評価を行ってください。こういうふうにやりますよとか、やりましたではなくて、確実に届いたかの評価を行って改善してください。

町長、何かおかしいですか。町長、何がおかしいですか。質問の内容がおかしいですか。

避難勧告みたいなものを、避難準備情報みたいなものは情報の最たるものなので、行政無線等で繰り返し、1回だけではわかりにくいから繰り返しやるという評価と改善点、PDCAサイクルだとチェックとアクションについても考えてくださっていると思いますが、自分の命は自分で守ることが基本ではありますが、その上で、避難要支援者へのお手伝いができることも地域の大事な使命です。要支援者への伝え方、実際に伝わったかどうかを調査して、課題を明確にしてください。そうすれば、近隣住民の動きとか助け方も具体的にわかってくると思います。そういう意味での評価とチェックとアクションについて、どのようにお考えか。やっていただけるのかどうかをお願いをします。

それから、なすことによって学ぶ度が身につく学習法です。この意味で防災訓

練は最も重要な機会です。防災訓練にタイムラインを導入してください。タイムラインとは、一般的に最近使われている意味で言いますと、どの組織が、どの段階で、どんな行動をするかを想定したものです。昔から言っているタイムテーブルとは違います。行程表にあたるタイムテーブルとは違って、防災のときに用いるタイムラインという言葉、このごろ用いられていると思います。タイムラインは、行政のためのものと、住民のためのものが必要です。タイムラインの想定どおりにいかないということも心にとめて、実践と改善を積み重ねていくために必要だと思います。ひとつのものさしとして必要だと思いますので、評価のものさしとして、指標として必要だと思いますので、タイムラインの導入をお願いしたいと思いますが、お考えはどうか。

大きな都市のように、気象予報士の資格を取得した職員を配置したり、IT技術を駆使したりすることは、この小さい町ではなかなか容易ではありませんが、小規模自治体ではタイムラインの作成事例が参考になります。近くでは三重県紀宝町などがその1つだと思われまますので、このタイムラインの導入について伺いたしたいと思います。まずこれだけよろしくお願いします。

総務課長 やはりですね、町として個々の方になかなか電話をかけてお聞きするというのは、特に要援護者の方々にお聞きするというのはなかなか難しい部分が多分にあるというふうに思います。ですので、広報無線については先ほども言いましたように、一度のみならず二度三度と流していきたいというのは、それによって周知をしていきたいというのと同時にですね、先ほども言いましたように、やはりですね、地域の方々を救うのは地域の方々だというふうに理解をしていますので、私たちがどういう行動をとるということを、区長さん方を通じてお話をさせていただきますので、区長さん方から各組の伍長さん方なりなんなりに流していただいて、そのなかでですね、要支援の人たちに対して行動をとっていただくような形を、ぜひお願いをしたいと。そういう形の部分を訓練のなかにぜひ取り入れていかなければいけないというふうに思っております。

それから2点目につきましては、今度の訓練のなかにもですね、先ほども言いましたように、消防署だとか、警察だとか、国交省の職員等が来て、どういう形で災害対策本部から動くというようなことを、訓練のなかに取り入れてやっていますので、その点を踏まえてですね、反省点と考えまして、そういうような形のものは、ぜひ取り入れていかなければいけないというふうに思っております。以上です。

5 金田 行政関係の方々には、当然きっとそんなことはお考えでやっていくことだと思いますので、ぜひ行政のためのものだけじゃなくて、住民のためのものもタイムラインができていくようにしていただきたいなと思います。これを行政が助けないうで、住民に丸投げしても情報が不足していてなかなかできないことだと思いますので、担当の方は大変だと思いますが、細かくこの避難訓練等で、いっぺんに町中にできるということは難しいかもしれませんが、各避難所とか、各自主防災

組織だとかに誰がどのように動くというようなタイムラインができていくような御指導を、防災の仕事のなかに含めていただきたいと思います。どのようにお考えでしょうか。

総務課長 今度のですね、防災訓練のときにですね、一応大規模地震が発生しましたということ、みなさんに周知をさせていただきます。そのあとですね、ちょっと時間がどうなのかという部分はありますけれども、一応ですね、住民の方々に広報無線を通じまして、こういう行動をとってくださいということ、避難の準備訓練だとかですね、安否確認訓練だとか、シェイクアウト訓練だとか、余震がおきたので机の下にもう1回もぐってくださいとか、そういうことを流してですね、やっていきたいというふうに思っていますので、そういう形の訓練を今回はしていきたいというふうに思っています。以上です。

5 金田 今までの避難訓練と思うと、ずいぶん細かい御配慮があってありがたいなと思います。それは区長さん、行政からは区長さん方にお伝えするのですが、区長さん方が区の方々に伝える手立てというのはなかなか十分今までも伝わりきらなかったところが、小さな集落でもなかなか難しかったと思うのですが、太田口くらい大きな所帯になったりとか、そういうようなところではどうなのでしょう。細部までいきわたらせるための連絡網とか、そういったものは完備されているのでしょうか。

総務課長 今お話をさせていただいたのは、町としては防災行政無線で町民の方々がとっていただきたい行動を流したいというふうに思っています。で、今議員がおっしゃられたことにつきましては、またですね、各機会を捉えましてですね、区長さん方を通じて自主防災会の方々に細かい連絡網をもう一度確認していただくというような形のものをもっていただくことが、やっぱり一番大事だと思いますので、そういうことで指導というのか、お願いをしていきたいというふうに思っています。以上です。

5 金田 十分御承知であって、実はやることは難しいということはよくわかっているのですが、先ほども要支援者の方々の確実な伝達方法と、それからどうやって援助するかというか、実際車椅子で動かなければいけないとか、動いたら余計危険だとか、いろいろな方々があると思いますので、そういうことについては、例えば障害者担当の方々だとか、健康の担当の方々だとか、社会福祉協議会の方々だとか、民生委員さんだとか、いろいろ方々と個別に、その家族なり、近所の方が安心して支援できるようなところまで、細かく御指導をいただければありがたいと思います。ぜひ10月の防災訓練には期待しておりますので、とりわけ防災担当の方々は御苦勞ですが、今までとは違う、本当に行動して学んだことがあったなという防災訓練にさせていただきますようお願いしたいと思います。

それでは1番目の質問のところに戻ります。住民自治とは、自治体の運営はその自治体の住民の意思に基づき、住民の参加によって行われるべきという考えのもと、自治体経営について広く住民の参加を認め、地域内の課題解決を、その地

域の住民と自治体が同じ立場で実施することでありましてというふうに、私は理解しているのですが、それでよろしいですかね。

それでは、それよろしかったらば、さっきの防災訓練とちょっと似てますが、町民として住民自治を回復していくとか、育てていくというために、町民として行動する必要があること。そして行政が取り組むべきことを区別して、整理して、教えていただきたいと思えます。

それからもう1つ、先ほどのなかにも出てきましたが、例えば旧名倉保育園があった空間、建物は老朽化して危険だという認識だということをお聞きしておりますが、名倉地域の方々があそこの旧名倉保育園の空間あのあたりが中心地であって、名倉の住民の多機能な自治の組織の、事務所的なこと。みんながちょっと集まってワイワイ話ができ、安気に話ができる場所として使いたいというような御要望があがれば、修繕して使うとか、そういったことのお考えはないのでしょうか。この2点について伺います。

企画ダム対策課長 住民自治というような関係かと思えますけれども、今町のほうで取り組んでいる施策としまして、私どもがやっている施策でございますけれども、移住定住推進室というところがございます。具体的には、平成27年度に総合戦略を策定していく過程で、地区での説明会等が何度も行われておりまして、そのなかで住民の方々がそれぞれの地域の課題ですとか、そういったものを洗い出してどうしていったらいいだろうかということ、会を重ねて話し合いが行われております。で、結果、28年度になりますと、4地区で議員御承知のとおり、移住推進する組織がそれぞれ立ち上がりまして、それぞれの活動が始まっております。で、そんな成果としまして、まずは移住定住促進策ということで、空家をどういうふうに活用していくかというようなところで、地域のみなさんが空家を発掘していただきまして、今まで開店休業状態でありました空家バンクに空家が登録されていって、実際、移住されている方々も現れております。そういった成果もありまして、さらに今年度になりますと、津具地区ではリフォーム塾というようなものも始めております。これも、昨年度からですけれども、津具地区のみなさんが何度も何度も話し合いをされまして、地域のみなさんの御協力と申しますか、御理解を得られて空家を今改修が始まったところでございます。その空家につきましては、リフォームが終わりましたら、その地域のみなさんでいろいろコミュニケーションする場ですとか、活性化に使いたいというようなことをしております。で、そのリフォームに対しまして、町としまして、6月議会でお認めいただきましたけれども、補助金を交付したりですとか、その維持にかかる経費を交付したりといった、そういった施策を今とらさせていただきますので、他の地区におかれまして、そういった事例をぜひ参考にさせていただきます。地区で役立てていただければなというふうに、企画ダム対策課としては思っております。以上でございます。

総務課長 例に旧名倉保育園の園舎のお話が出ました。危険で危ないということで、

新しいものを作らせてもらったということです。ですので、改修をして使っていただくというのは、基本的には考えておりません。ならばどうするかという話もありますけれども、例えばですね、他にですね町の持っている施設、例えば名倉の中集会所だとかですね、各老人憩いの家等が、区の集会所等がありますので、そういうほうを御利用いただくとか、どうしてもこういうものがこういうときで使いたいということがありましたら、御相談していただければ、先ほども言いましたように、特に拒むものでも何でもありませんので、そういう形で使っていただければと思います。さらに付け加えますと、さっきですね、議員がおっしゃられるように、名倉保育園の校舎は危ないのですけれども、校庭については特に問題ないので、校庭については自由に使ってくださいというようなことで、開放させていただいてますので、その点も付け加えさせていただきます。以上です。

5 金田 区の集会所等、あるいはリフォームの補助金等、御配慮いただいて、上手に使わせていただくように、私自身も地域でいろいろみんなと話し合っていきたいと思っております。で、その点はありがたいと思っておりますが、例えば先ほど遊休の施設、空間はないという御認識だっておっしゃいましたが、これはちょっと深く調べたわけではありませんが、例えば特産物振興センターの特産品を並べているスペース。あそこ、だんだんだんだん売っている物が縮小されていって、空きスペースが結構出ているのです。ああいったところは、遊んではいません。確かに特産品を陳列するところとして使ってはいるのですけれども、もっと地域の人々が入りしりして、自由に地域市民活動みたいな感じの人たちが入りすると、もっと活気が出ていいのではないかなということを思います。で、また私は地域の介護予防活動の企画とか運営によく携わっているのですけれども、現実的に、地域というか、区のそのものの高齢化がすごく進んでしまって、団塊世代がまもなく 70 歳ですので、運営する人の数が不足してくるなということを実感しています。そうすると、さっきの小規模多機能自治の区域というと、田口小学校区といっても、田口の平、具体的に集まれるのは田口の平の人だけになってしまいますが、そういったぐらいの単位、広さで、みんながあそこに行ったら誰かと話ができるなというような所がほしいねという話が、介護に携わっている方々や介護予防に携わっているような方々から、少しずつ声があがっているのですが、実際、先頭に立ってやるのはとても大変なので、なかなかどうやって声を出していこうかというところで、今相談がなされているというようなところなのです。ですので、リフォーム補助金等の使い方はそのときにまた使わせていただくのですけれども、多機能な自治、つまり今のところ移住で空家対策ということにフォーカスしてやられている。それで住民自治が育ってきているということも確かに評価できますが、今後もう少し多機能なことについて考えていくということになりますと、例えば特産センターの特産品を並べるところなんかは、田口地区でいうと適切な場所ではないかなというふうに考えたりします。区の集会所、憩いの家などは畳だったりして、座らなければいけないので、もう座ったり立ったりが

本当に大変な方々の数がすごく増えていますので、ああいう歩いていた散歩のついでにすっと寄れるような場所は有効活用できるのではないかなというふうに考えています。そういう全くの遊休ではないけれども、ちょっと資源が十分に活用されきっていないような所についても、公開開放していただけるのではないかなって。行政が規制の壁をとっていただければできるのではないかなというふうに感じているのですが、いかがですか。

総務課長 今特産センターの例を出されたのですけれども、先ほども言いましたように、町としては全然拒むものでも何でもありません。ですので、みなさんが逆に言うと「こういうふうに使いたい」と。「だからこの遊休スペースを使わせてくれないか」というような御提案をいただけたなら、なるべく町としても提案を受けるような形で検討をして使っていただくようなことにしたいというふうに思っています。ですので、ただですね、やみくもに「空いているのでどうにかしろ」と言われても、「じゃあ何に使うのだ」とか、そういう「じゃあどういうふうにして使うのか」とか、そういうことがありますので、ぜひ御提案をいただければ、それについてはしっかり検討をしてですね、御要望に応えられるような形でやっていきたいというふうに思います。以上です。

5 金田 大変ありがとうございます。やる気を後押ししていただけるような御発言でありがたいと思います。それでは事業主体というか、自主主体について何か要件を考えてらっしゃいますか。例えば津具でいうと「津具どっとこい」だったり、田口でいうと「たぐっちよ」とかだったり、清嶺地区、名倉地区もそれぞれそういう組織があると思うのですが、そういうところを自主主体というふうにしたほうがよいと考えておられるのでしょうか、どうでしょうか。

総務課長 特段ですね、そういうことを考えておるわけじゃなくて、例えば特産センターの空きスペースを使われるという話ならば、その人数が例えば3人なり4人とかというふうな形になると思います。ですので、特になんとか組織だとか、そういうことではなくて、使われたい方がおれば使っていただくようなことを考えていきたいと思いますが、なにぶん先ほども言いましたように、どういう方がどういうふうにするかわからないような状態では、うちのほうとしても検討しようがないので、そのへんことをよくお話ししていただければというふうに思います。

5 金田 はい、わかりました。では使う人たちというのが、きちんとした構想を持って相談にいけばよいということによろしいですね。総務課へ行けばいいのですか。

総務課長 はい。

5 金田 はい、わかりました。そのときにですね、私としては一仲良しグループが占有するのはいけないと思うので、最低条件としては、やっぱり地域の多機能自治に発展していくような、みんなの福祉に貢献していくような。例えば子どもの貧困対策、各地で行われている子ども食堂が適切かどうかはわかりませんが、子供たちの学習支援の場になるだとか、それから若いお母さん方の何か支援になるだ

とか、津具の「いっぷく」のように高齢者の憩いの場になるだとか、そういったその地域の多機能な自治を保障するような内容でお認めいただけるように、町民側としても努力していきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは町長さんに伺います。よろしいですか。質問事項を言って。先ほど、土屋議員の質問のときかな、町民の中に出て行って情報を収集するよというようなお話もありましたし、それから特に先ほどは障害のある方の例を出しましたが、なかなか声の届かない方、今までは遠慮していて、それは家庭に問題だというようなふうにして、遠慮されていた方々もあると思えますので、そのへんの、まず住民自治について、どのように育んでいきたいとお考えなのかということ。

それから情報過疎になりがちな人たち、行政の中の情報共有だけでなく、住民として情報がみんなでも共有でき、みんなでも助け合っているような町にするためにその情報の出し方、聞き方について、町長のお考えを伺います。

町長 通告以外のなかの質問で、というふうには理解をするわけではありませんが、お聞きしていただきましたので、私の考えを述べさせていただきます。先ほどいろいろ御指摘をいただいております。いろいろ町民の人たちの御意見を伺う中で、こうやって町政を進めていくというのは基本だというように理解しております。したがってですね、やはり我々が外へ出て行って、で、地域の人たちの御意見を直接聞かせていただけるような、そういう場を設けながらですね、広くいろいろな観点からみなさんの御意見また御希望またいろいろな思いをですね、把握し、それを町政に反映していきたいというふうには思っております。また特に障害者の方々ですとか、そういう特殊事情のおありの方等についてもですね、たとえば社会福祉協議会等の連絡を密にしながら、こういう方々がこうやって困っているんだけど、どうしたらいいのでしょうかとか、そういうような御意向があるとするなら、それも我々が、いけば社会福祉協議会の方々との情報も聞き入れながら、そういったところへ直接手の届く、そんな政策をしていく必要があるかなというふうには思っております。

それから情報の共有ですが、やはり町全体に瞬時にして、みなさんに平等に伝えるということは、やはり例えば今現在やっております防災無線ですとか、そういう緊急時また予想をしている状況の中で、気象状況ですとか、そういった状況をですね、常に把握をし、住民みんなに平等性を持ってお伝えするのは、やはり瞬時に行うとすると、今の伝達方法、例えば行政無線ですとか、区長さんに直接電話でお知らせをするとか、そういう形でもってお伝えをしていくことがまず基本だろうなというふうには思えます。その後、伝わったかどうかということをよく把握するべきだということですので、私別に笑ったわけではありませんが、そのことを実際にどういう形でやるのが理にかなうことなのかということを考えておいて、今すぐにみんなに伝える方法と伝わったかという確認というのは、後から「伝わりましたか」「わたりましたか」「あなたは外にいたのですか」「町内にいたのですか」とか、いろいろな状況があろうかと思えますけれども、一人

ひとりにお聞きするというわけにはまいりませんが、地域の人たちの状況というものを把握するべく方法として、お聞きしながらですね、努めていきたいと思っております。

それからですね、質問事項の中にあります公共施設の空間利用ですが、これはですね、今総務課長が申し上げたように、町の施設、空間と言われていいのかどうか分かりません。みなさんが思われていて、ここは全然使っていないスペースだねとか、そういうような所があるとすれば、有効利用をするべきでないかという御意見があれば、それもお聞きするなかで、利用に可能な限り、そうした要望に応じていくことは十分やっつけていかなければいけないことだというふうに思っております。またですね、我々所管している公共施設以外に、各地区にある集会施設等もあるわけですね。そこは畳敷きだから利用度が薄いとか、不便を感じるという御意見があるかと思えます。けれども、そういった身近にある施設も、みなさんの憩いの場とか、集まりの場として有効利用していただければどうかというふうにも思うわけでありまして。いずれにしても地域の人たちでもって、いろいろ考えていただくと、これもそれに基づいて我々も対応できるかなと思っておりますので、お願いをいたします。

それから災害ですが、近年、大雨の発生頻度が本当に多くなっているところですね。我々のこの設楽町でも、いつどこでなるときですね、こうしたことが起因して災害が発生するかわからない。こんな状況ですので、緊張感を持ってこの防災対応をしていかなければいけないというふうに思っております。そしてこうしたものを意識する中で、そのときどきの対応として、課長申し上げたように、例えば避難準備情報ですとか、避難勧告ですとか、そういったものを空振りは何だっというのを問題視するよりも、今言うように、早く伝えるということが肝要だと思っておりますので、これを講じてまいりたいというふうに思っています。

それから町内に住んでみえる地域ごとで、災害の発生する可能性のある所と、またそうでない所、設楽町広いものですから、いろいろそういう地域によっては状況が異なります。ですので、そうした状況も考慮する中で適正な判断をしていく必要もあろうかというふうにも思っています。いずれにいたしましてもですね、住民の安全を最優先して、対応を図っていくことが肝要であると思っておりますので、今後もそうしたことを意識を高めて対策に努めてまいりたいと思っております。以上です。

5 金田 ありがとうございます。誰も排除しないという広聴広報の姿勢を示していただいたと思います。これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長 これですべて、金田文子君の質問を終わります。

議長 次に、2番河野清君の質問を許します。

2 河野 私は1点、以下のことを質問したいと思います。設楽町内の河川管理について

て質問します。近年、私たちは経験したことのないような局地的集中豪雨が全国でみまわれており、各地に甚大な被害を住民にもたらしております。これまで時間雨量 30 ミリといいますと、私なんかはこれは大変な警戒すべき雨量だと認識しておりましたが、それが今では 100 ミリを超えるような猛烈な雨が頻繁におこるようになりました。それは設楽町においても今後無縁であるといえない状況にあります。

私はこの 8 月に津具地内の大入川上流 3 河川、具体的には井口川、瀬戸川、古町川、3 つに分かれておりますので、そこを歩いてみてまわりました。で、実際に見てみますと、河川は一面芦に覆われ、そしてところどころ大きな直径 10 センチ以上にもなるような樹木ですね、木が河床に生えているような状況が見受けられました。で、津具が合併する前だったと思いますが、確かに一度きれいに河川が改修されてユンボなどが入って河床をさらしたのを見ておりますけれども、それからもう 10 数年経っておるわけで、また今言ったような状態が、津具の上流河川において現出している状況であります。で、そういったものが、これまでの集中豪雨における被害を見ておりますと、そういった河川の斜面が崩れて樹木などが豪雨とともに河川に流れ込み、それが途中でどこかで止められた状態で折り重なって、そこからどンドン流域の集落に多大な浸水被害をもたらし、場合によっては、人命が失われるというようなのをみておるわけです。で、そういったことは、やはりやがて自分の住む設楽町においてもおこるのではないかということは想像されるわけです。

で、我々町政に関わるものとしては、町民の生命財産を守ることが第一義の命題であると思っておりますので、そこで町の管理となっている普通河川、準用河川の河川改修について、やはりここで聞きたいと思うのであります。

昨年 3 月の定例会においても同僚の議員が質問をしておりました。そのときの護岸整備ですね、河川改修のその後の進捗状況はどうなっているのかをまずお聞きしたいと思います。平成 25 年から 28 年度にかけて護岸整備 4 か所、浚渫 6 か所を行うと、そのとき答弁されておりましたが、その後いかがでしょうか。また津具地区瀬戸川の洗堀された護岸がありました。それが改修されたのか、お聞きしたいと思います。

限られた予算で整備を行うという、担当課の御苦労というのは承知しておりますが、自然災害というのはこちらの事情を忖度して加減してくれるわけではありません。限られた予算を最大限に有効に使い、水害、災害を未然に防いでもらわなければなりません。予算を有効に行使するのは、どのようにすべきなのでありましようか。芦や樹木が茂る河床を浚渫すればそれが一番いいのかもしれないが、それでは限られた予算で、せいぜい 100 メートル位しか改修できないという、そういう話も聞きます。それではいつまでたっても改修が進みません。では予算の中でどういう方法が一番いいのか。何かお考えはないものでしょうか。

今後工夫をこらし、どのように整備を行っていくのか。その見通し、考え方を

お聞かせ願いたい。それが1点。

それから自然が相手の河川管理の仕事は、一度行えばそれで終わりというわけではないわけで、10数年も経てばまたもとのような状態に戻ってしまうのが、これは自然相手の仕事であります。そういう将来にわたって、永続的に続く山間市町村の宿命的課題なのではないかとも思います。それは山間自治体のみに負わせてすむような仕事ではないと思うわけです。これは国土保全、治山治水の仕事でもあり、下流域にも影響や利益を及ぼす仕事ではないでしょうか。当然、国や県の関わり、予算の配慮があってしかるべきであり、それを求めていくべきではないでしょうか。そういう要求をしていくべきだと考えますが、山間流域市町村共通の悩みであり、課題でもあるこの河川管理、これを町長はじめ担当課はどのように考え、そして意気込みをお持ちであるか、お聞かせ願いたいと思います。これが今回の私の質問であります。

建設課長 河野議員の町内の河川管理についての質問にお答えをいたします。始めに、昨年3月の繰り返しとなってしまいますが、「町内の河川の種類や維持管理の主体について」説明いたします。

河川の種類については、河川法という法律により1級河川に指定されているものが豊川や大入川を始め11河川、準用河川に指定されているものは鹿島川や後山川を始め14河川あります。1級河川、準用河川の他に普通河川があり、これは一般的に青線といわれるもので、法定外公共物として取扱いをします。ただし、普通河川の中でも砂防法により砂防河川として指定されたものが、野々瀬川や油戸川をはじめ83河川あります。

続いて管理主体について説明をいたします。1級河川は豊川の設楽ダム本体ができる約1キロメートル下流から淡水区域までを設楽ダム工事事務所が管理し、ダム区域以外の豊川と大入川を始め10河川については、愛知県で維持管理を行っています。また14の準用河川については、設楽町が維持管理を行っています。

次に普通河川のうち、砂防河川については砂防堰堤や護岸など愛知県が施工した砂防施設については、県が維持管理をしていますが、砂防河川のなかでも砂防施設と関係のない区域や普通河川については、青線扱いとなりますので、基本的には地元で管理をお願いしております。ただし、大雨で石積み等が決壊したときや土砂の浚渫などは、災害復旧の予算や河川整備費の予算で、護岸整備、土砂浚渫、重機借り上げなどを行っております。

今までの説明を踏まえて、1つ目の「護岸整備及び河川改修の進捗状況と瀬戸川の護岸改修について」お答えをいたします。まず進捗状況ですが、25年度は、護岸整備を1か所、浚渫を2河川。26年度は、護岸整備を1か所、浚渫を1河川。27年度は、護岸整備1か所、浚渫1河川。28年度は、浚渫1河川を実施しています。また、29年度も、浚渫1河川を予定しております。今後も危険性の高い河川から順次、整備や浚渫を行いたいと考えております。

次に瀬戸川の護岸改修についてですが、瀬戸川は砂防河川に指定されています

ので、砂防施設である護岸は県の管理であると理解しておりますが、県に対し2次改修の要望を行っていますが、予算等が大変厳しいということで改修のめどはたっていないとのことです。町としては、引き続き県に要望をしていきたいと考えております。

2つ目の「今後の整備方法の工夫について」と「国、県へ対しての意気込み、見解について」ですが、1級河川や砂防河川の施設につきましては、管理者である愛知県に対し浚渫や護岸整備等を進めていただくよう、これからも積極的に要望していきます。準用河川や普通河川については、町が管理者でありますので、限られた予算の中で、緊急性などを考慮しながら浚渫工事や護岸整備工事など、少しでも地域の要望にお応えできるように進めていきたいと思っております。

また地域のみなさんには、草刈りなど河川環境の整備に積極的な協力を賜りたいと思っておりますが、町といたしましても、例えば刈った草を集めるときに重機を貸し出すなど、できる限りの支援をしていきたいと考えております。以上でございます。

2 河野 結局、やれる範囲で進めておるといことはわかるのですが、具体的にいえば、前回、同僚議員が質問した河川の改修は進んでいない。そういうことであります。で、川を見てますと、芦などのそういった草に近いものについては、結構大水が出て、うまく寝ころんでくまして、水をうまくかわして流れてくれているのです。そういう中で、やはり1番問題になるは、河川の中に生えている大きな樹木ですね、そういったものがやはり、今後、川の流れの障害になる大きな要素になるのではないかと。それとやはり、土の堆積ですね、そういったところは、やはり危険箇所だと思っておりますが、で、そういうなかで、限られた予算をどう使うか、というところでの工夫。それでどういう工事をすれば一番被害を防止できるのかという観点から、予算の使い方について工夫をすべきではないかと、私は思うのですが、そのへんについてのちょっとお答えをお願いしたいと思います。

建設課長 河川の改修ですけれども、25年は護岸整備として後山川の護岸ブロックを積みました。また26年は産場川の護岸ブロックを積んでおります。27年は後山川の護岸ブロックを積んでおります。また浚渫につきましては、25年度に本洞川と栃田川の浚渫をしております。同じく26年度は久原川、27年度も同じく久原川、28年度は市ノ瀬川の浚渫を行いました。本年度も市ノ瀬川の浚渫は行おうかと思っております。

護岸の整備につきましては、やはり緊急性ということで、現地を見させていただいて、やはり危ないところから手を入れるというのが大原則かと思っておりますので、そういうところを現地のほうを確認させていただいてやっております。浚渫につきましては、先ほど議員さんも言われたように、津具地区については一度10何年前かにやられておって、そんななかでまたその後堆積しているというのも承知はしておりますけれども、今ですね、県のほうで名倉川を浚渫を下流から順次していただいております。それにあわせて町のほうでも、今まで一度も浚渫したこと

のない名倉川の支線、昨年の市ノ瀬川とかその前は久原川とかやっていますけれども、やはりそのへんの河川を同時に施工して、効率のよい事業を進めていきたいと思っております。以上です。

2 河野 もちろん町内さまざまな河川が、今お聞きしたようにあるわけで、そういうなかで一番やはり危険性の高くて、緊急を要するところからやるということは同然だと思えます。で、それは鋭意やっていっていただきたいわけですが、それと並行してやっぱり自然は待ってくれませんので、どこも本当はやったほうがいい河川ばかりだと思いますので、やはりそういうなかで、同時並行的にやれることをやっていただきたい。具体的にいえば、せめて河川に生えている樹木は取り除くと。それだったら大きな予算、浚渫のような大きな予算でなくてもできるのではないかと、私などは素人ですが考えるわけで、そういう予算の中でがんばっていただかなければなりません、そういう具体的な同時に町内そういう問題を取り除くと、緊急に取り除くというようなことは、お考えではありませんか。

建設課長 すみません。繰り返しになってしまいますけれども、やはり危険な所を、まず緊急的にやっていくというのが、今の、やっぱり限られた予算の中では、それがベストではないかと思っておりますので、木が生えてて危ないよというところは、やっぱり私たちも現地のほうは見させていただいて、緊急性のあるところはそれなりにやっぱり手を入れていかなければならないとは思っておりますので、現地を見て、判断をさせていただきたいと思っております。以上です。

2 河野 今言った個別の大きな木を取り除くというようなことは、現地を見てということでありましたので、取り組んでいただきたいと思えます。

それから、先ほども申しましたように、この問題というのは山間町村自治体だけの問題ではないと、僕は思うのですが、これは国や県も山間地域の河川改修について、もうちょっと理解をいただいて、今ある苦しい財政の中でやりくりをしておるのを、そういったものに任せておくだけでなく、もっと国にも働きかけるような、そういうお考えはないか。町長、御答弁をお願いします。

町長 今、いろいろ災害に繋がるような、特に河川等の整備を意識を高めて行わないと、大きな災害があつてからでは遅いぞと。そういう御心配のむきから、こうした御質問をいただいているというふうに、理解をしているところです。で、今言われるようにですね、現状は非常に厳しい。厳しいというのは、この北設楽郡三町村の中で、それぞれの自治体で河川を管理しておる中でも、やはり思うようなスピードで、全てが整備が整っていく状況にはないということも一方では認識もしております。そういうなかでですね、やっぱりそうはいうものの、基本的には近年もそういう豪雨等が発生する可能性が高いものですから、やはり住民の生命、財産を守っていかなければならない。その基本となるものが、今言う整備を、やはり優先していくことが必要だろうということで、国、県に対してもですね、状況をあらためて我々の口からお伝えをし、こうしたことへの予算措置を講じていただくように働きかけをしてまいりたいというふうに思います。

また、町が管理しておる小河川等についてもですね、課長が申し上げたように、緊急性を講じながら、その緊急性は「この河川とこの河川とどっちが危ないだ」「どっちが急いでやらなければいけないだ」という評価というの、大変重要な部分があると思いますので、そういったことも考慮のなかに入れながら、厳しい予算のなかではありますけれども、きちっとしたそういう整備を進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

2 河野 この問題というのは、1 設楽町だけで、すぐにもものが動くようなことではない部分があると思うのですよね。国を動かすなんていうことになれば、やはり関係、他の市町村も同じ課題を抱えておると思いますので、そういう市町村、横並びで働きかけていくという、そういう取り組みを議会が動いてもいいし、町執行部が動くなり、そういうことを要請して、私の質問とします。終わります。

議長 これで、河野清君の質問を終わります。

議長 次に、6 番高森陽一郎君の質問を許します。

6 高森 失礼します。議長のお許しをいただきましたので、ただいまより質問させていただきます。私の質問は3点でございます。「1 公共施設管理計画から見た町内公共施設の配置の整合性を問う」「2 公共施設管理協会への質問パート2として、プレゼン時の最大の売り、アピールはどのような内容だったのか」「3 三期目の立候補についての所信を問う」でございます。

第1点から始めます。「公共施設管理計画から見た町内公共施設の配置の整合性を問う」。特にこれは名倉地区の場合でございますので、御了解ください。3月に総合管理計画の中で公共施設の全体計画が発表され47頁に①施設過疎・過密、②同類系施設との距離③統合あるいは複合化候補④地区別老朽化傾向⑤廃止可能性の2次評価が示され、名倉地区の10施設は、名倉小、新旧保育園、アグリ、ゲートボール場しか残らず、あとの施設は廃止、または除却の類型に入れられてしまいハードの文化面での貧困さを感じるというところでございます。名倉地区の施設を内容面でチェックすると①支所機能ゼロ、②保健施設ゼロ、③医療機関ゼロ、④児童館・学童保育館ゼロ⑤町営集会所ゼロ、⑥図書館・公民館ゼロ、⑦情報長屋、古い校舎利用等、町民が気楽に情報発信できる起業ステーションのことです。⑦名倉プールを中心とした温水シャワーの出るレク施設、が不足していることがよくわかる。これだけのインフラの整備、充実を放置していた町行政の不作為の責任をどう考えているのか、各項目別の答弁を求めます。

「2 公共施設管理協会への質問パート2として、プレゼン時の最大の売り、アピールはどのような内容だったのか」。指定管理者は大いに利益を上げてその事業のさらなる発展に寄与する事が求められていると考えてよいわけだが、今年の利益アップ目標はどの程度の予算を計上し、何を重点的に行おうとしているのか。町としてどのような行政指導を行う予定なのかお示し願いたい。

この質問は、収益力をいかにアップし、その事業内容をよく発展させるかの一点にあります。自助努力はもとより施設のおおもとの県との対話、調整を行うことが重要となります。ということです。

3 横山町長は、私が平成9年に当選した時は有能な課長として135項目のダム受諾条件を練り上げて、以来20年の長きにわたり、町行政の肝心要の施策を頑固なまでに遂行されて、現在の二期に及ぶ町長としての実績があることはダム反対の私でも一定の評価をしたいと考えております。以下の6年前、これ私がしてほしかった事項の羅列でございますので御了承ください。6年前の福島原発事故の時避難民の受け入れの表明とか、危険な原発の稼働中止とか、再生可能なエネルギーへの方向転換、数字に過大積算のあるダムに対する申し入れとか、緩みゾーンのあるダム堤体に対する事実確認の申し入れ、まだ一度もなされていない住民投票の実施、これらの多くの項目が実施、検証されずに今日に至っているが、来る三期目の町政に対してどのような姿勢で臨まれるのか所信を問いたい。設楽町地域防災計画に原子力災害対策が盛り込まれたことは重大事項であり、慎重かつ町民全体の問題と考えるべきではないか。あわせて答弁を求めます。以上、簡単ですが、第1回目の質問を終わります。

財政課長 「1 公共施設管理計画から見た町内公共施設の配置の整合性について」お尋ねがありました。お答えします。公共施設等総合管理計画は、今後の財政事情を鑑み、施設の適正化を図ることが目的であります。

設楽町は、旧設楽町と津具村が平成17年10月に合併してできた町であり、同規模である名倉地区に比べて、津具地区に保健福祉センターや診療所、総合支所、温水プール、図書館、集会施設等の公共施設が偏在していることは事実であります。今後少子高齢化がますます進み、津具地区のこれらの施設が老朽化した場合、統廃合を中心とした検討が必ず必要となりますので、公共施設等総合管理計画で示した方向性を参考に、それぞれ個別計画で対応することとなります。昭和の合併によって旧設楽町で支所となったものは、現在全て窓口センターとしてJA愛知東や郵便局に委託し、その機能を欲しております。児童館は、町の中心田口地区に1か所のみです。名倉地区の学童保育は、名倉小学校にて実施中です。

名倉地区に町の集会施設がないのは、旧設楽町時代に老人憩いの家等の集会施設を地区移譲したためです。今後は、地域の格差是正も踏まえて、津具地区において、個別計画の中で地区移譲の可能性について検討していく予定であります。旧名倉中学校は平成29年度予算において、講堂の解体が認められていますし、現在のままで「情報長屋 企業ステーション」として利用することは大変危険であり、校舎についても予定どおり解体することが財政的にも地域の安全、防災のためにも最善な方策と考えております。

また現在、「企業ステーション」といわれるような公共施設は存在しませんし、今後も整備する予定はありませんが、先ほど企画ダム対策課長のほうからお話がありましたように、移住定住関係で立ち上がった4地区の団体の中で、空家を利

用した拠点づくりの動きが始まっているようなので、こういったことへの財政支援を図っていきたいと考えます。

確かに設楽町の公共施設は、田口地区と津具地区に偏在しているのはみなさん御存知のことと思います。設楽町は、広大な面積の中に集落が点在しておりますので、今後は地域交通網の整備を図りながら、できるだけ町民の利用に不便をきたさないような公共施設の集約化を進めていきたいと考えます。

議員御指摘では、「名倉地区について不作為の責任をどう考えているのか」ということですが、これまで施設を廃止したり、整備したりする場合は、住民にきちんと説明し、了解をいただいたうえで事業を進めてきております。公共施設の配置について、地域の平等性への思い入れは十分に受け止めるものではありませんが、人口減少に伴う財政状況を考えたとき、後世に負担を残さないことが大切であり、時代にそぐわない過剰な設備投資は謹んで、公共施設の適正配置に努めていきたいと考えております。以上です。

産業課長 はい。では産業課から「公共施設管理協会への質問パート2」ということについてお答えいたします。質問の要旨のほうに記載がありませんでしたけれども、件名に記載があります「プレゼン時の最大の売り、アピールはどのような内容だったか」も含めてお答えさせていただきます。

グリーンパークの指定管理についての質問という前提で理解をしております。グリーンパークの指定管理については、1次審査で形式的要件の審査を行い、第2次審査で書類審査と応募者によるプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行いました。審査員は、観光や商工業に携わる民間の方を中心に7名の方をお願いをしております。評価を行いました。各委員が付けた採点をもとに、最高点をつけた委員が最も多い団体を指定管理者候補と決定しております。

設楽町公共施設管理協会については、審査委員7名中、4名の委員が1位という結果になっております。プレゼンテーションでは、次の点のアピールがありました。1つはですね『「奥三河総合センター」「きららの里」などの宿泊施設の管理運営の実績』です。2つ目は「食彩フェスタ」当時開催していましたが、『「食彩フェスタ」あるいは「したらで遊ぼう」等のイベントの運営の実績』、それから3つ目に「公共施設管理協会のホームページも利用した情報発信が可能であること」、4つ目に「管理運営を受託している他の施設との連携による相乗効果を発揮できること」ということでした。

次に、事業のさらなる発展・利益アップ目標等についてお答えします。つぐ高原グリーンパークの経営実績等も踏まえて説明させていただきます。決算成果報告書138ページのほうに、つぐ高原グリーンパークの27年度と28年度の管理状況を記載させていただいております。27年度をお話ししますと、管理業務費、これが当時というか指定管理料になりますけれども、46,828,800円です。それに対して使用料の収入が28,777,200円。差し引きますと18,051,600円が設楽町の負担となっております。今度は28年度ですけれども、同じく管理業務費が

46,828,800 円。前年度と同様です。使用料の収入が 27,546,400 円。で、差し引きますと 19,282,400 円が町の負担となっております。29 年度、本年度からは、利用料金制をとっております。使用料は指定管理者の収入としております。不足する分を設楽町が指定管理料として支払いをしております。29 年度の予算での設楽町負担額は 16,809,000 円。もう一度ちょっと設楽町の負担分のみ言っていきますと、27 年が 18,051,600 円、28 年が 19,282,400 円、29 年が 16,809,000 円ということです。で、行政指導というお話がありましたけれども、特に行政指導は考えておりません。しかし経費節減とですね、利用料の収入の増加を目標にがんばっていただくことを期待しております。以上です。

町長 それでは、私に御質問をいただきました「町長三期目の立候補についての所信」をお伺いされるということでもあります。まず三期目に対する所信を、直接私からお聞きしたいということがございます。質問の内容等に書かれていることに基づいてお答えをしていきたいと思っておりますが、まず 1 点目の原子力とダムのことですので、そのことに対しての私の所信ということをお話を申し上げたいと思っております。原子力発電に関することでもありますけれども、まず 1 番目の避難者の受け入れに対しましては、先ほど金田文子議員の問いに総務課長が答えたとおり、積極的にこれを受け入れていきたいという考えを持っております。それと 2 番目の危険な原発の再稼働中止については、これは危険な原発の稼働は私も反対ではありますが、あくまで安全性が担保された段階での再稼働だというふうにも思っております。そして 3 番目の再生エネルギーへの方向転換ですが、町といたしましても、以前からお話をさせていただいておりますように、木材の熱利用ですとかまた発電エネルギーとしての利用を検討してまいりたいということと、また小水力発電等についても力を入れている段階でありまして、これからもその姿勢に変わりはないところであります。

次に設楽ダム事業についてであります。設楽ダム事業は、議員御承知のとおり昭和 48 年 10 月の申し入れから 40 年近くの紆余曲折を得て、平成 21 年 2 月に建設同意に至っており、その後の民主党政権時代には、ダム事業の再検証ということで 5 年間は費やされております。そして現在においては、ダム本体に移行する前段階であります転流工の工事が進められているという現状であります。

こうして 1 番目の数字に過大積算があるとの御指摘であります。この過大であるかないかというのは、どなたが何を根拠に決められて、それをもとにすると過大だと言われておるのかということは、私にはよくわかりません。しかし 5 年間もの間、ダムのいろいろな点について検証がされてきましたけれども、この数字の過大積算があるという指摘は、今までありませんでした。ですので、この数字は正しいものであろうというふうに理解をしているところであります。

2 番目の緩みゾーンのお話であります。緩みゾーンとはどういう点を指すのかわかりません。これはそれぞれの知識をお持ちの方がそれぞれの思い、そしてその人たちの主張されることということがおありだということも聞いてはおり

ますけれども、私はそれについて是非を問いて、その結論をみようという気持ちは毛頭持っておりませんし、またダム本体を建設していくには、基本的には強固な岩盤層まで掘り下げることが前提だというふうに理解をしております。

3番目の住民投票の実施の点であります。議員が何の住民投票を指して、私に質問をされているかがよくわかりませんが、ダム事業についてのことでしたら、40年余りの紆余曲折による検討ですとか、私が8年前と4年前の選挙で、ダム事業を起爆剤として、町の活性化を図ると訴えて当選をさせていただきました。そして今回におきましても同様の主張をしていきますので、それが住民投票と同じ意味持つものだというふうに思っております。したがって住民投票をやる意思は持っておりません。

以上が高森議員の一般質問説明書に記載をされていた事項に対しての答弁というふうに理解をしておりますが、今、私は三期目に向けてまた新たな、みなさん方また町にとって必要なマニフェスト等、これを作成をしております。その実現に向けて、全身全霊を傾けて努力しがんばっていく所存であります。以上です。

6 高森 それでは最初のほうからいかせていただきます。名倉地区にいろいろな施設が不足しているということ、ある程度説明してください。中学校関係の施設は除却するという方向で予算がつけられているというような現状ですが、それまでにいろいろな機会を利用してきってきているのですが、ときどきの、折々の補修をきちっとしていれば、延命できたようなそういうこともあったと思うのですが、それがなかなか一方的な危険というそういう不作為の指示によって施設が利用できなくなった。そういうことが多くなって、いつの間にか一部外壁はがれて危険だというふうな認識されて、現在に至ったと思うのですが、名倉地区は実はさっき同僚議員が言ったように、旧保育園もやはり雨漏りしているということで、すぐに使えないというそういう話が出てきてしまうのですが、こういうまだ有効に使える施設に関して、どうですか、地元でそういうNPOとか、特にそういう資格ないにしても、そういう会がある程度、町が認めた会がですね、そういう施設を使用させてほしいと、そういう申し出をすれば、どうですか、内容を検討して、それならやりましょうとか。例えば空家の補修のそういう費用を使って、その補修の費用を負担しましょうとか、そういうふうなことは可能なのでしょうか。

総務課長 先ほどもですね、金田文子議員のときにお話をさせていただいてますけれども、危険なので使っていただくのは御遠慮いただいているということです。ですので、町として危険なものを住民のみなさん方にあえて使ってくださいというようなことはできないです。ですので、例えば危ないものですので新しいものを作っているとか、そういう状況ですので、今言われたような形で御要望があっても使っていただくということはありませんというふうに思っています。

6 高森 今の保育園の件なんです。まだ十分に使用耐用年数があるようなそういう

施設ですが、それを地元として有効に活用できる、そういう道は開いていただけるわけにいかないのですか。

財政課長 住民説明会と意見聴衆のときにもそういうお話が出まして、で、そのときも財政課のほうでですね、保育園そのものだけを改修して使うということではなくて、名倉地区としてその保育園を他の集会施設などと集約化して、そうして使用していきたいという話であれば、個別計画のほうでそういったような施設整備をしていきたいというお話をしておると思いましたが、今回もそれと同じ回答になります。

6 高森 名倉のちょうど、フォレストの近くに中央集会所みたいなあって、それが非常に古い施設で、それを除去するとかしないとか、除却するとかしないとかある話と、それから今の中学校の講堂も除却するという話、それらはそれらとともに、地元のそういう公民館あるいはそういう図書館としての機能を持つ、旧保育園をひとつ再生する形で、それらをまとめて処分するような、そういう方向は出せないのでしょうか。

財政課長 まとめて処分というのは、いっぺんにということですかね。

6 高森 3つか4つの施設あるいは2つの施設をまとめて1つの機能に集約するという話だと思うのですが、そのときに保育園だけを取り上げて、これ何とかしないといかんと今言ってみえたので、例えば中央のほとんど使われていないカーテン閉めきりの施設を、集会施設をそれを除去する代わりに、その内容を保育園のほうのルームのほうに移転するとか、そういう形で1つを統一した施設として利用できる、そういうような道は開けないのでしょうか。

財政課長 まさしくそれが今回の公共施設等総合管理計画の考え方になります。

総務課長 現状ではですね、中集会所についても古いということで、いろいろ地元の方々とも相談をさせていただいてます。でですね、本来はかなり古いということで、うちのほうもほとんどのところと同じように、地区委譲とかそういう形で考えていきたいというように思っているのですが、なかなかやっぱり地元の方々との調整がうまくいっていないというような状況もありますので、そのへんも詰めてですね考えていきたいと思えますけれども、先ほどですね、財政課長のほうで旧名倉保育園の使い方についてお話をいただいておりますけれども、高森議員がそういうお話で使っていきたいということはあるということはわかりますけれども、ただですね、じゃあどういうことで、例えば地区の集会所、名倉地区でいうと、老人憩いの家はかなりたくさんあるとか、そういうところもありますので、そういう使い方も考えていただきながらですね、そういうお話をさせていただくと、大変ありがたいかなというふうに思いますので、よろしく願います。

6 高森 名倉地区には、例えば東栄だったら東栄小学校の前に学童保育館とありますが、そういう独立した学童保育とかそういうのが、一応名倉小学校の部分を借りてやっているのですが、正式なそういう場所でないと思いますので、やはり学校

の運営に関係なく、人が日常でも出入りできるようなそういう形で、独立した児童館、図書館、公民館と、そういう機能備えた施設がどうしても名倉に1個必要だと思うのです。もちろん新築してもらい、例えば今の、今度壊すという名倉中学の講堂の横にどんと作ってくれれば、これは一番ありがたい。その代わり、その代わりに今の古い保育園を壊すとかいうならわかるのですが、壊して更地にして何もしない。何もなしというのは、やっぱり名倉の人としては行く場所がなくて本当に困るのです。図書館も行きようがない。どこに行っても閉められて入れない。だからお金を出さないと利用できない、そういう施設しかないというのは、非常に名倉の人にとっては文化面で非常に寂しい思いがあるので、そのへんのことはいかがでしょうか。具体的な説明いかがですか。

町長 今、高森議員がいろいろこうなったらいいなという思い入れの気持ちで訴えになられてみえると思うのですが、たとえばひとつの学童保育の場所が名倉小学校の中にあることによって、関係する親御さんですとか、関係者のみなさん方が不便を感じるとか、ここでは不満だとか、そういうようなことが意見として我々のほうにあがってきておれば、当然そのことも真剣に議論をしなければいけないというふうに思いますけれども、今現在、そういう事実がないのですね。それよりも、今議員が言われるように、あらためてそういった施設を講じて作ってもらうといいなという思いはよくわかりますが、現実そういうことが財政的な面も含めてですね、それがベストなのか、可能なのか。あればいいにこしたことはないとは思いますが、町全体でそういったことをよく勘案する中で、施設の必要性だとか、新しいものを建築し直すだとか、そういう議論の中で決定をされていくものだというふうに思っています。高森議員の思い入れはよくわかりますけれども、そのことにすべてを我々が集約して、実現化を図るということは、なかなか二つ返事で「はい、そうしましょう」という回答には申し上げられないということになります。

6 高森 今までは古い校舎があったときに、校舎に入って図書室を利用したりできたのですが、そういう地域の人間として気楽に利用できる図書室あるいは児童館みたいな、あるいは公民館的な要素も持ったそういう施設がやはり1か所必要だと思います。名倉には。そういうところがあってはじめてママ友クラブとかそういう地元の人たちがそこに集うことができるし、当然それを利用して小規模の包括センターが、ケアセンターができると、そういうふうなものがみえてきてますので、ひとつその拠点施設を町としても、ここはひとつ名倉のためにひと肌脱いでやろうかと、そういう施設を何か1つは、雨漏りしないような施設を提供していただくようなことは大事だと思うのですが、それに関しては。たぶん保育園のちよっと補修すれば300万以内ぐらいでできるような感じがするのですが、いかがですか。そのへんの見積もりに関しては。

総務課長 地震があって危ないので新しい保育園を作ったのです。で、それが簡単にできるのであったら、その施設を作らなくて今の保育園を補修してやればよかつ

たのではないのかというふうに思いますので、そのへんのことはよく御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

6 高森 次に名倉プールの件なんですが、ずっと私も 22 年以上あのプールの管理人しているのですが、毎年町のほうへ温水プールを 1 基くらいお願いしたいというふうに話をしているのですが、どうも公共施設管理協会さんはお金がない。お金がないから、さっきの話でないですけど、ちょっと自助努力で金儲けして、ちょっと懐を大きくしていろいろなことができるようにというふうな、そういう話をしたのですが、例えばそういう、今度もし公共施設からそういう温水シャワーの施設が必要だからって、そういうふうな予算計上があがった場合は、対応していただけますか。そのへんいかがですか。というのは、やっぱり名倉地区は寒くて、やっぱり寒さだけでなく、腰洗いがなかなかできない。だから非常に不衛生だと思われているのですが、少なくとも、その温水シャワー 1 基ということくらいは、最低限のプール利用のマナーみたいなものですので、そのへんの取り組みいかがでしょうか。

教育課長 名倉プールに温水シャワーの出るレク施設ということで、今まで管理協会からそういう要望が出ていませんし、唐突で、私、なんて答えていいかわからないのですが、温暖化で十分暖かくなっているのではないかなという認識があって、昔からずっとそういう要望が出ていたというのは知りませんでしたので、本当に必要な施設で、それができないという話なら要検討事項だと思います。以上です。

6 高森 保健関係の、保健所のほうの対応としては、しっかり身体の汚れを温水できれいにして、それからプールに入るといふ、そういう設定なので、名倉プールの場合、実は腰洗い槽を使っているのですが、これは濃度が非常に難しいということで、使用禁止と、なるべく使わないほうがいと指導がきているのです。そうするとどうしても保健視から考えると、1 基くらい温水シャワーがあって、それによって子どもがしっかり身体を洗ってからプールに入るといふ、そういうような風が、非常に他のプールもそうですが、わかりやすいと思うので、そのへんの保健衛生のことに関しての、ひっくるめて意見いかがでしょうか。

教育長 今名倉プールに関しても、温水シャワーがないと不適切だというような指示があったというようなことなんですが、私どもそれ聞いてないので、どういう指示なのか確認をさせていただいて、で、本当に法的に必要ならばつけなければこれいけないので、そのへんは時間をいただきたいと思いますが、名倉のプールについて温水シャワーをつけるという約束は今できませんので、御承知置きください。よろしく申し上げます。

6 高森 次、公共施設管理協会のほうの話いきます。私が頭にあったのは、もちろんつぐグリーンパークもそうですが、奥三河総合センターの内容もそうです。奥三河総合センターも実は調べると、したらトレイルで出てくるのですが、そこではなかなか記事がわからなくて、地元の宿泊関係のを調べるには観光協会の項目を

クリックすると、そこにざっと奥三河総合センターから始まって宿泊施設が出てくるのですが、そのなかで特に奥三河総合センターというのは非常に安いわけですね。利用料が1泊素泊まり1,400円。他の所は中野屋さんは3,800円。あとみるくは4,500円。あとグリーンメッセは4,400円と、そういう形で自助努力ができる範囲があるということを知りましたので、局長が言うには年に4回県と話し合いがあって、そのなかで現行の料金の30パーセントプラスあるいは30パーセントマイナスの範囲で料金改定の話ができて、それを県議会へ答申して、県が県条例を認めてくれれば、奥三河総合センターの料金が変わると、そういう話を聞いたので、そういう意味で、自助努力プラス県のほうのそういう、やっぱり、これ民営を圧迫してますので、民営よりはるかに安い金で公共施設を泊まるといのは、良い面もあるのですが、地元からみると奥三河だけに40何人も人が泊まって地元の旅館がゼロというのはちょっと、やっぱり悲しい状況ですので、そういう意味で自助努力の件で、公共施設管理協会が県へのそういう話し合いを、町のバックアップを通してできるかなという話を、私は考えているのですが、そういうふうなことはいかがお考えでしょうか。

産業課長 奥三河総合センター、これ県の施設ですので、おっしゃられるような段取りで県議会のほうで使用料の変更を認められれば変わるという。そこに町が絡むということはですね、ちょっとできないシステム。県条例の変更の話でございますので。そういうことでお願いします。

6 高森 それでは最後に町長の所信に対する質問をしておきます。さっきいろいろと私の思いを述べましたが、やはり町政というのは、そういういろいろな事件がおきたときに、1個1個国の情勢をみながら、町のあり方を考えていくって、それが基本だと思います。確かに緩みゾーンはどうだ。あるいはいろいろなダム関連の過大な積算とか、これは裁判所もそういう言葉を認めているのですが、それが即ダムが悪いという話ではないのです。そういうような話が出たときに、では国としてはどう考えているかとか、そういう独立した研究機関へそのへんのことを委嘱するとか、諮問するとか、そういうふうなちょっとパフォーマンスということは、非常に首長としては大事だと思うのですが、案外それがなくて、ずっといつの間にか「ダムありき」「ダムありき」できちゃって、実は横山町制というのは20年以上も設楽町をしっかりと支えてきているわけですね。だからもう十分に横山哲学が染みこんでいるわけです。こうしてみると、私の知っていたそうそうたるメンバーがみなさんもう現役を引退されて、私もそろそろ引退しなければいけない年になっているのですが、やはりここらでひとつ生新の気を出す、新しい気を出す意味で、町長が何か、若い人にそろそろ、いろんな、全然違うことを考えて、ダムの他にいろいろ考えてやらないかってそんなふうな新しい方向を出しながら、あるいは「俺は二期でいい。もう三期はやめにする」と、そのくらいの大雄山をなさるかと思ったら、案外、「もうダムができるまでがんばる」ようなことを言ってみえるのですが、やはり設楽町にとっては、もう20年以上も横山

イズムが定着してますので、そろそろ刷新するような形を町長も出されて、ちょっとずつ新しい気風を入れていくような、そういう努力が必要だと思うのです。そのへんのことをやはり間髪入れずに対応、例えば今回の原子力の受け入れに関しても、やっぱり原子力というのは動かしてはいけませんので、止めれば溜まっている。上に出てこない。そういう非常にわかりやすいものなので、それをやってから、それから、それでもどうしてもできたものに対しては、原子力はやっぱりやめておこう。どうしようかと。そのへんの対応はしたと思うのですが、例えば今の原子力動かすために火力発電を止めたり、あるいはソーラーパネルの。失礼。そういうことでいかがですか。原子力表明時に必ず、設楽町としては安全をきちっと担保するっていうような、そういう申し入れはなさるつもりでしょうか。町長。

町長 安全性を設楽町が担保するかという、設楽町だけの問題ではないと思います。やはり原子力という、これは日本中でそういう問題視がされて課題があるということが、議論がされている現状だと思うのですね。そういうなかで、設楽町長だけがうちは絶対安全だという担保をとって「私は町を安全に保護しました」などという行政、町政を進める気はありません。またそれも実現ができない話だと思うのです。でもこれは、私申し上げたように基本的には設楽町だけでなく、基本的に安全性が担保されるということが前提で、再稼働がされるのであろうなというふうに、私は理解をするところでして、「設楽町長を新しく三期目に向かって町政をやるのだったらそれくらいのことを言って約束をつけんか」などという考えは、私は持っておりません。

6 高森 ダムもそうですが、あらゆる意味でやっぱりその根本の安全性ということを問う必要があると思いますので、三期目に向かってですね、これから町政を担当される予定かもしれませんが、あくまでも物事に関して、受け入れに関して、1個1個安全性を担保して、そういう回りくどい作業をしていただくことを望みますが、町長、決意はいかがでしょう。

町長 原子力の安全性について、回りくどく担保する必要は、全国からそういう目で見れば、そういうこともみんな望むことだかもわかりませんが、私が設楽町だけを取り上げて、担保するという考えは持ちません。

6 高森 ありがとうございます。以上で質問を終わります。

議長 これで、高森陽一郎君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 13時15分まで休憩とします。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時15分

議長 休憩前に引き続き、会議を開始します。日程第6、報告第5号「平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題とします。本案について、説

明を求めます。

大須賀財政課長 それでは報告第5号「平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率について」御説明申し上げます。すでにみなさん、決算書御覧いただいておりますとおり、各会計、本年度も全て赤字はありません。黒字となっておりますので、実質赤字比率と連結実施赤字比率はありません。で、まず実質赤字比率のほうですと、該当となります会計は一般会計と町営バス特別会計、それからつぐ診療所特別会計、この3ついわゆる普通会計と決算統計上でいうのですけれども、これらについて実質赤字の比率があるかないかというものでございます。で、実際比率にいたしますと、マイナスということになりまして、平成28年度は実質赤字比率はマイナス1.09%ということで、なしということになっております。連結実質赤字比率のほうにつきましては、先ほどの三会計にプラスして、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計、それから公営企業会計といたしまして簡易水道等特別会計、農業集落排水特別会計、公共下水道特別会計、これらをあわせたものの赤字比率となっております。平成28年度、率で申し上げますと、マイナス3.35%ということで、表示はなしということになります。

次、実質公債費比率につきましては、平成28年度9.1%ということで、前年は9.5%でありましたので、0.4%の改善となっております。比率が下がった内容としましては、元利償還金の合計が減ったということ、それから公営企業会計ですので、簡易水道、農業集落排水、公共下水道、これらの起債の償還にあてるための繰入金、この額も減った。以上、この2つが大きな要因として、減額の要因となっております。次に将来負担比率です。将来負担比率は、昨年同様、表示はありません。比率がない理由としましては、将来負担額、これは地方債の現在高と公営企業に繰り入れる見込みの額、それから退職手当負担見込額、これらをたしたものが将来負担額となるわけですけれども、ここから普通交付税の基準財政重要額に見込まれる数字を引きまして、これが分子になります。分母のほうは標準財政規模等ということになりまして、分子のほうで将来負担額に対して、充当可能な財源ということで、基金の積立額が多いものですから、もうすでにここでマイナスになります。ということで、比率はございません。で、実際、比率マイナス表示いたしますと、マイナス19.8%という比率でありまして、表示としてはなしということになります。

次、公営企業会計の資金不足比率につきましては、これについても決算書御覧いただいておりますとおり資金の不足はありませんので、ここも表示はなしということになっております。以上です。

議長 次に、監査委員の御意見を、後藤代表監査委員にお願いします。

代表監査委員 平成28年度の財政健全化審査及び平成28年度公営企業会計経営健全化審査について意見書により説明します。具体的には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づいて、実質赤字

比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに資金不足比率さらにその算定の基礎となる事項を起債した書類を審査した結果です。

はじめに財政健全化審査についてです。審査の概要として、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に策定されているかを主眼において、平成29年7月31日に実施しました。総体的な意見として、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。個別意見として、実質赤字比率の早期健全化基準は15%ですが、平成28年度の実質赤字額はありません。次に連結実質赤字比率の早期健全化基準は20%であるところ、連結実質赤字額もありません。また平成28年度の実質公債費比率は9.1%であり、早期健全化基準の25%を下回っています。続いて将来負担比率の早期健全化基準は350%ですが、将来負担比率は算定されていません。よって是正改善を要する事項として、指摘すべき事項はありません。

次は、公営企業会計経営健全化審査についてです。審査の概要として、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に策定されているかを主眼におき、平成29年7月31日に実施しました。総体的な意見として、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に策定されているものと認められました。個別意見として、簡易水道等特別会計と農業集落排水特別会計及び公共下水道特別会計の資金不足比率の経営健全化基準は20%ですが、平成28年度の資金不足額はありません。よって是正改善を要する事項として指摘すべき事項はありません。健全化審査の結果は以上です。

議長 以上、報告の説明と監査委員の審査意見の報告がありました。質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 実質公債費比率についてお尋ねします。平成28年度設楽町は、9.1%となっておりますが、他の町村はいかがでしょうか。何町村あるかちょっとわかりませんが、平均でいうといくつの数字になっているか。

財政課長 お尋ねの件でありますけれども、今今、県の市町村課のほうで取りまとめの最中でありまして、実際の公表がたぶん10月くらいになると思うのですよ。で、ちょっと新城設楽山村振興事務所の方に近隣の状況を聞いたところ、豊根村さんの比率がうちを上回ったので、今までは県下で2番目に悪かったのですが、それはクリアしてますよということだけは聞いておりまして、県内の状況はまだこれからの公表となります。

10 田中 9.1と聞くと、安心するのですがけれども、他の町村の取り組みでいくと、もっと低くするようにしておるのですが、そういう流れにあるのだなということを知りましたが、これ、もっと下げていくのですか。

財政課長 確かに平均と比べると、まだ少し高い状況にありまして、できれば下げていきたいのでありますが、これって3年間の平均で算出しております。で、平成

28年度単年でいきますと、8.10798という数字になります。で、27年が、10.53210、26年が8.73973ということです。で、先ほどもちょっと説明いたしましたけれども、元利償還金の額が非常に左右されます。で、公営企業会計のほうの元利償還金にも非常に左右されます。で、うちが借りている起債なんですけれども、過疎債がほとんど。あとは半分が公営企業でいきますと、半分が過疎、半分が公営企業債ということで、で、いずれもですね、過疎債が3年据え置きで、公営企業債がほしい5年据え置きなものですから、影響が出てくるのがですね、3年後、5年後ということで、これからですね、今28決算でも借り入れの額がほしい2億ちょっとなものですから、そのくらいで推移すれば、たぶんその上昇はないとは思いますが、今後のダム関連の大型事業でですね、8割の負担はあるというものの、残りの2割、国、県の補助金抜いたもの、で残ったものの2割についてはおそらく過疎債と公営企業債を充当することになると思いますので、その額が例えば3億4億5億とかってなっていくと、3年後、5年後には比率は上昇してしまうという、そういうことはまず考えられます。で、分母となります標準税収入額とかですね、普通交付税の額は減るのは決まっていますのでそこらへんを考えますと、起債の状況によってまた今後上昇することはあり得ると思いますので、そこらへんの運営のほうをしっかりと見極めていきたいと思っております。以上です。

議長 他にありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。報告第5号は、終わりました。

議長 日程第7、承認第3号「専決処分の承認について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 それでは専決第3号専決処分書を御覧ください。専決処分の内容につきましては、平成29年度設楽町一般会計補正予算(第3号)であります。その理由といたしましては、6月30日付で町議会議員1名が辞職したことにより、10月15日投開票の設楽町長選挙と同時に設楽町議会議員補欠選挙を行う必要が生じたことから、補欠選挙に係る執行経費の所要額について、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分をしたものであります。

次のページを御覧ください。既定の一般会計の歳入歳出予算額に2,554千円を追加し、総額6,290,878千円にするものであります。補正の内容としましては、予算書7ページを御覧ください。町議会議員補欠選挙の開票立会人の費用を始め、町長選挙単独よりも開票事務が長引くことになるため、職員の時間外勤務手当、はがき代、ポスター掲示場の借り上げ、設置撤去費などを計上させていただきました。

なお、歳入につきましては、5ページにありますように、固定資産税の収入が当初予算より多くなることから、それを財源とさせていただいております。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。承認第3号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。承認第3号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は、起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。承認第3号は、承認されました。

議長 日程第8、議案第42号「製造請負契約の締結について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 議案第42号「製造請負契約の締結について」議会の議決を求める内容につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。契約の目的、設楽町歴史民俗資料館（仮称）でございますけれども、展示製作業務委託。契約の方法、指名競争入札。契約金額259,200千円。契約の相手方、東京都港区台場2丁目3番4号、株式会社乃村工藝社、代表取締役榎本修次でございます。

1枚はねていただきますと、参考資料を添付させていただいております。8月23日に電子入札を行いました。税抜き予定価格240,521,825円に対し、落札価格240,000,000円で、落札率は99.78%であります。また履行期間につきましては、契約日の翌日から平成32年2月28日までの3か年事業となります。

もう1枚はねていただくと、入札の内容があります。3社の指名競争入札とさせていただいた理由につきましては、歴史民俗資料館展示施設の制作という特殊な業務であり、全国的にもこの規模の展示制作ができる業者は、請負社の乃村工藝社をはじめ3社しかなかったためであります。

もう1枚はねていただくと、制作作業の業務概要として「1 基本的事項」「2 業務概要」、次のページに「フロア構成図」が添付してありますので、御参照いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第42号の質疑を行います。質疑はありますか。

5 金田 落札した乃村工藝社の他のところの実績、どこの博物館やっているかというようなこと。最近の実績を教えてください。

教育課長 本日資料を持ってきておりませんが、私の記憶ですと、姫路城の管理運営ですとか、竹中工務店の大工道具博物館なんかの設置展示ですとか、過日

テレビで見たのはイタリアのすごい広い花でアートを展示するというような、世界的な業務の請負なんかをしておりました。あと、全国的には多数あるのですが、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、ちょっとわかりません。以上です。

議長 他にありませんか。

10田中 契約金額が259,200千円ですけれども、予算書を見ますと、展示物作成費として140,000千円が計上されておりましたが、それ以上のお金はどこからもってくるのでしょうか。

総務課長 ちょっと先ほども説明をさせていただきましたけれども、これ、29年度、30年度、31年度事業でやりますので、今見られた予算書の数字というのは29年度の数字だと思われるのですけれども、29年度の実績をその程度に見込んでいるということで御理解をいただきたいと思います。

議長 他にありませんか。

5金田 初めての、こういうところに頼むわけですけれども、過不足、不足が生じた場合に補正を要求されたりすることはありますか。そういうことはしないって、これだけの金額でやるっていう契約になっているのでしょうか。

教育課長 家を建てたり、建築物を作るわけではありませんが、この前全協のときに説明したように、映像をとったりですとか、現物を用意したりだとか、そういった作業がありますので、不測の事態がおこって、増額なり、減額なりということは、十分可能性としてはゼロとは言い切れないと思ってます。以上です。

議長 他にありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第42号を採決します。

採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第42号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第9、議案第43号「平成29年度設楽町一般会計補正予算(第4号)」から日程第17、議案第51号「平成29年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算(第1号)」までを一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 それでは議案第43号から議案第51号までの一般会計並びに8特別会計の補正予算の概要を一括して御説明いたします。平成29年度設楽町一般会計補正予算(第4号)では、第1条として歳入歳出それぞれ24,446千円を追加し、総額6,315,324千円とするものです。第2条では、津具保育園調理室の改修工事費

2,433千円を繰越明許費として計上いたします。これは保健所の定期監査及びこれに基づく指導により、未整備の空調設備の取り付け、調理員専用トイレの洋式化と手洗い器の温水化、床面の改修等を行うものです。この工事は給食サービスの停止を伴うため、春休み期間に工事着手をし、平成30年度の保育サービス開始に間に合わせたいということから、今回繰越明許費として計上をするものです。第3条は、現在見込まれる各種過疎対策事業の事業費に対応するための額の変更及び新規計上と普通交付税算定結果に伴う臨時財政対策債の減額であります。

それでは平成29年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出それぞれ3,472千円を追加し、総額を685,942千円とするものです。

続いて平成29年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ35,341千円を追加し、総額を988,267千円とするものです。

次に平成29年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）は、広域連合納付金にかかる財源校正を行うもので、歳入歳出の総額に変更はありません。

次に平成29年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ519千円を追加し、総額を505,833千円とするものです。

次の平成29年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ9,110千円を減額し、総額を203,039千円とするものです。

次の平成29年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ2,786千円を追加し、総額を137,588千円とするものです。

平成29年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ45千円を減額し、総額を98,544千円とするものです。

平成29年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ50千円を追加し、総額を1,024千円とするものです。

以上、補正予算の概要ですが、内容の詳細につきましては、財政課長のほうから説明をいたします。

財政課長 それでは事項別明細について、歳出それであとで歳入といった順番で説明させていただきます。

まず一般会計11ページを御覧ください。歳出であります。議会費からありますが、議会費はすべて人件費の補正でありまして、以後、人件費の補正につきましては、4月の異動によりまして変更になったものの補正でありますので、説明はここからは省略させていただきます。

次、2款総務費、11ページ下のほうなんですけれども、手数料として公金振込組戻事務手数料35千円がございます。金額は小さいのなんですけれども、これ指定金の三菱東京UFJ銀行に対してのものでありまして、振込口座に誤りがあった場合の訂正事務費用を計上するものであります。年70件ほど、この訂正事務があるそうで、1件あたり864円で、年の平均70件でなくて、これ10月から手数

料払うこととなりますので、40件を見込みまして35千円ということであります。次、その下委託料、財産管理費の委託料で特定建築物等定期報告書作成業務委託があります。605千円、これにつきましては、不特定多数の者が利用する集会施設について法改正がありまして、こういった定期報告書を提出しなければいけないということで、今回該当するのが三都橋と豊邦の交流センター、この2施設につきまして定期報告書を作成業務委託を出すというものであります。次、13ページを御覧いただきまして、ここに先ほど話題になりました旧名倉中学校の講堂解体工事で2,000千円増額いたします。理由としては、付随しております倉庫と渡り廊下もついでというか、これも解体するというので2,000千円の増額であります。その下、矢崎部品の社宅につきまして、譲り受けたということで、現地視察いたしましたときも説明がありましたように、浄化槽等の設置工事を今回行わなければならないということで13,241千円。それからあと水道も引き込まなくてはならないということで2,646千円。それから細田町有地。造成したところがあります。ここにも事業者の利用が見込まれるということで、水道の引き込みを行います。627千円。で、それに伴いまして、負担金として水道の加入分担金それぞれ計上いたしております。それから電子計算費、備品購入費であります。現在、プロジェクター、総務課管理で3台保有しております。そのうち2台が壊れまして、これの更新の費用であります。パソコンにつきましても3台利用できない状況になっておりまして、これも買い、更新をするということで、3台分の費用であります。それから自治振興費のほう、これ功労表彰の関係で1名を予定をしております。表彰の記念品、それから印刷製本費として記念写真代を計上してあります。次、企画費のほうで、補助金として東三河森林活用協議会補助金あります。これはサイエンスクリエイトが事業主体となりまして、資源エネルギー庁の補助事業を実施するというものであります。これ、補助率4分の3でありまして、地域の特性を生かしたエネルギーの地産地消促進事業ということで、サイエンスクリエイトが事業を進めます。で、これは分散型エネルギーシステムの構築支援事業のうち構想普及支援事業という内容となっております。それから移住定住推進費のほうで、印刷製本費として移住ガイドブックがもう在庫がだいぶ少なくなりましたので、2000部増刷をかけます。この費用で1部あたり114.8円かかりますので、かける2000部ということで計上してございます。で、次、同じく移住定住推進費で、使用料と備品購入費がありますが、これはイベント等出店の折にですね、説明用としてタブレットを2台使用したいというもので、これにかかるデータ通信料も使用料として計上してございます。次、15ページを御覧ください。情報通信基盤整備費10目ですが、補助金ということで、旧テレビ組合施設撤去工事補助金があります。これは松戸のテレビ組合に補助するものでありまして、当時、地デジに変わる当時ですね、その撤去申請がなかったものですから、松戸のテレビ組合のものについてはまだ撤去がなされておられません。で、今回補助金を出しまして撤去するものであります。次、11目津具総合支

所費の印刷製本費、これはゼロックスのプリント代になります。今回、当初予算で本庁舎分の財産管理費と津具総合支所の分の財産管理費をわけたのですが、その際にちょっと計上漏れがありまして、ここで計上させていただきます。次、15ページ下のほう、交通対策費であります。2目公共交通費であります。補助金として路線バス乗車回数券購入費補助金を計上いたしております。これは田口新城線の維持のために利用促進をしたいということで、回数券に対して補助率30%で交付するものであります。積算としましては、回数券をならしまして、行き先によって金額が違うものですから、ならしまして23,600円で、30%の補助かける20冊という計上でございます。

続きまして17ページ、2目の障害者福祉費を御覧ください。委託料として障害者自立支援給付支払等システム改修委託がございまして、これ制度改正分と報酬の改正分で、あわせて6,372千円でございます。次、償還金で国庫支出金等過年度分返還金です。これは額の確定によるもので、給付費と医療費の2本で計上してございます。665千円。それから繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金ですが、これも額の確定及び決算によりまして、償還分を減額するものであります。それから児童福祉費、2項児童福祉費1目児童福祉総務費の国庫支出金等過年度分返還金、これも額の確定によるものであります。次19ページ、上段のほうを御覧ください。保育園費であります。工事請負費ということで、先ほど町長から説明がありました津具保育園の調理室にかかる改修費用をここで計上しております。次、21ページを御覧ください。21ページ3目つぐ診療所費でございます。繰出金45千円の減額。これはすべて人件費分であります。それから4目環境衛生費の備品購入費、一番下、可燃ごみ資源回収ボックスがあります。609千円。これは田口地区に1台調達するものであります。それから次、斎苑費でございます。斎苑費のほうは財源更正ということになっておりますが、歳入のほうでも説明いたしますが、豊根根羽の負担金分をですね、今回、豊根根羽と設楽町の担当で打ち合わせしましてですね、財政担当もそのときには加わっておりまして、豊根根羽の負担分も過疎債で対応するというので、今回、設楽町は一括して過疎債をはるということで、財源更正をするものであります。それから簡易水道費のほうの特別会計繰出金は、これも人件費分でございます。23ページを御覧ください。3目農業振興費委託料、道の駅清嶺（仮称）実施設計業務委託でございます。これも本日冒頭の町長の行政報告でありましたとおり、地元協議によりまして、設計の再修正それから契約の変更、期間の変更等ございまして、2,916千円の増となります。補助金のほう、ジビエ活用施設整備事業補助金でございますが、これについては、愛知県の元気な愛知の市町村づくり補助金というものの採択をうけて、事業費の半分は県費で賄えるのですが、その半分の2分の1を町のほうで補助するというものでございます。事業の内容は、残さ処理費それから物置設置、電解水の精製装置、プレハブ冷蔵庫の購入などとなっております。総事業費は3,259千円となっております。次、繰出金です。農業集落排水特別会

計繰出金、これにつきましては特別会計のほうでも説明いたしますが、国道 257 号の道路改良に伴いまして、マンホールの高さを調整する必要がありまして、それに対する繰出です。で、あとは人件費のマイナス分も入っております。次、同じく 23 ページ一番下の 2 目林業振興費の補助金でございます。林業経営作業道開設事業補助金であります。これは本年度新規で 5,000 千円の予算計上をいたしました。が、森林組合のほうから駒ヶ原 2 か所、豊邦、神田のほうの追加要望がございまして、その追加要望分の 2,081 千円を計上するものであります。次、25 ページをお願いします。25 ページ、3 目林道事業費です。これの借上料、重機借上料があります。これは境川線路面の補正だとか大沢中又線の側溝の浚渫だとか、あと三都橋線、三七線、東長沢線、田内野平線等の崩土除去とか路面生成がございまして。以上あわせまして 2,000 千円。それから原材料費のほうは、大野山線のコンクリート吹付工の原材料だとか、根道線の路面補修用の採石、御堂山線の路面補修用の採石の購入費ということで 500 千円を計上してございます。次、27 ページ御覧ください。7 款土木費 2 項道路橋りょう費です。まず工事請負費、道路維持補修工事として、21,000 千円です。これは町道田口神田線の法面の復旧工事が 10,000 千円、それから町道西川豊邦線の排水の復旧工事として 11,000 千円、あわせて 21,000 千円を計上してございます。次、道路改築費、工事請負費であります。これは笹平奴田小松線の減額、事業料の減、それから田内清崎線の事業料の減で、笹平のほうが 17,000 千円の減、田内清崎のほうが 5,000 千円の減、あわせて 22,000 千円の減ということになっております。その下、土木費、住宅費の委員報酬であります。これは空家対策協議会委員、これ 2 名増員で 7 名分ということで、今回補正するものであります。29 ページ公共下水道のほうです。これは繰出金の減額ということで、下流域負担金にかかるものでありまして、その分を起債で対応するといった内容で減額となっております。あわせて人件費分の減額 9,110 千円も入っております。

次、31 ページをお願いします。9 款教育費 4 項社会教育費 3 目文化文化財費であります。これ、補助金、笠井島ハネコミ保存会補助金、これも元気な愛知の市町村づくり補助金の採択を受けたものであります。事業費は 210 千円でありまして、内容としてはハネコミ用の太鼓の皮を張り替える。2 基張り替えるというものでありまして、県費補助金の、補助残の 2 分の 1 を町で補助するもので 50 千円という内容です。それから奥三河郷土館費のほうで、通勤手当と賃金ですが、現在 3 名で対応をしているのですが、ちょっととても対応しきれないということで、3 名増員する。あわせて 6 名で事務を行うということで、今回補正をさせていただきます。で、それに伴いまして、非常に膨大な資料を整理しておりますので、バックコンテナとか整理用の段ボールを購入したいというもので、消耗品費を 500 千円計上してございます。それから最後 33 ページをお願いします。学校給食調理場費であります。一般修繕費 488 千円は、田口共同調理場で給湯器が壊れたものですから、この取り換え費用であります。それから備品購入費と手数料

と自動車重量税なんですけれども、これは名倉の小学校と保育園のほうに給食の材料を運んでおるわけなんです、これが非常に古い車を利用しておりまして、これを軽バンの4WDに更新する費用であります。以上が一般会計の歳出の内容であります。

で、次、歳入のほうですけれども、歳入の5ページを御覧ください。まず地方交付税、普通交付税が7月に算定が終わりまして、相当な減額になりました。予算ベースでいきますと42,461千円なんです、対前年実績でいきますと、95,809千円と約1億近い減額となりました。実績ベースで。原因といたしましては、地域経済雇用対策費っていう個別算定費用があるのですが、これが大幅に減額になったこと。それからあと高齢者保険福祉費、これも大幅に減額になりました。で、高齢者保険福祉費の減額の要因というのは、測定単位、これ高齢者の人口なんです、高齢者の人口が反映されるのが、一般の人口は1年前から27国調が反映されておったのですが、高齢者の人口については、今回反映されることになりました、ここでガクッと落ち込みました。で、あと全体に言えることなんです、単位費用がかなり減らされておりまして、それに人口の少ない測定単位をかけるものですから、95,809千円と非常に大きな額が減額となってしまいました。

次、衛生費負担金のほうですが、新斎苑建設費負担金、これ先ほど説明をしましたが、豊根村、根羽村の負担分を過疎債で対応するというので、ここで減額します。減額した分を過疎はります。で、元利償還が始まったときに通年いただいておる豊根と根羽の負担金のほうでその分を加算して負担していただくということで、一応三町村の担当同士では意見がまとまっております。

それから国庫支出金のほうです。総務費国庫補助金ですが、社会保障・税番号制度システム整備費補助金です。これはデータ標準レイアウトの変更に伴うシステム改修補助です。補助率4分の3。それから民生費の補助金です。障害者総合支援事業費補助金、これは補助率2分の1で、障害者自立支援給付支払等システム改修に伴うものであります。次が土木費国庫補助金、これが地方創生道整備推進交付金で補助率2分の1。先ほど出ました町道笹平奴田小松線にかかるもので減額となっております。事業費の確定に伴う減額です。

それでは、総務費県負担金です。これ水源地域整備事業の田口下水道部分でありまして、これが26,200千円減額として、これに対応するのは過疎債が半分、下水道債半分ということで起債いたします。

それから7ページをお願いいたします。特別会計繰入金ということで、段嶺財産区のほうから繰入金いたします。これは先ほど出ました笠井島のハネコミ保存会の補助として、元気な愛知県町村づくり補助金の補助残を財産区のほうで補填していただくものであります。

次、繰入金です。公共施設等総合管理基金繰入金、これは名倉の講堂を壊すことで2,000千円増額をいたしますので、それに対して、財源として、公共施設等総合管理基金から同額を繰り入れるものです。財調のほうは、財源調整というこ

とで、今回 165,123 千円を取り崩します。これは今回、繰越金が見込みより少なかったこと、普通交付税の大幅な減、それから臨時財政対策債も減額となっておりますので、財政調整基金により調整するものであります。

で、次は繰越金です。繰越金も 81,205 千円の減額です。これは3月の最終補正で歳入見込みと不用額の調整がちょっとうまくできていなかったことが要因になったかと考えております。それと、合併振興基金を予定より崩さなかったものですから、その分、財源が少なかったといったことが内容として分析しました。

次、町債のほうですが、先ほど出ました津具保育園の調理室改修工事、これは過疎の二次要望ではる予定であります。それから保健衛生費のほうですが、これが、豊根と根羽分の斎苑にかかる費用をここで借入を増やすものであります。次、9 ページ、林道経営作業道開設事業補助金、これが先ほど出ました追加要望のあった豊邦とか神田とか駒ヶ原の分を増額するものであります。それから道路改良事業のほうは、町道愛酪稲武線の舗装に 5,400 千円。それから公共下水道として処理場の造成事業に半分、水源地域の負担金を減額した分の半分以上をここで過疎をはります。で、保健体育債の社会体育施設改修事業、これスイスイパークのプールの床の滑り止めに対して、700 千円増額いたします。臨時財政対策債については、対前年で実績で 1,611 千円減額となりまして、予算上は 11,302 千円の減となります。以上が一般会計の内容です。

次、国保特別会計をお願いします。国保特別会計の 7 ページをお願いします。まず 2 款保険給付費 1 項療養諸費 1 目一般被保険者療養給付費です。これは歳入の補正に伴うもので、財源更正となっております。次、疾病予防費、借上料です。物品借上料、これ「いきいきしたら計画健康フェスタ」で血液さらさらチェックというのをやるそうで、この機器のレンタル料です。それから償還金のほうは、国庫支出金等過年度分返還金で、平成 28 年度国庫補助金の超過交付金ということで、国県特定検診、退職交付金などであります。

次、前のページ 5 ページの歳入を見ていただきますと、療養給付費の負担金で療養分があります。当初予算算定時の医療費支出見込みの減少による補助金の減ということで、減額予定分の 13,525 千円を減額しております。で、繰越金は額の確定によるものであります。決算の確定によるものです。

次、介護保険をお願いします。歳出 7 ページをお願いします。高額介護サービス費は財源更正ということで、基金ではなくて、剰余金で財源更正するものでして、次、4 款の諸支出金の償還金 2 件あるのですが、両方とも額の確定に伴うものです。基金の積立金は、介護保険運営基金積立として決算剰余金を積み立てるものです。

それから歳入、5 ページに戻りまして、介護保険運営基金繰入金、繰越金の確定により、剰余金は基金へということになります。で、繰越金は 41,868 千円、これ前年度繰越金であります。

次、後期高齢者医療の特別会計です。これは額の確定によるものであります。

次、簡易水道特別会計につきましては、人件費だけの内容となっております。

それから、公共下水道の特別会計の補正予算につきましては、人件費分と先ほどいいました下流域の負担金と起債を組み替える内容となっております。

それから農業集落排水の特別会計につきましては、人件費分と先ほど一般会計で説明しました修繕費として国道 257 号の名倉地内道路改良に伴う、マンホールの高さ調整を行うという内容になっております。

つぐ診療所特別会計は、人件費分のみでございます。

それから段嶺財産区のほうは、笠井島のハネコミに愛知県の補助事業の補助残の町の補助分を引いた額、残りの笠井島の地区で払う分を、ここで補助するものであります。

以上が補正予算の内容です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は、1 件ごとに行います。議案第 43 号「平成 29 年度設楽町一般会計補正予算（第 4 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 17 ページですけれども、障害者福祉費の委託料です。この中で障害者自立支援給付支払等システム改修委託ということで、6,370 千円余の計上がありますが、これなんで必要でしょうか。

町民課長 制度改正によりますもので、それと報酬の改定に伴う改正がございます。それが 30 年 4 月から適用されますので、今年度内にシステムを改修するものでございます。

10 田中 どういった制度改正によるものなのかと、それから積算根拠をお示してください。

町民課長 それでは項目を申し上げます。「地域生活と支援する新たなサービスの創設」「就労定着に向けた支援を行う新たなサービスの創設」「居宅訪問により児童発達支援を提供するサービス」「高齢者障害の介護者保険サービスの円滑な利用」「重度訪問介護の訪問先の拡大」「保育所等訪問支援の支援対象の拡大」「補装具の支給範囲の拡大、貸与の追加」「自治体による審査事務の効率化」「障害福祉サービス等の情報公開制度の創設」「共生型サービスの創設」こちらが制度改正に伴うものでございます。それともう 1 つは、報酬改定に伴う改修でございます。それをあわせまして見積額合計いたしまして、そこに記載されてます 6,372 千円が見積もられております。以上です。

議長 他にありませんか。

7 熊谷 13 ページのですね、細田町有地水道加入分担金とですね、町有地水道引込管工事、これどこ。細田って、この間スポーツ広場だかなにか作ったところ。これをね、もしこれを役場のもとの田んぼを埋めたところね、これなぜこんなところへ水道を引くのか。

それとですね、13 ページのですね、功労表彰記念品、これ 71 千円。これ金額はいいのですが、どの方がどういう形で表彰されるのかを教えてください

それとですね、15 ページ、旧テレビ組合施設撤去工事補助金、松戸テレビ組合から出てきたということですが、北設になってから長いわけでしょ。なぜ今時分、これ出てきたのか。松戸テレビが、先ほど財政課長の説明だと知らなかったというように私は受け取れたのですが、これは重大なことですよ。どういうことで今時分出てきたかと、この3点について説明していただきたいと思います。

総務課長 1点目のですね、細田町有地につきましては、議員御指摘のとおり、そのの広場になります。で、そこにつきましては、いろいろですね、使用の関係を考えてまして、土地を貸そうというふうに考えています。ある工事業者さんとか、いろいろな事務所かなんかに貸そうというふうに思ってますけれども、そうした場合にですね、個人が水道を使うということではなくてですね、町が引いて使用料を本人さんに払ってもらおうというような形で、後々ですね、町がなんかの利用ができるような形で水道を引きたいというふうに思っております。それから功労者の表彰ですけれども、今一応各課でどういう方が対象になるかということで、今調査をしている段階ですけれども、1人ですね、議員さんで対象になる方がみえるというふうに理解してますので、その分を補正をさせていただきました。以上です。

財政課長 松戸のテレビ組合の関係につきましては、平成23年7月に地デジが始まって、そのときにですね、各テレビ組合が解散して撤去するというので、撤去費用の申請があったわけなんですけど、松戸地区につきましては、その申請がなかったそうです。申請がなくて、それでこの29年4月になって松戸の区長さんから「そういう事情だったので、まだ撤去できてなくてどうしたらいい」という相談が町のほうにありまして、それで今回補正対応するというのであります。だから知らなかったではなくて、申請がなかったということです。

7熊谷 テレビ組合のほうでですね、それはおかしいよ。申請がなかったからと。そういうことで、テレビ組合一本化するにしても、いろいろ議論あってできた。なかには残したいというところもあってね、みなさんのいろいろな協力でできた。設楽町が撤去費を出しましょうと、いくら通知したところで、一般の方、わからないわけなんです。出なかったから、それをすっばかすなんていうことはね、これは町政がやることではないのですよ。やはりしてなかったら、「これまだ申請してますからやられたらどうですか」とやるのが本来でないですか。まずそういうことをですね、考え方を改めて、申請がなかったからという考え方はよくない。これは重大問題ですよ。今後ひとつ気をつけていただきたいと。

それからですね、功労者のほうですが、議論してね、最中に1名が決定しておいたがまだ他にも出すという予定があるのかね。なんかちょっと納得できない。今調査中というようななかで人がおればどうのこうのと言われましたけれども、1人だけでなく、可能性があるということですか。

総務課長 1人の方は。今、全町に調査をしているので、その結論がまだ出てきていないのですけれども、確実に1人の方は対象になるということで、ここで補正を

させていただいているということです。

7 熊谷 そうするとこの 71 千円は、1 名ということですね。そういう解釈でいいですね。またあとの方がおれば、また補正でやられるということですね。

それではですね、細田の町有地、やはりね、今先ほど総務課長が言われたことがある程度の想定はしておりますが、やはりこれを出されるならば、今先ほど言ったようなね、どことは限定まではいいですが、こういう目的があって、こういう町有地へ水道の引き込み工事をやるということを行わないと、ぽっと出ても、じゃあどこへ引いていくのだ。細田ということがわかるということかは知りませんが、やはり我々にも今この説明する段階に、やはり説明するべきではないかと。これだけ見ると、細田の町有地に水道引き込みした。じゃあもしここに業者が来た。そこで仕事がすんでね、撤退した後どうなるかという疑問がわくわけですよ。やはりそのへんの説明もですね、していただかないとまずいと。こう思いますがいかがですか。

総務課長 どういう形でですね、説明をさせていただけたらいいのかなという部分はありますけれども、基本的にですね、町としては今オールフリーの段階で考えております。で、そのフリーの段階で使っていただける会社さんがみえるなら、ぜひお貸ししたいと。遊ばせておくのももったいないので、貸さしていただきたいというふうに思ってますので、そういう点で、この計上をさせていただいたということがまず 1 点です。ただある程度、今回使っていただけるという業者さんもみえるみたいですので、その点も含めて今回計上をさせていただきました。以上です。

議長 他にありませんか。

5 金田 すみません。関連して。ちょっと今の説明、不思議に思ったのですが、じゃあ使う予定もない所を、どうしてあそこを準備したのですか。

総務課長 基本的にですね、業者さんが来て使いたい場合にですね、水道も引けてないと業者的に入れないという理由がありますので、そのへんも考慮して引かさせていただくということで御理解いただきたいと思います。

議長 他にありませんか。

5 金田 ちょっと質問の意図と違うお答えでしたので、業者に貸すためにあの土地を購入したわけではないと思うので、そここの土地を所有した目的をちょっともう一度明確にさせていただきたいという意味です。

総務課長 あの土地については、一応ですね、普通財産で八橋小学校の跡地の部分と交換をさせていただいてますので、あくまで普通財産として土地を所有させていただいているという形で、最初はいろいろな使い道を検討させていただいたのですけれども、なかなかそれに担う使用目的はできなかつたので、今普通財産として使用して、少しでも利益があがるような形で使っていただけたらなというふうに思っております。以上です。

議長 他にありませんか。

9 山口 23 ページのですね、農林水産業費のところ、3 目の農業振興費のなかの委託料、道の駅清嶺（仮称）実施設計業務委託の件でありますけれども、道の駅にはきっと商業者と地産の物産等が売られる、いろいろな業者が入られると思えますけど、農業振興費のなかに入れられたなにか、商工観光費でもいいんじゃないかな。どっちでも。こだわるわけではありませんけれども、この項目に入れられた裏付け等ございましたら。収入のほうにはこの補助金が入っておりませんでしたので、そのへんの説明をお願いしたいと思います。

産業課長 これにつきましては、道の駅、産業振興、当然農業等の物販施設も予定しております。で、観光施設的な要件も含んでおるわけですが、道の駅、地域の農業振興という意味を込めまして、この農業振興費のほうで当初から計上させていただいておりますので、よろしくお願ひします。

9 山口 農業振興をメインに持っていかれるということになってまいりますと、活字というのはおもしろいもので、農業振興が中心としてひとつの施設を展開していくということになってきて、別にこだわるわけではありませんけれども、商工観光がついていくというような、入れていただくというような気持ちにならないような業者振り分けをうまく持っていかないと、なかなか人って言葉で、これ農業のための施設だというように一人歩きする懸念もございますので、ちょっと内容だけお聞きいたしました。

財政課長 今、山口議員御指摘の件ですが、それこそつい 1 週間ほど前、財政担当、財政グループのほうでですね、今、道の駅これでできると 3 つ管理することになります。ですので、例えばですね、商工費のほうにそういったような目を設けて、道の駅の関係の事業はそこで予算を管理する、したらどうかということで、今検討をしております、もしそれがまとまりましたら 30 年度の予算から、そういうふうになりやすいような目を新設いたしまして、管理したいと考えております。

議長 他にありませんか。

5 金田 すみません。ちょっとページをどこか失念してしましましたが、旧三都橋小学校や豊邦小学校の不特定多数の人たちが使うところについての、報告の報告書作成かなんかの義務ができたからってという説明があった項目については、どこへなんのための説明の報告があるのか教えてください。

総務課長 愛知県のほうのですね、定期報告制度というのが平成 28 年 6 月でできまして、それに基づきまして愛知県のほうへ報告をさせていただくことになると思います。で、一応ですね、三都橋と豊邦の交流センターなんですけれども、先ほど言いましたように集会場ということで、規模がかなり大きな建物になってますので、そのぶんが対象になるということで、他の施設は今のところ対象にならないが、その 2 施設だけ一応点検をさせていただくということで御理解をいただきたいと思ひます。

5 金田 県はなんの目的でその調査をするか、教えてください。

総務課長 当然ですね、利用者の安全だとか、財政の保護を目的とすることなんです。ですので、そういうのを行政に課だして、きちっと点検されているかということを見守るといふか、そういう形のものだといふふうに理解をしています。

議長 他にありませんか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。議案第43号は所管ごとに分けて総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第43号を所管ごとに総務建設委員会と文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第44号「平成29年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。議案第44号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第44号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第45号「平成29年度設楽町介護保険特別会計補正予算(第2号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第45号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第45号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第46号「平成29年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第46号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第46号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 47 号「平成 29 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。議案第 47 号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 47 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 48 号「平成 29 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。議案第 48 号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 48 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 49 号「平成 29 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。議案第 49 号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 49 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 50 号「平成 29 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 2 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。議案第 50 号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 50 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 51 号「平成 29 年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算（第 1 号）」の

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第51号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 51 号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第 18、認定第 1 号「平成 28 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第 30、認定第 13 号「平成 28 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」の 13 議案を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

なお、すでに決算書が配布されており、議員各位におかれましては十分に精査されていると思いますので、要点を簡潔に説明願います。

町長 それでは認定第 1 号から認定第 13 号までの一般会計並びに 12 特別会計の決算の状況を一括して御説明いたします。始めに、平成 28 年度一般会計の決算について申し上げます。歳入総額は 5,508,197,389 円で 27 年度比 991,784,616 円、15.3%減となりました。町税の不能決算の額につきましては 3,289,813 円。町税及び使用料の収入未済額は 16,945,620 円となっております。29 年度への繰越事業に伴う国権補助金の収入未済額は 75,588,000 円でございます。

次に歳出でございます。歳出総額は 5,447,616,061 円で 27 年度比 680,053,036 円、11.1%減となりました。歳入総額から歳出総額を差し引いた額は 60,581,328 円で、次年度に繰り越す財源として 24,319,824 円がありますので、実質収支額は 36,261,504 円となります。

次に特別会計の決算の概要について申し上げます。国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額 686,276,723 円、歳出総額 654,279,189 円、差引 31,997,534 円となりました。介護保険特別会計につきましては、歳入総額 845,648,531 円、歳出総額 802,781,367 円、差引 42,867,164 円となりました。次に後期高齢者医療保険特別会計につきましては、歳入総額 205,973,632 円、歳出総額 205,968,032 円、差引 5,600 円となりました。簡易水道等特別会計につきましては、歳入総額 515,843,688 円、歳出総額 515,813,218 円、差引 30,470 円となりました。公共下水道特別会計につきましては、歳入歳出ともに総額は 54,328,345 円となりましたので、差引は 0 円となります。農業集落排水特別会計につきましては、歳入総額 129,984,898 円、歳出総額 129,970,534 円、差引 14,364 円となりました。町営バス特別会計につきましては、歳入歳出ともに総額は 44,463,450 円となりましたので、差引は 0 円となります。つぐ診療所特別会計につきましては、歳入歳出ともに総額は 83,013,840 円となりましたので、差引は 0 円となります。最後に、田口、段嶺、名倉、津具の各財産区特別会計につきましては、決算書を御覧

いただくことで説明を省略させていただきます。内容の詳細につきましては、財政課長のほうから説明をいたします。

財政課長 それでは決算書の 17 ページ、18 ページ、19、20 ページ、それから決算成果報告書の 5 ページをお開きいただいております。歳出の特徴について、款別に簡単に申し上げます。まず議会費、決算額 69,942,977 円となりました。歳出に占める割合は 1.3%です。対前年増減額は 2,103,841 円の減、対前年増減率は 3.0%の減です。減額の主な要因は、議員共済会負担金の率の変更によるものです。総務費です。決算額 907,208,989 円、歳出に占める割合が 16.7%、対前年増減額 5,708,460 円、対前年増減率 0.6%です。増額の主な要因は、北設情報ネットワークの事務が北設広域事務組合へ移管されたことに伴う負担金の支出となったからであります。次、民生費、決算額 906,735,900 円、歳出に占める割合は 16.6%です。対前年増減額 164,200,153 円の減、対前年増減率 18.1%の減で、減額の主な要因は、名倉保育園建設事業が終了したためによります。衛生費です。決算額 608,245,971 円、歳出に占める割合 11.2%、対前年増減額 71,591,939 円、対前年増減率 11.8%の減です。減額の主な要因は、簡易水道等特別会計繰出金の減少によるものです。農林水産業費、決算額 520,772,018 円、歳出に占める割合 9.6%、対前年増減額 66,335,475 円、対前年増減率 12.7%です。増額の主な要因は、J A 愛知東の名倉と津具のライスセンターの施設更新費用として産地パワーアップ事業補助金の支出があったからです。商工費、決算額 129,426,352 円、歳出に占める割合 2.4%、対前年増減額 24,054,414 円の減、対前年増減率 18.6%の減です。減額の主な要因は、平成 27 年度はプレミアム付商品券発行事業補助金の支出がありましたが、平成 28 年度は実施していないということであります。土木費、決算額は 580,913,400 円、歳出に占める割合 10.7%、対前年増減額 365,791,789 円、対前年増減率 63.0%の減です。減額の主な要因は、町営杉平向住宅建設事業の終了によるものです。消防費、決算額 256,063,128 円、歳出に占める割合 4.7%、対前年増減額 20,228,588 円の減、対前年増減率 7.9%の減です。減額の主な要因は、平成 27 年度は防災マップ、災害危険区域居住者名簿作成委託の支出がありましたが、平成 28 年度はなかったことによります。教育費、決算額 416,989,638 円、歳出に占める割合 7.7%、対前年増減額 104,764,410 円の減、対前年増減率 25.1%の減です。減額の主な要因は、田口小学校大規模改修事業が終了したことによります。災害復旧費、決算額 969,840 円、歳出に占める割合 0.0%、対前年増減額が 4,314 円の減、対前年増減率 0.4%の減です。公債費、決算額 702,234,150 円、歳出に占める割合 12.9%、対前年増減額 2,594,137 円の減、対前年増減率 0.4%の減です。減額の主な要因は、平成 16 年度借入の過疎対策事業債や平成 18 年度借入の農業農村整備事業に係る一般公共事業債等の償還が終了したことによります。諸支出金、決算額 348,113,698 円、歳出に占める割合 6.4%、対前年増減額 3,236,614 円、対前年増減率 0.9%。増額の主な要因は減債基金、一般積立金の増によるものです。

次、特別会計です。国民健康保険特別会計は、平成 30 年度から県と町が協同して事業の運営を担うことに伴いまして、平成 28 年度から情報連携や事務の効率化、広域化の準備を進めることになりました。介護保険特別会計です。行政サービス水準の維持、事務の効率化などを図るため、平成 30 年度から介護保険の保険者を東三河広域連合として統合することから、その準備を進めております。後期高齢者医療保険特別会計では、愛知県後期高齢者医療広域連合と事務を連携しています。該当となる 75 歳以上の人口は、減少傾向にありますので、これに伴い医療費の給付総額も減少傾向になっております。簡易水道特別会計は、通常の設定維持管理と老朽化した施設や管渠の更新工事を中心に事業を進めました。公共下水道特別会計は、平成 33 年 4 月の一部供用開始を目標に、平成 28 年度は枝線管渠の基本設計や処理場用地の造成設計等を行いました。農業集落排水特別会計は、施設の耐震診断を実施し最適整備構想を策定して施設の老朽化に伴う更新を計画的に進めました。町営バス特別会計は利用者は年々減少傾向にあります。前年度までに 3 路線の車両更新を行いましたので、修繕に係る費用は減少しました。つぐ診療所特別会計は、受付・診察・会計・保険請求などの業務を迅速、正確に行うことができるよう、電子カルテシステムを導入いたしました。田口、段嶺、名倉、津具の各財産区特別会計は、それぞれの財産を適正に管理運営をするように努めました。今回、地方自治法第 233 条第 5 項に規定する主要な施策を説明する書類として、平成 28 年度からこれまでの主要施策成果報告書にかえて決算成果報告書を提出しております。わかりやすく成果のみえる報告書により、議会に対して決算の内容等を適切に説明できるようにします。当初予算の添付資料である当初予算の概要と連動させ、予算決算のマネジメントサイクルの構築により、効果的効率的な行政運営を推進します。設楽町財政の予算イコールプラン、予算執行イコール DO、決算イコールチェック、事業評価イコールアクションという PDCA サイクルを構築します。決算成果報告書では昨年同様、過去の各指標を 10 年間のグラフ化しております。今回、新たに普通交付税及び臨時財政対策債の状況も掲載いたしました。これらを御覧になることにより、今後の財政状況も概ね推察できるかと思えます。ただしこの中で経常収支比率につきましては、平成 24 年度から上昇傾向にあり、人口減による税収の減、普通交付税も減少していくことから、比率の分母となる経常一般財源は確実に減少していくことに対して、施設等の維持管理費等は反対に増加が予想されます。この比率は財政の硬直化の指標となりますので、今後も注意深く見守っていく必要があると思っております。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。次に監査委員の決算審査の御意見を、後藤代表監査委員にお願いします。

代表監査委員 それでは監査の結果を報告します。地方自治法第 233 条第 2 項及び第 241 条第 5 項の規定により決算審査に付された、平成 28 年度設楽町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに各基金の運用状況等について、意見書により説明

します。

審査は平成 29 年 7 月 31 日から 8 月 3 日までの 4 日間で、山口監査委員と実施しました。審査の対象は、平成 28 年度設楽町一般会計及び各特別会計並びに各基金です。一般会計及び特別会計 12 の歳入歳出にかかる決算総額は、歳入総額 8,082,916,056 円、歳出総額 7,941,251,413 円、差引額 141,664,643 円で、その内訳は表 1 一般会計及び表 2 特別会計のとおりです。また一般会計 12 及び特別会計 13 の計 25 基金にかかる決算年度中の増減高及び決算年度末の現在高の合計額は、前年度末現在高 4,277,838,214 円、決算年度中増減高 335,386,975 円の増です。決算年度末現在高 4,613,195,303 円であり、その内訳は表 3 各基金の総括表のとおりです。審査に当たっては、決算書附表、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況調書を対象として、計数上の誤りの有無、財政運営の健全性、財産管理の的確性、さらに予算の執行については、関係法令に従い正確かつ効率的に実施されたか等に主眼を置き、例月出納検査及び定例監査の結果も参考にして、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続きを実施しました。審査の結果としまして、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各基金の運用状況調書の計数は、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、計数については適正と認められました。

財政状況として、平成 28 年度の決算規模は、一般会計では歳入総額 5,508,197,389 円、歳出総額 5,447,616,061 円、差引額 60,581,328 円となっており、特別会計では歳入総額 2,574,718,667 円、歳出総額 2,493,635,352 円、差引額 81,083,315 円となっています。一般会計の歳出面での決算規模は、平成 27 年度との比較において、町営住宅建設、名倉保育園建設工事等の終了により、約 11.1%減少しました。歳入面でも約 15.3%の減少となりました。特別会計の決算規模は、平成 27 年度との比較において、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び農業集落排水特別会計のなかにおいて減少したことにより、歳入面で約 9.9%、歳出面では約 11.1%の減少となりました。財政全体として、歳入及び歳出にかかる予算と執行は、概ね効率的効果的に配分され、適正に執行されたものと認められます。

財政運営については、国及び地方とも財政状況が厳しいなか、当町においては水源地域整備事業負担金と水源地域振興事業助成金の歳入がありますが、道の駅清嶺建設事業や歴史民俗資料館建設事業の大型事業の他、設楽ダム関連事業等が計画、執行されていくことから、今後とも健全で適切かつ的確な将来を見据えた財政運営を望みます。

改善を要する事項として、介護保険特別会計において平成 28 年度の高額介護サービス費の未支給分の一部が未だに処理されておらず、早期に是正するとともに今後はチェック体制を見直し再発防止されることを望みます。決算審査の結果

は以上です。

議長 会議は5時までとなっておりますが、継続することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 提案理由の説明と監査委員の審査意見の報告がありました。監査委員の審査意見について質疑を行います。質疑はありませんか。

5 金田 恐れ入ります。改善事項について、介護保険特別会計における未処理の部分について、担当課から結構ですので、詳しく説明をお願いしたいと思うのですが。

町民課長 監査委員の意見に対する質疑の場と思いますが、いかがいたしましょうか。

5 金田 すみません。それでは監査委員さんにお聞きします。聞き直させていただきます。お願いします。

代表監査委員 詳しい内容については担当課長のほうからお願いしたいと思いますが、高額介護サービス費の28年度の未払い分として14,000,000円の未払いがあるのですが、システム上の不備により、未だにまだ支払われていないという報告を受けております。これは28年度において、審査、監査を、チェック体制をしっかりとっておれば防げたものですから、そういう意見をしました。

議長 他にありませんか。

5 金田 それでは、今監査委員さんから御指摘がありましたように、詳細については担当課から聞くようにということでしたので、この場で説明できればお願いしたいと思うのですが。

それでは決算委員会場で詳しくお聞きしたいと思いますので、ただいまの質問撤回します。

議長 他にありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。お諮りします。認定第1号から認定第13号までの13議案については、慎重審査の必要があると認められますので、議長を除く10名で構成する決算特別委員会を設置して審査したいと思いますと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしです。認定第1号から認定第13号までの13議案については、10名による決算特別委員会を設置し、付託して審査することに決定しました。お諮りします。決算特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、今泉吉人君、河野清君、松下好延君、金田文子君、高森陽一郎君、熊谷勝君、土屋浩君、山口伸彦君、田中邦利君、金田敏行君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。決算特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。決算特別委員会の方は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委

員長の互選を行い、その結果を報告願います。お諮りします。ここで、暫時休憩することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩とします。

休憩 午後 5 時 00 分

再開 午後 5 時 08 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長の互選について報告がありました。委員長に、11 番金田敏行君、副委員長に 5 番金田文子君が選任されました。御承知おきください。なお、決算特別委員会は、9 月 7 日午前 9 時から総務建設委員会所管、9 月 11 日午前 9 時から文教厚生委員会所管です。よろしく願います。

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。本日は、これで散会とします。

散会 午後 5 時 10 分